

締約國ハ司法手續ニ訴フルニ先チ且聯盟理事會及聯盟總會ノ權能及職權ヲ害スルコトナクシテ右紛争ヲ交通及通過ニ關スル聯盟國ノ諮問及專門機關トシテ國際聯盟ニ依リ設置セララルル機關ニ其ノ意見ヲ徵スル爲付託スヘキコトヲ約ス

緊急ノ場合ニ於テハ假意見トシテ紛争ノ原因ト爲リシ行爲又ハ事實ノ前ニ存在シタル通過自由ニ關スル便益ヲ回復スルコトヲ就中目的トスル一時的措置ヲ勸告スルコトヲ得

第十四條 或締約國ノ領土内ニ在リ又ハ其ノ領土ニ接壤シ且右領土ニ比シ面積狭ク人口少キ地方又ハ袋地ニシテ其ノ本國タル別國ノ隔在セル部分又ハ殖民地ヲ形成シ且行政上ノ理由ニ因リ之ニ本規程ノ條項ヲ適用スルコト能ハサル場合アルコトヲ慮リ右條項ハ之ヲ該地方又ハ袋地ニ適用セザルヘキコトヲ約ス

前項ノ規定ハ殖民地又ハ屬領力其ノ面積ニ比シ非常ニ長キ境界線ヲ有シ其ノ結果必要ナル稅關上及警察上ノ監視ヲ爲スコト實際上不可能ナル場合ニ之ヲ適用ス

尤モ前二項ノ場合ニ於テ關係國ハ本規程ノ原則ヲ尊重スル制度ニシテ爲シ得ル限リ通過及交通ヲ容易ナラシムヘ

右目的ヲ達成スルノ最良方法ハ成ルヘク多數ノ國カ後日加入シ得ヘキ一般條約ニ依ルコトヲ思ヒ

又千九百二十二年四月十日(ジュネーヴ)ニ於テ開催セラレタル會議ハ國際聯盟ノ理事會及總管ノ承認ヲ經テ該聯盟ノ權限アル機關ニ送付セラレタル決議ニ於テ平和條約中ニ規定セララルル交通制度ニ關スル國際條約カ成ルヘク速ニ締結セラレ且施セラレヘキコトヲ要求シタルニ依リ又「ヴェルサイユ」條約第三百七十九條及其ノ他ノ條約中ノ對當條項ハ港ノ國際制度ニ關スル一般條約ノ作成ニ關シ規定スルニ依リ

千九百二十三年十一月十五日「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル會議ニ參加スルコトニ關スル國際聯盟ノ招請ヲ受諾シ

右會議ニ於テ採擇セラレタル港ノ國際制度ニ關スル規程ノ條項ヲ實施シ且此ノ爲ニ一般條約ヲ締結スルコトヲ希望シ締約國ハ左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ(委員氏名省略)

右各員ハ其ノ全權委任狀ヲ示シ之カ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ如ク協定セリ

第一條 締約國ハ千九百二十三年十一月十五日「ジュネーヴ」ニ於テ採擇セラレタル港ノ國際制度ニ關スル規程ノ條項ヲ實施スルコトヲ協定セリ

海港ノ國際制度ニ關スル條約及規程

キモノヲ適用スヘシ

第十五條 本規程ハ同一主權國ノ部分ヲ構成シ又ハ其ノ保護ノ下ニ置カルル地域相互間ノ權利及義務ニ付テハ此等ノ地域カ各別ニ國際聯盟ノ聯盟國タルト否トヲ問ハス何等ノ規律シタルモノト解釋スヘカラサルモノトス

海港ノ國際制度ニ關スル條約及規程

(大正十五年十月二十八日) 條約 第五號

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ大正十二年十二月九日瑞西國「ジュネーヴ」ニ於テ帝國全權委員カ關係各國全權委員ト共ニ署名シタル海港ノ國際制度ニ關スル條約及規程並署名議定書ヲ該規程第十二條ニ掲ケラルル移民ニ關スル權利ヲ留保シテ批准シ茲ニ之ヲ公布セシム

獨逸國(以下締約國元首名省略)ハ其ノ主權又ハ權力ノ下ニ在ル海港ニ於テ國際貿易ノ爲ニ一切ノ締約國ノ船舶、其ノ積荷及旅客ノ間ニ均等ナル待遇ヲ保障スルコトニ依リ國際聯盟規程第二十三條(ホ)ニ掲ケル交通ノ自由ヲ成ルヘク完全ニ確保セムコトヲ希望シ

「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタル交通及通過ニ關スル第二回總會ニ依リ採擇セラレタル本條約附屬ノ海港ノ國際制度ニ關スル規程ヲ受諾スルコトヲ宣言スル

右規程ハ本條約ノ一部ヲ構成スルモノト認メラルヘシ從テ締約國ハ同規程中ニ定ムル條項及條件ニ從ヒ同規程ノ義務及約定ヲ受諾スルコトヲ茲ニ宣言ス

第二條 本條約ハ千九百十九年六月二十八日「ヴェルサイユ」ニ於テ署名セラレタル平和條約又ハ其ノ他ノ同種ノ諸條約ノ署名國又ハ受益國ニ關スル限リ右諸條約ノ規定ヨリ生スル權利及義務ニ何等ノ影響ヲ及ホスコトナシ

第三條 本條約ハ佛蘭西語及英吉利語ノ本文ヲ以テ共ニ正文トシ本日ノ日附ヲ有スヘク且「ジュネーヴ」會議ニ其ノ代表者ヲ出セル國、國際聯盟ノ聯盟國及署名ノ爲國際聯盟理事會ヨリ條約ノ謄本ヲ送付セラレタル國ハ何レモ千九百二十四年十月三十一日迄之ニ署名スルコトヲ得ヘシ

第四條 本條約ハ批准ヲ要ス批准書ハ國際聯盟事務總長ニ之ヲ寄託スヘク事務總長ハ之カ受領ヲ本條約ニ署名シ又ハ加入シタル一切ノ國ニ通知スヘシ

第五條 第一條ニ掲ケタル會議ニ代表者ヲ出セル國、國際

聯盟ノ聯盟國又ハ加入ノ爲國際聯盟理事會ヨリ條約ノ際
本ヲ送付セラレタル國ハ何レモ千九百二十四年十一月一
日以後本條約ニ加入スルコトヲ得

加入ハ國際聯盟事務局ノ記錄ニ寄託スル爲事務總長ニ送
付スル文書ニ依リ之ヲ爲スヘシ事務總長ハ直ニ該寄託ヲ
本條約ニ署名シ又ハ加入シタル一切ノ國ニ通知スヘシ

第六條 本條約ハ五國ノ名ニ於テ批准セララル迄實施セラ
レサルヘシ其ノ實施ノ日ハ國際聯盟事務局總長カ第五ノ批
准書ヲ受領シタル後九十日目トス爾後本條約ハ其ノ批准
書又ハ加入ノ通告ノ受領ノ後九十日ニシテ各當該國ニ關
シ效力ヲ生スヘシ

事務總長ハ國際聯盟規約第十八條ノ規定ニ從ヒ本條約ノ
實施ノ日ニ於テ本條約ヲ登錄スヘシ

第七條 國際聯盟事務局總長ハ本條約ニ署名シ、之ヲ批准シ
之ニ加入シ又ハ之ヲ廢棄シタル當事國ヲ、第九條ノ規定
參酌ノ上、表示スル特別ノ記錄ヲ保存スヘシ右記錄ハ聯
盟國ヲシテ何時ニテモ之ヲ閱覽スルコトヲ得シムヘク又

聯盟理事會ノ指示ニ從ヒ成ルヘク屢之ヲ公表スヘシ
第八條 前記第二條ノ規定ハ之ヲ留保シ各當事國ハ自國ニ
關シ本條約ノ實施セラレタル日ヨリ五年ヲ經タル後ハ之

千九百二十三年十二月九日「ジュネーヴ」ニ於テ本書一冊
ヲ作成シ之ヲ國際聯盟事務局ノ記錄ニ寄託保存ス（署名省
略）

海港ノ國際制度ニ關スル規程

第一條 航海船ノ平常出入シ且外國貿易ノ爲使用セララル

一切ノ港ハ本規程ノ意味ニ於テ海港ト認メラルヘシ

第二條 相互主義ノ原則ニ從ヒ且第八條第一項ニ掲クル留

保ノ下ニ各締約國ハ其ノ主權又ハ權力ノ下ニ在ル海港ニ

於テ該海港ヘノ出入ノ自由及該海港ノ使用ニ關シ並船舶

其ノ積荷及旅客ニ右締約國カ許與スル航海上及商業經營

上ノ便益ノ完全ナル享有ニ關シ他ノ各締約國ノ船舶ニ對

シ自國船舶又ハ他ノ何レカノ國ノ船舶ニ許與スルト均等

ナル待遇ヲ許與スヘキコトヲ約ス

斯ク確立セラレタル均等待遇ハ碇泊地點ノ振當、荷積上
及荷卸上ノ便益ノ如キ一切ノ種類ノ便益並政府、官公署
特許事業者若ハ各種企業ノ名ニ於テ又ハ其ノ計算ニ於テ
課セラルル一切ノ種類ノ税金及料金ニ及フヘシ

第三條 前條ノ規定ハ權限アル港ノ官憲カ港務ノ適當ナル
處理ノ爲ニ便宜ナリト認ムル措置ヲ執ルノ自由ヲ何等制

海港ノ國際制度ニ關スル條約及規程

七七五

ヲ廢棄スルコトヲ得廢棄ハ國際聯盟事務局總長ニ宛テタル
書面ノ通告ニ依リ之ヲ爲スヘシ

事務總長ハ直ニ他ノ一切ノ當事國ニ右通告ノ謄本ヲ送付
シ右通告受領ノ日ヲ通知スヘシ

廢棄ハ事務局總長カ其ノ通告ヲ受領シタル日ノ後一年ニシ
テ其ノ效力ヲ生シ且通告ヲ爲シタル國ニ關シテノミ效力
アルモノトス

第九條 本條約ニ署名シ又ハ加入スル國ハ其ノ本條約ノ受
諾カ其ノ主權又ハ權力ノ下ニ在ル殖民地、海外屬地、保
護領又ハ海外地域ノ何レカ又ハ全部ヲ含マサル旨ヲ其ノ
署名、批准又ハ加入ノ際宣言スルコトヲ得ヘク且右宣言

ニ依リ除外セララル右殖民地、海外屬地、保護領又ハ地
域ノ爲ニ其ノ後ニ於テ第五條ノ規定ニ從ヒ加入スルコト
ヲ得ヘシ

廢棄ハ亦右殖民地、海外屬地、保護領又ハ地域ニ付各別
ニ之ヲ爲スコトヲ得ヘク第八條ノ規定ハ右廢棄ニ適用セ
ラルヘシ

第十條 本條約ノ改正ハ締約國ノ三分ノ一ニ依リ何時ニテ
モ之ヲ請求スルコトヲ得ヘシ
右議院トシテ前記各全權委員ハ本條約ニ署名セリ

限スルモノニ非ス但シ右措置ハ同條ニ規定セララル均等
待遇ノ原則ニ適合スルモノタルヘシ

第四條 海港ノ使用ニ對シ課セララル一切ノ税金及料金ハ
其ノ實施前適當ニ之ヲ公表スヘシ

前項ノ規定ハ港ノ内規及規則ニ之ヲ適用スヘシ
各海港ニ於テハ港ノ官憲ハ現行ノ税金及料金ノ表並内規
及規則ノ寫ヲ備ヘテ一切ノ利害關係者ノ閱覽ニ供スヘシ

第五條 締約國ノ主權又ハ權力ノ下ニ在ル貨物ノ輸入又ハ
輸出ニ對シ課セララルヘキ關稅及其ノ他ノ類似ノ稅、地方
入市稅若ハ消費稅又ハ附帶的課金ノ決定及適用ヲ爲スニ

付テハ船舶ノ國籍ハ之ヲ考慣ニ入ルヘカラス從テ締約國
中ノ何レカノ國ノ船舶ノ不利益ト爲ルヘキ何等ノ差別ハ
右船舶ト港ノ上ニ主權若ハ權力ヲ有スル國ノ船舶又ハ其
ノ他ノ何レカノ國ノ船舶トノ間ニ於テ之ヲ設クルコトヲ
得ス

第六條 第二條ニ規定スル海港ニ於ケル均等待遇ノ原則カ
海港ヲ使用スル締約國ノ船舶ニ對スル他ノ差別方法ノ採
用ニ依リテ實際上無効ナラシメラルコトヲカカシムル
爲各締約國ハ其ノ千九百二十三年十二月九日「ジュネー
ヴ」ニ於テ署名セラレタル鐵道ノ國際制度ニ關スル條約

海港ノ國際制度ニ關スル條約及規程

七七五

ノ當事國タルト否トヲ問ハス該條約附屬規程ノ第四條、第二十條、第二十一條及第二十二條ノ規定カ海港ニ到リ又ハ之ヨリ發スル運輸ニ適用セラレ得ル限リ之ヲ適用スヘキコトヲ約ス前記諸條ハ右條約ノ署名議定書ノ規定ニ從ヒ之ヲ解釋スヘシ(附屬書參照)

第七條 特別ナル地理上、經濟上又ハ技術上ノ特殊狀態ニ基ク理由ノ如キ例外ヲ設クルノ正當ナル特別理由アル場合ヲ除クノ外締約國ノ主權又ハ權力ノ下ニ在ル海港ニ於テ課セラルル關稅ハ同國ノ他ノ關稅境界ニ於テ同一種類ニ屬シ同一發送地ヨリ來リ又ハ同一到達地ニ到ル貨物ニ課セラルル關稅ヲ超ユルコトヲ得ス

締約國ノ一カ貨物ヲ輸入シ又ハ輸出スル他ノ通路ニ於テ前記ノ特別理由ニ依リ關稅上ノ特別便宜ヲ許與スルトキハ同國ハ其ノ主權又ハ權力ノ下ニ在ル海港ニ依ル輸入又ハ輸出ニ對スル不公正ナル差別ノ手段トシテ該便宜ヲ使用スルコトヲ得ス

第八條 締約國ノ各ハ該締約國ノ船舶、其ノ積荷及旅客ニ對シ本規程ノ條項ヲ自己ノ主權又ハ權力ノ下ニ在ル海港ニ於テ有效ニ適用セサル國ノ船舶ニ對シ、外交手續ニ依リ通告ヲ爲シタル後、均等待遇ノ便宜ヲ停止スルノ權ヲ

右法規ノ要件ヲ充スモノトシテ特別許可ヲ與ヘラレタル船舶ノミニ局限スルノ權利ヲ留保スル旨ヲ本條約ノ署名又ハ批准ノ際宣言スルノ權能ヲ有スヘシ尤モ右權利ヲ行使スルニ付テハ締約國ハ能ク限リ本規程ノ原則ニ從フヘシ

斯ク出移民ノ運送ヲ許サレタル船舶ハ本規程ノ一切ノ利益ヲ一切ノ海港ニ於テ享有スヘシ

第十三條 本規程ハ一切ノ船舶ニ對シ其ノ所有者又ハ管理者ノ公私ヲ問ハス之ヲ適用ス

尤モ本規程ハ軍艦、警察上若ハ行政上ノ職務ヲ執行スル船舶、一般ニ何等カノ公權ヲ行使スル船舶又ハ國ノ海軍陸軍若ハ空軍ノ爲ニ一時專用セラルル其ノ他ノ船舶ニ對シテハ何等之ヲ適用セサルモノトス

第十四條 本規程ハ漁船又ハ其ノ漁獲物ニ何等適用ナキモノトス

第十五條 締約國カ他ノ國ノ領域ニ到リ又ハ之ヨリ來ル貨物又ハ旅客ノ通過ヲ容易ナラシムル爲條約、協約又ハ取極ニ基キ自國海港ノ一定區域内ニ於テ該國ニ對シ特殊權利ヲ許與シタル場合ニハ他ノ締約國ハ同様ナル特殊權利ノ要求ヲ支持スル爲本規程ノ條項ヲ援用スルコトヲ得ス

海港ノ國際制度ニ關スル條約及規程

留保ス

前項ニ規定セル處置ヲ執ラレタル場合ニ於テハ處置ヲ執リタル國及處置ヲ受ケタル國ハ何レモ常設國際司法裁判所ニ、書記宛ノ請求ニ依リ、出訴スルノ權利ヲ有スヘシ同裁判所ハ簡易手續ノ規則ニ從ヒ右事件ヲ解決スヘシ

尤モ各締約國ハ本條第一項ニ規定スル處置ヲ執ルノ權利ヲ拋棄スル旨ノ宣言ヲ爲スコトアルヘキ他ノ國ニ對シ右處置ヲ執ルノ權利ヲ拋棄スルコトヲ本條約ノ署名又ハ批准ノ際宣言スルノ權利ヲ有スヘシ

第九條 本規程ハ海上沿岸貿易ニ何等適用ナキモノトス

第十條 各締約國ハ第二條及第四條ノ規定ニ違反セサル限リ自國ノ海港ニ於ケル曳船業務ニ關シ其ノ適當ト認ムル施設ヲ爲スノ權利ヲ留保ス

第十一條 各締約國ハ水先案内業務ヲ其ノ適當ト認ムル所ニ從ヒ組織シ且管理スルノ權利ヲ留保ス水先案内力強制的ナル場合ニ於テハ料金及提供セララルル便宜ニ付テハ第二條及第四條ノ規定ニ從フヘキモノトス尤モ各締約國ハ必要ナル技術的資格ヲ有スル自國民ニ對シ強制的水先案内ノ義務ヲ免除スルコトヲ得

第十二條 各締約國ハ自國法規ノ規定ニ從ヒ出移民運送ヲ

締約國タルト否トヲ問ハス他ノ國ノ海港ニ於テ前記ノ特殊權利ヲ享有スル各締約國ハ自國ト通商スル船舶、其ノ積荷及旅客ノ待遇ニ關シ本規程ノ條項ニ從フヘシ

非締約國ニ前記ノ特殊權利ヲ許與スル各締約國ハ前記權利ヲ享有スルニ至ル國ニ對シ許與ノ條件ノ一トシテ該國ト通商スル船舶、其ノ積荷及旅客ノ待遇ニ關シ本規程ノ條項ニ從フノ義務ヲ課スルコトヲ要ス

第十六條 締約國カ其ノ國ノ安全又ハ緊切ナル利益ニ影響スル事變ノ場合ニ於テ執ルノ已ムナキニ至リタル一般又ハ特別の性質ノ措置ニ在リテハ例外トシテ且成ルヘク短期間ニ限リ第二條乃至第七條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得但シ本規程ノ原則ハ成ルヘク廣キ範圍ニ於テ之ヲ遵守スルコトヲ要スルモノトス

第十七條 何レノ締約國ト雖公衆衛生若ハ公安ノ爲又ハ動物ノ病疫豫防ノ爲其ノ領域内ニ入ルコトヲ禁止セラルル旅行者又ハ其ノ輸入ヲ禁止セラルル種類ノ貨物ニ對シ通過ヲ許容スルノ義務ヲ本規程ニ依リ負フコトナカルヘシ通過運輸以外ノ運輸ニ關シテハ何レノ締約國ト雖其ノ國法ニ依リ其ノ領域内ニ入ルコトヲ禁止セラルル旅行者又ハ之ニ依リ輸入若ハ輸出ヲ禁止セラルル貨物ノ輸送ヲ

許容スルノ義務ヲ本規程ニ依リ負フコトナカルヘシ
各締約國ハ危險ナル貨物又ハ之ト類似ノ性質ヲ有スル貨
物ノ輸送ニ關シ必要ナル豫防措置及自國領域ニ入り又ハ
之ヨリ出ツル移民ノ取締ヲモ包含スル一般警察措置ヲ執
ルノ權利ヲ有スヘシ但シ該措置ハ本規程ノ原則ニ反スル
何等ノ差別ヲ齎スコトヲ得サルモノトス

本規程ハ締約國ノ一方其ノ當事國タル又ハ今後締結セラ
ルルコトアルヘキ一般の國際條約殊ニ國際聯盟ノ主宰ノ
下ニ締結セララルル條約ニシテ婦人及兒童ノ賣買ニ關シ又
ハ阿片其ノ他ノ有害藥物、武器若ハ漁業產物ノ如キ特殊
ノ物品ノ通過、輸出若ハ輸入ニ關スルモノニ從ヒ或ハ工
業所有權、文學的若ハ美術的著作權ノ侵害ヲ防止スルコ
トヲ目的トスル又ハ虛偽ノ標章、虛偽ノ原產地表示若ハ
其ノ他ノ不正競争方法ニ關スル一般の條約ニ從ヒ執ルコ
トヲ要スル措置又ハ執ルコトヲ要スト思惟スルコトアル
ヘキ措置ニ何等ノ影響ヲ及ホササルヘシ

第十八條 本規程ハ戰時ニ於ケル交戰國及中立國ノ權利及
義務ヲ規定スルモノニ非ス尤モ本規程ハ戰時ニ於テ右權
利及義務ノ許ス限度ニ於テ其ノ效力ヲ持續スヘシ
第十九條 締約國ハ千九百二十三年十二月九日現行ノ諸條

盟ニ依リ設置セララルル機關ニ勸告的意見ヲ徵スル爲右紛
争ヲ付託スルコトヲ得緊急ノ場合ニ於テハ假意見トシテ
紛争ノ原因ト爲リシ行爲又ハ事實ニ先チ存在シタル國際
運輸上ノ便益ヲ恢復スルノ措置ヲ包含スル一時的措置ヲ
勸告スルコトヲ得

前項ニ掲ケタル手續中ノ何レニ依ルモ紛争ヲ解決スルコ
ト能ハサルニ至リタルトキハ締約國ハ其ノ相互間ノ協定
ニ基キ右紛争ヲ常設國際司法裁判所ニ付託スルコトニ決
シタルカ又ハ決スヘキ場合ヲ除キ之ヲ仲裁裁判ニ付託ス
ヘシ

第二十二條 事件ヲ常設國際司法裁判所ニ付託シタル場合
ニ於テハ該事件ハ同裁判所規程第二十七條ニ規定スル條
件ニ依リ之ヲ裁判スヘシ

仲裁裁判ニ付シタル場合ニ於テ當事國カ別段ノ決定ヲ爲
ササル限り各當事國ハ一名ノ仲裁裁判官ヲ任命シ右仲裁
裁判官ハ仲裁裁判所ノ第三ノ裁判官ヲ選定スヘク又右仲
裁裁判官ノ意見一致セサルトキハ常設國際司法裁判所規
程第二十七條ニ掲クル交通及通過事件補佐員ノ名簿中ヨ
リ國際聯盟理事會之ヲ選定スヘシ此ノ後ノ場合ニ於テハ
第三仲裁裁判官ハ聯盟規約第四條ノ最終ヨリ第二番目ノ

海港ノ國際制度ニ關スル條約及規程

約ニシテ本規程ノ條項ニ牴觸スルモノニ對シ、事情ノ許
ス限り速ニ及如何ナル場合ニ於テモ右條約ノ終了ニ際シ
關係國又ハ關係地方ノ地理的、經濟的又ハ技術的事情ノ
許ス限り該條項ト調和セシムル爲ニ必要ナル修正ヲ加フ
ルコトヲ約ス

右規定ハ海港ノ全部又ハ一部ノ利用ニ付千九百二十三年
十二月九日以前ニ許與セラレタル特許ニ對シ適用セラル
ヘシ

第二十條 本規程ハ本規程ニ規定セララルルモノヨリモ一層
大ナル便益ニシテ海港ノ使用ニ關シ本規程ノ原則ニ合致
スル條件ヲ以テ許與セラレタルモノノ撤廢ヲ何等齎スモ
ノニ非ス本規程ハ又將來ニ於テ右ノ如キ一層大ナル許與
スルコトノ禁止ヲ齎スモノニ非ス

第二十一條 第八條第二項ノ規定ヲ害スルコトナク、本規
程ノ解釋又ハ適用ニ關シ締約國間ニ生スルコトアルヘキ
紛争ハ左ノ方法ニ依リ解決セララルヘシ

直接ニ當事國間ニ於テ又ハ其ノ他ノ友誼的解決方法ニ依
リ右紛争ヲ解決スルコト能ハサルニ至リタルトキハ紛争
當事國ハ仲裁裁判手續又ハ司法的解決ニ訴フルニ先チ交
通及通過ニ關スル聯盟國ノ諮問及專門機關トシテ國際聯

項及第五條第一項ノ規定ニ從ヒ之ヲ選定スヘシ
仲裁裁判所ハ當事國相互間ニ一致セル付託條件ヲ基礎ト
シテ事件ヲ裁判スヘシ當事國間ニ一致ヲ見ルニ至ラサル
トキハ仲裁裁判所ハ當事國ノ提出ニ係ル要求ヲ考査ノ上
其ノ全員ノ一致ヲ以テ自ラ付託條件ヲ作成スヘシ全員ノ
一致ヲ得ルコト能ハサルトキハ國際聯盟理事會ハ前項ニ
規定スル條件ニ依リ付託條件ヲ決定スヘシ手續カ付託條
件中ニ定メラレサルトキハ仲裁裁判所之ヲ定ムヘシ

仲裁裁判ノ進行中付託條件中ニ反對ノ規定ナキ限り國際
法上ノ問題又ハ本規程ノ法律的意義ニ關スル問題ニシテ
仲裁裁判所カ當事國中ノ一國ノ請求ニ依リ其ノ解決ヲ以
テ紛争解決上必要ナル前提ナリト宣シタルモノハ當事國
ニ於テ之ヲ常設國際司法裁判所ニ付託スルノ義務ヲ有ス

第二十三條 本規程ハ同一主權國ノ部分ヲ構成シ又ハ其ノ
保護ノ下ニ置カラルル地域相互間ノ權利及義務ニ付テハ此
等ノ地域カ各別ニ締約國タルト否トヲ問ハス何等之ヲ規
律シタルモノト解釋スヘカラサルモノトス

第二十四條 前諸條ハ何レモ國際聯盟ノ聯盟國トシテノ締
約國ノ權利又ハ義務ニ何等影響ヲ及ホスモノト解スヘカ
ラス

鐵道ノ國際制度ニ關スル規程ノ條項ノ本文及署名議定書中ニ記載セラルル右條項ニ關スル規定ノ本文左ノ如シ

第四條 運輸ニ關スル諸種ノ需要ニ應スルニ足ルヘキ鐵道經營上ノ伸縮力ヲ許容スルノ必要ヲ認メ締約國ハ經營ノ完全ナル自由カ國際運輸ヲ阻礙スルコトナクシテ行使セラルルコトヲ確保スルト共ニ該自由ヲ毀損スルコトナク維持セムトスルノ意思ヲ有ス

締約國ハ國際運輸ニ對シ相當ナル便益ヲ與ヘ且他ノ締約國、其ノ國民又ハ其ノ船舶ニ對スル一切ノ不正ナル差別ヲ設ケサルコトヲ約ス

本條ノ規定ノ利益ハ單一契約ニ依リ規律セラルル運輸ノミニ局限セラルルモノニ非スシテ本規程第二十一條及第二十二條ニ掲クル條件ニ從ヒ該二條ニ規定セル運輸ニモ亦及フヘキモノトス

第二十條 締約國ハ商業及商業上ノ競争ノ諸種ノ要求ニ能フ限り密接ニ適合シ得ルニ足ルヘキ伸縮力ヲ運賃表ニ與フルノ一般の必要ヲ認メ自國法規ノ承認スル原則ニ從ヒ其ノ運賃表ヲ作成スルノ完全ナル自由ヲ保持ス但シ右自由ハ國際運輸ヲ阻礙スルコトナクシテ行使セラルヘキモノトス

關シ之ヲ輸入シタル又ハ之ヲ輸出スヘキ船舶ノ國籍ノ如何ニ拘ラス鐵道ニ依ル該貨物ノ國內運輸及國際運輸ニ對シ均シク適用セラルヘシ

署名議定書、船旗ノ考量ノミニ基ク船舶ノ差別待遇ハ鐵道ノ國際制度ニ關スル規程ノ第四條及第二十條ノ意味ニ於ケル不正ナル差別ト認メラルヘキモノトス

海港ノ國際制度ニ關スル條約

ノ署名議定書

海港ノ國際制度ニ關スル本日附ノ條約ニ署名スルニ當リ正當ナル委任ヲ受ケタル下名ハ左ノ如ク協定セリ

一 本規程ノ條項ハ避難港トシテ特ニ構築セラレタルモノニ適用セラルヘキモノトス

二 千九百十三年ノ「水先案内法」第二十四條ノ規定ニ關スル英國政府ノ留保ハ受諾セラレタルモノトス

三 船舶仲立業者ニ關シ佛蘭西國ノ法令ニ規定セラルル義務ハ海港ノ國際制度ニ關スル規程ノ原則及精神ニ反スルモノト認ムヘカラサルモノトス

四 海港ノ國際制度ニ關スル規程ノ第二條ニ規定セラルル相互條件ハ右規程ノ利益ノ享有ニ付締約國ニシテ全然海港ヲ有セス且他國ノ海港ノ地帯ニ於テ右規程第十

海港ノ國際制度ニ關スル條約ノ署名議定書・船中ニ於ケル移民監督ノ單純化ニ關スル條約 七八一

ノトス

締約國ハ運賃額及運賃表ノ適用條件ニ關シ相當ナル運賃表ヲ國際運輸ニ適用スルコトヲ約シ且他ノ締約國、其ノ國民又ハ其ノ船舶ニ對シ一切ノ不正ナル差別ヲ設ケサルコトヲ約ス

右諸規定ハ前諸項ニ規定セラルル原則ニ準據スル鐵道及海路ノ連絡運賃表ノ設定ヲ妨ケサルヘシ

第二十一條 第二十條ノ規定ノ利益ハ單一契約ニ基ク運送ノミニ之ヲ局限スヘカラス右利益ハ鐵道、海路又ハ其ノ他ノ運送方法ニ依ル連續的送程ヨリ成ル運送ニシテ二以上ノ締約國ノ領域ニ互リ且各別ノ契約ニ依リ規律セラルルモノニ對シ左記條件ヲ履行スル限り均シク之ヲ及ホスヘシ

連續的契約中ノ各契約ニハ積送品ノ始發地及最終到達地ヲ明示スヘシ運送ノ全期間中貨物ハ運送者ノ監視ノ下ニ在ルコトヲ要シ又各運送者ニ依リ直接ニ且運送行爲及稅關、入市、警察又ハ其ノ他ノ行政上ノ手續ヲ完了スルニ必要ナルモノ以外ノ遲滞ナク其ノ引繼運送者ニ送付セラルルコトヲ要ス

第二十二條 第二十條ノ規定ハ一時港ニ留置カルル貨物ニ

五條ニ掲クル權利ヲ享有セサルモノヲ除外セサルヘキモノトス

五 締約國ノ船旗又ハ國籍カ本條約ノ適用ヲ受ケサル國又ハ領域ノ船旗又ハ國籍ト同一ナル場合ニ於テ本規程ニ依リ締約國ノ船旗又ハ國民ニ對シ確保セラレタル利益ヲ該國又ハ該領域ノ爲ニ要求スルコトヲ得ス

本議定書ハ本日附ノ規程ト同一ノ效力及有効期間ヲ有スヘク且其ノ一部ト認メラルヘシ

右證據トシテ前記各委員ハ本議定書ニ署名ス

千九百二十三年十二月九日「ジエネーヴ」ニ於テ本書一通ヲ作成シ之ヲ國際聯盟事務局ノ記錄ニ寄託保存ス認證牒本ハ會議ニ代表者ヲ出セル一切ノ國ニ送付セララルヘシ

(此ノ處ニ條約ノ末尾ニ掲ケタルモノト同一ノ署名入ル)

船中ニ於ケル移民監督ノ

單純化ニ關スル條約

(昭和三年十一月七日 條約 第七號)

國際聯盟ノ國際勞動機關ノ總會ハ

國際勞動事務局ノ理事會ニ依リ「ジエネーヴ」ニ招集セ

ラレ千九百二十六年五月二十六日ヲ以テ其ノ第八回會議ヲ開催シ

右會議ノ會議事項ノ問題タル船中ニ於ケル移民監督ノ單純化ニ關スル提案ノ採擇ヲ決議シ且該提案ハ國際條約案ノ形式ニ依ルベキモノナルコトヲ決定シ

國際労働機關ノ締盟國ニ依リ批准セララルガ爲「ヴェルサイユ」條約ノ第十三編及他ノ平和諸條約ノ對當編ノ規定ニ從ヒ千九百二十六年六月五日左ノ條約案ヲ採擇ス

第一條 本條約ノ適用ニ付テハ「移民船」及「移民」ノ定義ハ各國ニ付當該國ノ權限アル機關ニ依リ定メラルベシ

第二條 本條約ヲ批准スル各締盟國ハ移民船中ニ於テ移民保護ノ爲行ハルル公ノ監督ガ以下定ムル所ヲ除クノ外ニ國以上ノ政府ニ依リ行ハレザルノ原則ヲ承認スルコトヲ約ス

本條ハ他國政府ガ移民トシテ輸送セララルル其ノ國民ニ同伴セシムル爲隨時且該政府ノ費用ヲ以テ代表者ヲ視察者ノ資格ニ於テ及監督官ノ職務ヲ侵害セザルベキコトヲ條件トシテ船中ニ乗込マシムルコトヲ妨ゲザルベシ

第三條 移民監督官ガ移民船中ニ乗込マシメラルルトキハ右監督官ハ原則トシテ國旗國政府ニ依リ任命セララルベシ

ケル船長ノ權限ヲ侵害スルコトヲ得ザルベク船中ニ於ケル移民ノ保護及福利ニ直接關係アル法令、規則、協定又ハ契約ノ實施ヲ確保スルコトニノミ專ラ關與スベシ

第七條 船舶ノ目的港ニ到着シタル後八日以内ニ監督官ハ國旗國政府ニ報告ヲ爲スベク右政府ハ關係アル他國政府ヨリ豫メ其ノ要求アリタル場合ニ於テハ右他國政府ニ右報告ノ寫ヲ交付スベシ

第八條 「ヴェルサイユ」條約ノ第十三編及他ノ平和諸條約ノ對當編ニ定ムル條件ニ依ル本條約ノ正式批准ハ登錄ノ爲國際聯盟事務總長ニ之ヲ通告スベシ

第九條 本條約ハ事務總長ガ國際労働機關ノ締盟國中ノ二國ノ批准ヲ登錄シタル日ヨリ效力ヲ發生スベシ

本條約ハ該事務局ニ其ノ批准ヲ登錄シタル締盟國ノミヲ拘束スベシ

爾後本條約ハ他ノ何レノ締盟國ニ付テモ右事務局ニ其ノ批准ヲ登錄シタル日ヨリ效力ヲ發生スルモノトス

第十條 國際労働機關ノ締盟國中ノ二國ガ國際聯盟事務局ニ本條約ノ批准ノ登錄ヲ爲シタルトキハ事務總長ハ國際労働機關ノ一切ノ締盟國ニ右ノ旨ヲ通告スベシ事務總長

船中ニ於ケル移民監督ノ單純化ニ關スル條約

七八三

但シ右監督官ハ國旗國政府ト當該國民ガ船中ニ移民トシテ輸送セララルル他ノ一國又ハ二國以上ノ政府トノ間ノ協定ニ基キ他ノ一國政府ニ依リ任命セララルコトヲ得

第四條 監督官タルニ要スル實地經驗並ニ必要ナル専門的及道德的ノ資格ハ其ノ任命ニ付責任アル政府ニ依リ定メラルベシ

監督官ハ如何ナル方法ニ於テモ船舶所有者若ハ海運會社ト直接若ハ間接ニ關係ヲ有シ又ハ之ニ從屬スルコトヲ得ズ

本條ハ政府ガ例外トシテ且絶對必要ノ場合ニ於テ船醫ヲ監督官ニ任命スルコトヲ妨ゲザルベシ

第五條 監督官ハ移民ガ國旗國ノ法令若ハ適用アル其ノ他ノ法令ニ依リ又ハ國際協定若ハ其ノ輸送契約ノ條項ニ依リ有スル權利ノ尊重ヲ確保スベシ

國旗國政府ハ移民ノ狀態ニ關スル現行ノ法令又ハ規則ノ本文及右政府ニ通告セラレタル右ノ事項ニ關係アル國際協定又ハ契約ノ本文ヲ監督官(其ノ國籍ノ如何ニ拘ラズ)宛通告スベシ

第六條 船中ニ於ケル船長ノ權限ハ本條約ニ依リ制限セラレザルモノトス監督官ハ如何ナル方法ニ於テモ船中ニ於

ハ爾後該機關ノ他ノ締盟國ノ通告シタル批准ノ登錄ヲ一切ノ締盟國ニ同様ニ通告スベシ

第十一條 本條約ヲ批准スル各締盟國ハ千九百二十八年一月一日迄ニ第一條、第二條、第三條、第四條、第五條、第六條及第七條ノ規定ヲ實施シ且右規定ヲ實施スルニ必要ナルベキ措置ヲ執ルコトヲ約ス尤モ第九條ノ規定ニ從フモノトス

第十二條 本條約ヲ批准スル國際労働機關ノ各締盟國ハ「ヴェルサイユ」條約ノ第四百二十一條ノ規定及他ノ平和諸條約ノ對當條項ノ規定ニ依リ其ノ殖民地、屬地及保護國ニ之ヲ適用スルコトヲ約ス

第十三條 本條約ヲ批准シタル締盟國ハ本條約ノ最初ノ效力發生ノ日ヨリ十年ノ期間滿了後ニ於テ國際聯盟事務總長宛登錄ノ爲ニスル通告ニ依リ之ヲ廢棄スルコトヲ得右ノ廢棄ハ該事務局ニ登錄アリタル日以後一年間ハ其ノ效力ヲ生ゼズ

第十四條 國際労働事務局ノ理事會ハ少クトモ十年ニ一回本條約ノ施行ニ關スル報告ヲ總會ニ提出スベク且其ノ改正又ハ變更ニ關スル問題ヲ總會ノ會議事項ニ掲グベキヤ否ヤヲ審議スベシ

七八三

第十五條 本條約ハ佛蘭西語及英吉利語ノ本文ヲ以テ共ニ正文トス

前記ハ國際勞働機關ノ總會ニ依リ、「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレ且千九百二十六年六月五日閉會ヲ宣セラレタル其ノ第八回會議中適法ニ採擇セラレタル條約案ノ正文ナリトス

右證據トシテ千九百二十六年六月十五日署名ス
(署名省略)

船舶ニ依リ運送セラルル 重包裝貨物ノ重量標示ニ 關スル條約

(昭和六年三月二十五日
條約 第二二號)

國際聯盟ノ國際勞働機關ノ總會ハ

國際勞働事務局ノ理事會ニ依リ「ジュネーヴ」ニ召集セラレ千九百二十九年五月三十日ヲ以テ其ノ第十二回會議ヲ開催シ
右會議ノ會議事項ノ第一項目ノ一部タル船舶ニ依リ運送

ノ何レニ屬スベキヤハ各國ノ法令又ハ規則ニ於テ之ヲ決定スルコトヲ得

第二條 「ヴェルサイユ」條約ノ第十三編及他ノ平和諸條約ノ對當編ニ定ムル條件ニ依ル本條約ノ正式批准ハ登錄ノ爲國際聯盟事務局總長ニ之ヲ通告スベシ

第三條 本條約ハ國際聯盟事務局ニ其ノ批准ヲ登錄シタル締盟國ノミヲ拘束スベシ

本條約ハ事務總長ガ國際勞働機關ノ締盟國中ノ二國ノ批准ヲ登錄シタル日ヨリ十二月後ニ於テ效力ヲ發生スベシ
爾後本條約ハ他ノ何レノ締盟國ニ付テモ其ノ批准ヲ登錄シタル日ヨリ十二月後ニ於テ效力ヲ發生スベシ

第四條 國際勞働機關ノ締盟國中ノ二國ガ國際聯盟事務局ニ本條約ノ批准ヲ登錄ヲ爲シタルトキハ事務總長ハ國際勞働機關ノ一切ノ締盟國ニ右ノ旨ヲ通告スベシ事務總長ハ爾後該機關ノ他ノ締盟國ノ通告シタル批准ノ登錄ヲ一切ノ締盟國ニ同様ニ通告スベシ

第五條 本條約ヲ批准シタル締盟國ハ本條約ノ最初ノ效力發生ノ日ヨリ十年ノ期間滿了後ニ於テ國際聯盟事務局總長宛登錄ノ爲ニスル通告ニ依リ之ヲ廢棄スルコトヲ得右ノ廢棄ハ該事務局ニ登錄アリタル日ノ後一年間ハ其ノ效力

船舶ニ依リ運送セラルル重包裝貨物ノ重量標示ニ關スル條約

セラルル重包裝貨物ノ重量標示ニ關スル提案ノ採擇ヲ決議シ且

該提案ハ國際條約案ノ形式ニ依ルベキモノナルコトヲ決定シ

國際勞働機關ノ締盟國ニ依リ批准セラルルガ爲「ヴェルサイユ」條約ノ第十三編及他ノ平和諸條約ノ對當編ノ規定ニ從ヒ千九百二十九年六月二十一日左ノ條約案ヲ採擇ス

第一條 千キログラム(一メートル式トシ)以上ノ總重量ヲ有スル包裝貨物又ハ物品ニシテ海又ハ内地水路ニ依リ運送セラルル爲本條約ヲ批准スル締盟國ノ領域内ニ於テ發送セラルルモノハ船舶ニ積込マルルニ先チ其ノ總重量ヲ其ノ外部ニ明瞭ニ且耐久ノ標示スベシ

精確ナル重量ヲ決定スルコト困難ナル例外ノ場合ニ於テハ各國ノ法令又ハ規則ハ近似ノ重量ガ標示セラルルコトヲ許容スルコトヲ得

右ノ要件ガ遵守セラルルコトヲ監視スルノ義務ハ包裝貨物又ハ物品ガ發送セラルル國ノ政府ニノミ存シ右ガ其ノ目的地ヘノ途中ニ於テ通過スル國ノ政府ニハ存セザルベシ
前記重量標示ノ義務ガ發送者又ハ其ノ他ノ個人若ハ團體

ヲ生ゼズ

本條約ヲ批准シタル各締盟國ニシテ前項ニ掲グル十年ノ期間滿了後一年以内ニ本條約ニ定ムル廢棄ノ權利ヲ行使セザルモノハ更ニ十年間拘束ヲ受クベク又爾後各十年ノ期間滿了毎ニ本條約ニ定ムル條件ニ依リ本條約ヲ廢棄スルコトヲ得

第六條 國際勞働事務局ノ理事會ハ本條約ノ效力發生ヨリ各十年ノ期間滿了毎ニ本條約ノ施行ニ關スル報告ヲ總會ニ提出スベク且其ノ全部又ハ一部ノ改正ニ關スル問題ヲ總會ノ會議事項ニ掲グベキヤ否ヤヲ審議スベシ

第七條 總會ガ本條約ノ全部又ハ一部ヲ改正スル新條約ヲ採擇スル場合ニハ締盟國ニ依リ新改正條約ノ批准ハ新改正條約ガ效力ヲ發生シタルトキ前記第五條ノ規定ニ拘ラズ猶豫ノ要件ヲ要セズシテ當然ニ本條約ノ廢棄ヲ生ゼシムベシ
新改正條約ノ效力發生ノ日ヨリ本條約ハ締盟國ニ依リ批准セラレ得ザルニ至ルベシ

尤モ本條約ハ之ヲ批准シタルモ改正條約ヲ批准セザル締盟國ニ對シテハ其ノ現在ノ形式及内容ニ於テ引續キ效力ヲ有スベシ

第八條 本條約ハ佛蘭西語及英吉利語ノ本文ヲ以テ共ニ正文トス

前記ハ國際勞働機關ノ總會ニ依リ、「ジエネーヴ」ニ於テ開催セラレ且千九百二十九年六月二十一日閉會ヲ宣セラレタル其ノ第十二回會議中適法ニ採擇セラレタル條約案ノ正文ナリトス

右證據トシテ千九百二十九年八月十五日署名ス
(署名省略)

千九百三十六年七月二十日「モントルー」ニ於テ署名セラレタル海峽制度ニ關スル條約

(昭和十二年二月二十六日條約第一號)

「ブルガリア」國皇帝陛下(以下締約國元首名省略)ハ千九百二十三年七月二十四日「ローザンヌ」ニ於テ署名セラレタル平和條約第二十三條ニ依リ確立セラレタル原則ヲ

右ノ税金又ハ課金ノ徵收ヲ容易ナラシムル爲海峽ヲ通過スル商船ハ第三條ニ掲ゲラルル檢疫所ノ所員ニ其ノ船名國籍、トン數、目的地及出發地ヲ通知スベシ
水先案内及曳船ハ任意トス

第三條 「エーゲ」海又ハ黑海ヲ經テ海峽ニ入ル船舶ハ實際衛生規定ノ範圍内ニ於テ「トルコ」國ノ規則ニ依リ定メラレタル檢疫ノ爲海峽ノ入口ニ近キ檢疫所ニ停船スベシ右檢疫ハ健康證明書ヲ有スル船舶又ハ本條第二項ノ規定ノ適用ヲ受クベキモノニ非ザルコトヲ證明スル健康申告書ヲ提出スル船舶ニ付テハ晝夜ヲ通ジ成ルベク迅速ニ行ハルベク又此等ノ船舶ハ其ノ海峽通過中他ノ何等ノ停船ヲモ強要セラレザルベシ

船内ニ「ペスト」、「コレラ」、「黃熱、發疹」「チフス」若ハ痘瘡ノ患者ヲ有シ又ハ七日以内ニ右患者ヲ有シタル船舶及晝夜ニ達セザル期間内ニ汚染港ヲ去リタル船舶ハ「トルコ」國官憲ノ指定スルコトアルベキ檢疫員ヲ乗船セシムル爲前項所定ノ檢疫所ニ停船スベシ右ヲ名目トシテ何等ノ税金又ハ課金モ徵收セララルコトナカルベク且右檢疫員ハ海峽ノ出口ニ於ケル檢疫所ニ於テ之ヲ下船セシムルコトヲ要ス

千九百三十六年七月二十日「モントルー」ニ於テ署名セラレタル海峽制度ニ關スル條約 七八七

「トルコ」國ノ安全及黑海ニ於ケル其ノ沿岸諸國ノ安全ノ範圍内ニ於テ擁護スル様「ダルダネル」海峽、「マルマラ」海及「ボスボロス」(此等ヲ「海峽」ナル一般名稱ヲ以テ包括ス)ニ於ケル通過及航行ヲ規律スルノ希望ニ促サレ

千九百二十三年七月二十四日「ローザンヌ」ニ於テ署名セラレタル條約ニ代フルニ本條約ヲ以テスルコトニ決シ左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ(委員氏名省略)
右各全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之ガ良好妥當ナルコトヲ認メタル後左ノ諸規定ヲ協定セリ

第一條 締約國ハ海峽ニ於ケル海路ノ通過及航行ノ自由ノ原則ヲ承認シ且確認ス
右自由ノ行使ハ今後本條約ノ規定ニ依リ之ヲ定ム

第一款 商船
第二條 平時ニ於テハ商船ハ後ニ掲ゲラルル第三條ノ規定ノ留保ノ下ニ何等ノ手續ヲモ要スルコトナク國旗及載荷ノ如何ヲ問ハズ晝夜ヲ通ジ海峽ニ於ケル通過及航行ノ完全ナル自由ヲ享有スベシ右船舶ガ海峽ノ港ニ寄ルコトナク通過スルトキハ右船舶ニ對シテハ本條約第一附屬書ニ徵收ニ關シ規定アルモノ以外ノ何等ノ税金又ハ課金モ「トルコ」國官憲ニ依リ徵收セララルコトナカルベシ

第四條 戰規ニ於テ「トルコ」國ガ交戰狀態ニ在ラザルトキハ商船ハ國旗及載荷ノ如何ヲ問ハズ第二條及第三條ノ規定セララルル條件ノ下ニ海峽ニ於ケル通過及航行ノ自由ヲ享有スベシ
水先案内及曳船ハ任意トス

第五條 戰時ニ於テ「トルコ」國ガ交戰狀態ニ在ルトキハ「トルコ」國ト戰爭中ノ國ニ屬セザル商船ハ何等敵ヲ援助セザルコトヲ條件トシテ海峽ニ於ケル通過及航行ノ自由ヲ享有スベシ
右船舶ハ晝間海峽ニ入ルベク且通過ハ各場合ニ於テ「トルコ」國官憲ニ依リ指定セララルル航路ニ依リ行ハルルコトヲ要ス

第六條 「トルコ」國ガ急迫セル戰爭ノ危險ニ脅威セララルト思惟スル場合ニ於テモ仍第二條ノ規定ハ引續キ適用セラレベシ但シ船舶ハ晝間海峽ニ入ルコトヲ要シ且通過ハ各場合ニ於テ「トルコ」國官憲ニ依リ指定セララルル航路ニ依リ行ハルルコトヲ要ス
右ノ場合ニ於テハ水先案内ハ之ヲ義務的ト爲シ得ベキモ無料トス

第七條 「商船」ナル語ハ本條約第二款ニ掲ゲラレザル一

切ノ船舶ニ適用セラル

第二款 軍艦

第八條 本條約ノ適用ニ付テハ軍艦及其ノ類別竝ニトン數計算ニ適用セラルル定義ハ本條約第二附屬書所載ノモノトス

第九條 液體タルト否トヲ問ハズ燃料ノ輸送ノ爲特ニ設計セラレタル海軍補助艦船ハ個別的ニ海峽ヲ通過スルノ條件ノ下ニ、第十三條ニ掲ゲラルル豫告ヲ強制セラルルコトナカルベク且第十四條及第十八條ニ依リ制限ヲ受クルトン數ノ計算ニ算入セラルルコトナカルベシ但シ右補助艦船ハ通過ニ關スル他ノ條件ニ付テハ軍艦ト看做サルベシ

前項ニ掲ゲラルル補助艦船ハ其ノ兵裝ガ水上目標ニ對スル砲トシテハ最大限百五ミリメートルノ口径ノモノ二門ヲ又空中目標ニ對スル砲トシテハ最大限七十五ミリメートルノ口径ノモノ二門ヲ超エザル場合ニ非ザレバ前項ニ規定セララルル例外的取扱ヲ享有スルコトヲ得ズ

第十條 平時ニ於テハ黑海沿岸國ニ屬スルト又ハ非黑海沿岸國ニ屬スルトヲ問ハズ輕水上艦、戰闘用小艦船及補助艦船ハ其ノ國旗ノ如何ニ拘ラズ晝間ニ於テ且第十三條以下ニ規定セララルル條件ノ下ニ海峽ニ入ル場合ニ限リ何等

目トス但シ非黑海沿岸國ニ付テハ右期間ガ十五日タラシコト望マン豫告ニハ軍艦ノ目的地、艦名、艦型及隻數竝ニ往航及場合ニ依リ復航ノ通過日ヲ示スベシ日ノ變更ニ付テハ三日ノ豫告ヲ要ス

往航ノ通過ノ爲ノ入峽ハ最初ノ豫告ニ示サレタル日ヨリ五日ノ期間内ニ爲サルルコトヲ要ス右期間ノ滿了後ハ最初ノ豫告ニ對スルト同一ノ條件ノ下ニ新ナル豫告ガ爲サルコトヲ要ス

通過ニ際シテハ海軍兵力ノ指揮官ハ其ノ指揮ノ下ニ在ル兵力ノ正確ナル編成ヲ「ダルダネル」又ハ「ボスポロス」ノ入口ニ在ル信號所ニ對シ停止スルコトナクシテ通知スベシ

第十四條 海峽ニ於テ通過ノ途ニ在ルコトヲ得ベキ一切ノ外國海軍兵力ノ最大限總トン數ハ第十一條及本條約第三附屬書ニ規定セララルル場合ヲ除クノ外一萬五千トンヲ超ユルコトヲ得ズ

尤モ前項ニ掲ゲラルル兵力ハ九隻ヲ超ユル軍艦ヲ包含セザルコトヲ要ス
黑海沿岸國又ハ非黑海沿岸國ニ屬スル軍艦ニシテ第十七條ノ規定ニ從ヒ海峽ノ港ヲ訪問スルモノハ右トン數中ニ

千九百三十六年七月二十日「モントル」ニ於テ署名セラレタル海峽制度ニ關スル條約 七八九

ノ税金又ハ課金ヲモ要スルコトナク海峽ニ於ケル通過ノ自由ヲ享有スベシ

前項ニ掲ゲラルル艦種ニ屬スル軍艦以外ノ軍艦ハ第十一條及第十二條ニ規定セララルル特別條件ノ下ニ於テノ通過ノ權利ヲ有スベシ

第十一條 黑海沿岸國ハ第十四條第一項ニ規定セララルルトン數ヲ超ユルトン數ノ自國ノ主力艦ヲシテ海峽ヲ通過セシムルコトヲ得但シ右軍艦ガ二隻以下ノ水雷艇ヲ直衛トシテ一隻ツツ海峽ヲ通過スルコトヲ條件トス

第十二條 黑海沿岸國ハ起工又ハ購入ノ通知ガ「トルコ」國ニ對シ適當ノ時期ニ爲サレタルトキハ黑海外ニ於テ建造セラレ又ハ購入セラレタル自國ノ潜水艦ヲシテ其ノ根據地ヘノ回航ノ爲海峽ヲ通過セシムルノ權利ヲ有スベシ右諸國ニ屬スル潜水艦ハ又黑海外ニ在ル船渠ニ於テ修理ヲ受クル爲海峽ヲ通過スルコトヲ得但シ右ニ關スル正確ナル通報「トルコ」國ニ爲スコトヲ條件トス
何レノ場合ニ於テモ潜水艦ハ晝間水面ヲ航行シ且個別的ニ海峽ヲ通過スルコトヲ要ス

第十三條 軍艦ノ海峽通過ノ爲ニハ外交手續ニ依リ「トルコ」國政府ニ豫告ヲ爲スコトヲ要ス通常ノ豫告期間ハ八

包含セラレザルベシ

通過ニ際シ海難ヲ蒙リタル軍艦モ亦右トン數中ニ包含セザレザルベシ右軍艦ハ修理中ハ「トルコ」國ニ依リ制定セラレタル安全ニ關スル特別規定ニ從フベシ

第十五條 海峽通過中ノ軍艦ハ如何ナル場合ニ於テモ其ノ搭載スル航空機ヲ使用スルコトヲ得ズ

第十六條 海峽通過中ノ軍艦ハ海上羅災ノ場合ヲ除クノ外其ノ通過ヲ爲スニ必要ナル時間以上ニ互リ海峽内ニ滞在スルコトヲ得ズ

第十七條 前諸條ノ規定ハトン數又ハ編成ノ如何ヲ問ハズ海軍兵力ガ「トルコ」國政府ノ招請ニ基キ海峽ノ港ニ短期間ノ儀禮的訪問ヲ爲スコトヲ何等妨グルモノニ非ズ右兵力ハ第十條、第十四條及第十八條ノ規定ニ從ヒ海峽ヲ通過スルニ必要ナル條件ヲ具ヘザル限リ入峽ノ際ト同一ノ航路ニ依リ海峽ヲ去ルコトヲ要ス

第十八條 一 非黑海沿岸國ガ平時黑海ニ於テ保有シ得ル總トン數ハ左ノ如ク制限セララル

(イ) 次ノ(ロ)ニ規定セララルル場合ヲ除クノ外右諸國ノ總トン數ハ三萬トンヲ超エザルベシ

(ロ) 何時カニ於テ黑海ノ最強力艦隊ノトン數ガ本條約

署名ノ日ニ於ケル黒海内ノ最強力艦隊ノトン數ヲ少ク
トモ一萬トン超過スルニ至ル場合ニハ(イ)ニ掲グルル
總トン數三萬トンハ四萬五千トンノ最大限ニ達スル迄
ハ超過トン數ト同一ノトン數ヲ増加セラルベシ之ガ爲
各沿岸國ハ本條約第四附屬書ニ從ヒ毎年一月一日及七
月一日ニ黒海ニ於ケル自國ノ艦隊ノ合計トン數ヲ「ト
ルコ」國政府ニ通知スベク「トルコ」國政府ハ右通知
ヲ他ノ締約國及國際聯盟事務總長ニ移牒スベシ
(ハ)非沿岸國ノ何レカガ黒海ニ於テ保有シ得ベキトン
數ハ前記(イ)及(ロ)ニ掲ゲラルル總トン數ノ三分ノ二
ニ制限セラルベシ

(ニ)尤モ非黒海沿岸國ノ一又ハ二以上ガ人道ノ目的
ノ爲海軍兵力ヲ黒海ニ派遣セント欲スル場合ニ於テハ
右兵力(其ノ全體ハ如何ナル場合ニ於テモ八千トンヲ
超エザルコトヲ要ス)ハ左ノ條件ノ下ニ「トルコ」國
政府ヨリ受クル認許ニ依リ本條約第十三條ニ規定セラ
ル豫告ヲ要セズシテ黒海ニ入航スルコトヲ許サルベ
シ

前記(イ)及(ロ)ニ掲ゲラルル總トン數ニ餘裕アリ且
派遣ノ要求アリタル兵力ニ依リ右總トン數ノ超過ヲ

來サザルトキハ「トルコ」國政府ハ自國ニ對シ爲サ
レタル要求ノ受領後成ルベク速ニ認許ヲ與フベシ

右總トン數ニ既ニ餘裕ナキカ又ハ派遣ノ要求アリタ
ル兵力ニ依リ右總トン數ノ超過ヲ來スベキトキハ「
トルコ」國政府ハ他ノ黒海沿岸國ニ認許ノ要求ヲ直
ニ通知スベク且右沿岸國ガ右通知ヲ受ケタル後二十
四時間以内ニ之ニ對シ異議ヲ申立テザルトキハ「ト
ルコ」國政府ハ關係諸國ニ對シ其ノ要求ニ對シ執ル
コトニ決シタル措置ヲ遅クとも四十八時間ノ期間内
ニ通知スベシ

非沿岸國ノ海軍兵力ノ爾後ノ黒海入航ハ總テ前記(イ)
及(ロ)ニ掲ゲラルル總トン數ニ餘裕アル限度内ニ於テ
ノミ行ハルベシ

二 非沿岸國ノ軍艦ハ其ノ黒海ニ於ケル存在ノ目的ノ如
何ヲ問ハズ二十一日ヲ超エ黒海ニ留ルコトヲ得ズ

第十九條 戰時ニ於テ「トルコ」國ガ交戰狀態ニ在ラザル
トキハ軍艦ハ第十條乃至第十八條ニ規定セラルル所ト同
一ノ條件ノ下ニ海峽ニ於ケル通過及航行ノ完全ナル自由
ヲ享有スベシ
尤モ本條約第二十五條ノ適用ノ範圍内ニ屬スル場合及

「トルコ」國ヲ拘束スル相互援助條約ニシテ國際聯盟規
約ノ範圍内ニ於テ締結セラレ、右規約第十八條ノ規定ニ
從ヒ登錄セラレ且公表セラレタルモノニ依リ被侵略國ニ
與ヘラルル援助ノ場合ヲ除クノ外何レノ交戰國ノ軍艦ニ
對シテモ海峽ノ通過ハ禁止セラルベシ

前項ニ掲ゲラルル例外的場合ニ於テハ第十條乃至第十八
條ニ示サルル制限ハ適用セラレザルベシ

前記第二項ニ定メラルル通過禁止ニ拘ラズ黒海沿岸國タ
ルト非黒海沿岸國タルトヲ問ハズ交戰國ノ軍艦ニシテ其
ノ所屬港ヲ離レ居ルモノハ右港ニ之ヲ回航スルコトヲ得
交戰國ノ軍艦ハ海峽ニ於テ拿捕ヲ行ヒ、臨檢ノ權利ヲ行
使シ及如何ナル敵對行爲ヲモ爲スコトヲ禁ゼラルルモノ
トス

第二十條 戰時ニ於テ「トルコ」國ガ交戰狀態ニ在ルトキ
ハ第十條乃至第十八條ノ規定ハ適用セラレザルベシ軍艦
ノ通過ハ全ク「トルコ」國政府ノ裁量ニ委セララルベシ

第二十一條 「トルコ」國ガ急迫セル戰爭ノ危險ニ脅威セ
ラルト思惟スル場合ニ於テハ同國ハ本條約第二十條ノ規
定ヲ適用スルノ權利ヲ有スベシ
「トルコ」國ガ前項ニ依リ與ヘラレタル權能ヲ行使スル

千九百三十六年七月二十日「モントルー」ニ於テ署名セラレタル海峽制度ニ關スル條約 七九一

ニ先テ海峽ヲ通過シテ所屬港ヨリ離レ居ル軍艦ハ右港ニ
之ヲ回航スルコトヲ得但シ「トルコ」國ハ國ニシテ其ノ
態度ガ本條ノ適用ノ原因ト爲レルモノノ軍艦ヲシテ右ノ
權利ヲ享有セシメザルコトヲ得ルモノトス

「トルコ」國政府ガ前記第一項ニ依リ與ヘラレタル權能
ヲ行使スルトキハ右政府ハ其ノ旨ノ通知ヲ締約國及國際
聯盟事務總長ニ送付スベシ

國際聯盟理事會ガ三分ノ二ノ多數ニ依リ「トルコ」國ノ
右ノ如ク執リタル措置ガ正當ノ理由ナキモノナルコトヲ
決定シ且本條約ノ署名締約國ノ多數ノ意見モ亦右ノ如ク
ナルトキハ「トルコ」國政府ハ右措置及本條約第六條ニ
依リ執ラレタル措置ヲ撤回スルコトヲ約ス

第二十二條 艦内ニ「ペスト」、「コレラ」、「黃熱」、「發疹」チ
フス」若ハ痘瘡ノ患者ヲ有シ又ハ七日以内ニ右患者ヲ有
シタル軍艦及五晝夜ニ達セザル期間内ニ汚染港ヲ去リタ
ル軍艦ハ檢疫狀態ニ於テ海峽ヲ通過スベク且艦内ニ在ル
各種ノ手段ニ依リ海峽汚染ノ一切ノ危懼ヲ避クルニ必要
ナル防疫措置ヲ執ルベキモノトス

第三款 航空機

第二十三條 地中海黒海間ノ非軍用航空機ノ通過ヲ確保ス

ル爲「トルコ」國政府ハ右通過ノ用ニ供セラレ航空路ヲ海峽ノ禁止地帯外ニ於テ指定スベシ非軍用航空機ハ「トルコ」國政府ニ對シ不定期ノ飛行ニ付テハ三日ノ豫告ヲ又定期業務ノ飛行ニ付テハ通過期日ノ總括的豫告ヲ爲シ右航空路ヲ利用スルコトヲ得

他方、海峽ノ再武裝ニ拘ラズ「トルコ」國政府ハ「トルコ」國ニ於テ實施中ナル航空規則ニ從ヒ「ヨーロッパ」「アジア」間ノ同國領域ノ飛行ヲ許可セラレタル非軍用航空機ノ完全ニ安全ナル通過ノ爲ニ必要ナル便益ヲ供與スベシ飛行許可ガ與ヘラルベキ場合ノ爲海峽地帯ニ於テ依ルベキ航空路ハ定期ニ指定セララルベシ

第四款 一般規定

第二十四條 千九百二十三年七月二十四日附ノ海峽制度ニ關スル條約ニ依リ設置セラレタル國際委員會ノ權限ハ

「トルコ」國政府ニ移讓セララルベシ

「トルコ」國政府ハ第十一條、第十二條、第十四條及第十八條ノ適用ニ關スル統計ヲ蒐集シ及右各條ノ適用ニ關スル情報ヲ供給スルコトヲ得

「トルコ」國政府ハ本條約中海峽ニ於ケル軍艦ノ通過ニ關係アル規定ノ履行ヲ監視スベシ

寄託調書ハ「トルコ」國ノ批准書ヲモ合ミテ六箇ノ批准書ガ寄託セラレタルトキ直ニ作成セララルベシ右ノ目的ノ爲ニハ前項ニ規定セララル通告ハ批准書ノ寄託ト同一價値ヲ有スベシ

本條約ハ右調書ノ日附ノ日ニ於テ實施セララルベシ

佛蘭西國政府ハ前項ニ掲ゲラル調書及爾後ノ批准書ノ寄託調書ノ認證曆本ヲ一切ノ締約國ニ送付スベシ

第二十七條 本條約ハ其ノ實施ノ日ヨリ千九百二十三年七月二十四日ノ「ローザンヌ」平和條約ノ署名國ノ加入ノ爲開キ置カルベシ

加入ハ外交手續ニ依リ佛蘭西共和國政府ニ及右政府ニ依リ一切ノ締約國ニ通知セララルベシ

加入ハ佛蘭西國政府ヘノ通知ノ日ヨリ效力ヲ發生スベシ

第二十八條 本條約ハ其ノ實施ノ日ヨリ二十年ノ存續期間ヲ有スベシ

尤モ本條約第一條ニ於テ確認セラレタル通過及航行ノ自由ノ原則ハ無制限ノ存續期間ヲ有スベシ

前記二十年ノ期間ノ滿了ノ二年前ニ何レノ締約國モ佛蘭西國政府ニ對シ廢棄ノ豫告ヲ爲サザリシトキハ本條約ハ廢棄ノ豫告ノ發送後二年ノ經過スルニ至ル迄引續キ效力

千九百三十六年七月二十日「モントルー」ニ於テ署名セラレタル海峽制度ニ關スル條約 七九三

「トルコ」國政府ハ外國海軍兵力ノ海峽内通過ノ豫告ヲ受ケタルトキハ直ニ在「アンカラ」締約國代表者ニ對シ右兵力ノ編成、其ノトン數、其ノ入峽豫定日及場合ニ依リ其ノ復航豫想日ヲ通知スベシ

「トルコ」國政府ハ海峽ニ於ケル外國軍艦ノ動靜ヲ示シ且通商竝ニ本條約ニ規定セララル航海及航空ノ爲ニ有益ナル情報ヲ供給スル年報ヲ國際聯盟事務總長及締約國ニ送付スベシ

第二十五條 本條約ノ何レノ規定モ「トルコ」國又ハ國際聯盟ノ聯盟國タル他ノ何レカノ締約國ニ付國際聯盟規約ヨリ生ズル權利及義務ヲ害スルコトナシ

第五款 最終規定

第二十六條 本條約ハ成ルベク短キ期間内ニ批准セララルベシ

批准書ハ在「パリ」佛蘭西共和國政府ノ記錄ニ寄託セララルベシ

日本國政府ハ「パリ」ニ於ケル其ノ外交代表者ヲ通ジ佛蘭西共和國政府ニ對シ批准書ノ旨ヲ通報スルニ止ムルコトヲ得ベク此ノ場合ニ於テハ成ルベク速ニ批准書ヲ送付スルコトヲ要ス

ヲ有スベシ右豫告ハ佛蘭西國政府ニ依リ締約國ニ通告セララルベシ

本條約ガ本條ノ規定ニ從ヒ廢棄セララルニ至ルトキハ締約國ハ新條約ノ條項ヲ決定スル爲會議ニ代表者ヲ出スコトニ同意ス

第二十九條 本條約ノ實施ノ日ヨリ每五年ノ期間ノ滿了ニ當リ各締約國ハ本條約ノ一又ハ二以上ノ規定ノ修正ヲ發議スルコトヲ得

締約國中ノ一國ニ依リ爲サルル改正要求ハ受理セラレ得ル爲ニハ第十四條又ハ第十八條ノ修正ニ關スルモノナルトキハ他ノ一締約國ニ依リ又他ノ何レカノ條項ノ修正ニ關スルモノナルトキハ他ノ二締約國ニ依リ支持セララルコトヲ要ス

右ノ如ク支持セラレタル改正要求ハ當該五年ノ期間ノ滿了ノ三月前ニ一切ノ締約國ニ通告セララルコトヲ要ス右豫告ハ提案セララル修正ノ指示及理由ヲ掲ゲベシ

外交手續ニ依リテ右提案ニ關シ決定ニ達スル能ハザルトキハ締約國ハ之ガ爲ニ召集セララル會議ニ代表者ヲ出スベシ

右會議ハ全會一致ニ依リテノミ決定ヲ爲スコトヲ得但シ

第十四條及第十八條ニ關スル改正ノ場合ニ於テハ締約國ノ四分ノ三ノ多數ヲ以テ足ル

右多數ハ黑海沿岸國タル締約國ノ四分ノ三(「トルコ」國ヲ含ム)ヲ包含シテ計算セラルベシ

右證據トシテ前記各全權委員ハ本條約ニ署名セリ

千九百三十六年七月二十日「モントルー」ニ於テ本書十一通ヲ作成ス右ノ中全權委員ノ調印アル最初ノ一通ハ佛蘭西共和國政府ノ記錄ニ寄託セラルベク他ハ署名國ニ送付セラレタリ

(署名省略)

大日本帝國全權委員タル下名ハ本條約ノ規定ガ國際聯盟規約ニ關シテモ又右規約ノ範圍内ニ於テ締結セラレタル相互援助條約ニ關シテモ國際聯盟ノ非聯盟國トシテノ日本國ノ地位ヲ毫モ變更スルモノニ非ザルコト並ニ日本國ガ第十九條及第二十五條ノ規定ニ於ケル右規約及右條約ニ關スル事項ニ付テハ特ニ判斷ノ完全ナル自由ヲ保持スルコトヲ本國政府ノ名ニ於テ宣言ス

(署名省略)

第一附屬書

本條約第二條ニ從ヒ徵收セラルベキ税金及課金ハ左表

六月ヲ超エテ各場合ニ從ヒ「エーゲ」海又ハ黑海ニ歸航スル爲海峽ヲ新ニ通過スルトキハ該船舶ハ國旗ノ差別ナクシテ右ノ税金及課金ヲ再ビ支拂フコトヲ要求セラルルコトヲ得

三 往航ニ當リ商船ガ歸來スルコトナカルベキ旨ヲ申告スルトキハ該船舶ハ本附屬書一(ロ)及(ハ)ニ掲ゲラルル税金及課金ニ付テハ定率ノ半額ノミヲ支拂フベシ

四 本附屬書一ニ附記セラレタル表ニ定メラレ居リ且當該役務ニ依リ生ジタル費用ヲ償フ爲及相當ノ積立金又ハ流動資金ヲ維持スル爲ニ缺クベカラザルモノヨリ高カラザルベキ税金及課金ハ本條約第二十九條ノ規定ノ適用ニ依リテノミ増額セラレ又ハ補足セラルベシ右ノ税金及課金ハ金「フラン」ヲ以テ又ハ支拂當日ノ爲替相場ニ依ル「トルコ」國ノ貨幣ヲ以テ支拂ハルベシ

五 商船ハ水先案内及曳船ノ如キ任意の役務ガ代理人又ハ當該船舶ノ船長ノ要求ニ基キ「トルコ」國官憲ニ依リ適當ニ供與セラレタルトキハ右役務ニ對シ税金及課金ヲ支拂フノ義務ヲ負ハシメラルコトヲ得「トルコ」國政府ハ右任意の役務ニ對シ徵收セラルベキ税金及課金ノ定率ヲ時時公表スベシ

千九百三十六年七月二十日「モントルー」ニ於テ署名セラレタル海峽制度ニ關スル條約 七九五

ニ示サルルモノタルベシ右ノ税金及課金ノ減額ニシテ「トルコ」國政府ガ容認スルコトアルベキモノハ國旗ノ差別ナク適用セラルベシ

供與セラルル役務ノ種類

積量トン(登簿トン)每一トンニ對シ徵收セラルベキ税金又ハ課金ノ額

金「フラン」(註)

(イ) 檢疫..... 〇・〇七五

(ロ) 燈臺、挂燈浮標及水路浮標又ハ其ノ他ノモノ..... 〇・四二

八百トン迄..... 〇・二一

八百トンヲ超ユル部分..... 〇・二一

(ハ) 海難救助ノ役務(救命端艇、救命火箭發射所、霧中汽角、無線標識及(ロ)ニ含マレザル挂燈浮標又ハ同一種類ノ他ノ裝置ヲ含ム)..... 〇・一〇

(註) 現在百「ピアストル」ハ約二・五金「フラン」ニ相當ス

二 本附屬書一ニ附記セラレタル表ニ定メララルル税金及課金ハ海峽ノ一往復通過ニ對シ(即チ「エーゲ」海ヨリ黑海ニ至ル通過及「エーゲ」海ヘノ歸航ニ對シ又ハ黑海ヘノ歸航ヲ伴フ黑海ヨリ「エーゲ」海ニ至ル海峽通過ニ對シ)適用セラルベシ但シ商船ガ往航ノ爲海峽ニ入りタル日ノ後

六 右定率ハ右役務ガ第五條ノ適用ニ依リ義務的ト爲サルベキ場合ニ於テ増額セラルルコトナカルベシ

第二附屬書(註)

(註) 本附屬書ノ本文ハ千九百三十六年三月二十五日ノ「ロンドン」海軍條約ヨリ引用セラレタリ

甲 基準排水量

一 水上艦船ノ基準排水量トハ工事完成セラレ、乗員充實セラレ、機關据附ケラレ且航海準備(一切ノ武器及彈藥齊備品、艤裝品、乗員用ノ糧食及清水、各種ノ需品並ニ戰時ニ於テ搭載セラルベキ各種ノ要具ヲ含ム)完成シ唯燃料及豫備罐水ヲ搭載セザル艦船ノ排水量ヲ謂フ

二 潜水艦ノ基準排水量トハ乗員充實セラレ、機關据附ケラレ且航海準備(一切ノ武器及彈藥、齊備品、艤裝品、乗員用ノ糧食並ニ戰時ニ於テ搭載セラルベキ各種ノ要具ヲ含ム)完成シ唯燃料、潤滑油、清水又ハ「バラスト」用水ハ如何ナル種類ノモノタルヲ問ハズ之ヲ搭載セザル工事完成セル艦船(非防水構造内ノ水ヲ含マズ)ノ水上排水量ヲ謂フ

三 「トン」ナル語ハ「メートル式トン」ナル用語ニ於ケルモノヲ除クノ外千十六キログラム(二千二百四十ポンド)

ド)ノトンヲ示ス

乙 艦 種

一 主力艦トハ左ノ二艦級ノ一ニ屬スル水上軍艦ヲ謂フ

(甲)級 航空母艦、補助艦船又ハ(乙)級主力艦以外ノ水上軍艦ニシテ基準排水量一萬トン(一萬百六十メートル式トン)ヲ超ユルカ又ハ二百三ミリメートル(八インチ)ヲ超ユル口徑ヲ有スル砲ヲ搭載スルモノ

(乙)級 航空母艦以外ノ水上軍艦ニシテ基準排水量八千トン(八千二百二十八メートル式トン)ヲ超エズ且二百三ミリメートル(八インチ)ヲ超ユル口徑ヲ有スル砲ヲ搭載スルモノ

二 航空母艦トハ排水量ノ如何ヲ問ハズ主トシテ海上ニ於テ航空機ヲ搭載シ且行動セシムル様設計セラレ又ハ改造セラレタル水上軍艦ヲ謂フ軍艦ニ降着用又ハ離昇用ノ甲板ヲ裝備スルモ右軍艦が主トシテ海上ニ於テ航空機ヲ搭載シ且行動セシムル様設計セラレ又ハ改造セラレタルモノニ非ザル限り右裝備ハ該軍艦ヲ航空母艦ノ艦種ニ屬セシムルコトナカルベシ

航空母艦ノ艦種ハ左ノ二艦級ニ分タル
(甲)級 航空機ヲ離昇シ又ハ空中ヨリ降著シ得ル飛行甲板ヲ裝備セラレタルハ左ノ二艦級ニ分タル
(乙)級 航空機ヲ離昇シ又ハ空中ヨリ降著シ得ル飛行甲板ヲ裝備セラレタルハ左ノ二艦級ニ分タル

排水量百トン(百二メートル式トン)ヲ超エ二千トン(二千三百二メートル式トン)ヲ超エザルモノヲ謂フ但シ左ノ特性ノ何レヲモ有セザル場合ニ限ル

(イ) 百五十五ミリメートル(六・一インチ)ヲ超ユル口徑ヲ有スル砲ヲ搭載スルコト

(ロ) 魚雷ヲ發射スル様設計セラレ又ハ裝置セラレタルコト

(ハ) 二十ノットヲ超ユル速力ヲ得ル様設計セラレタルコト

六 補助艦船トハ艦隊ノ一部ヲ成ス基準排水量百トン(百二メートル式トン)ヲ超ユル水上艦船ニシテ平常艦隊要務ノ爲ニ使用セラレ、軍隊輸送船トシテ使用セラレ又ハ

戦闘用艦船トシテ用途以外ノ用途ニ使用セラレ且特ニ戦闘用艦船トシテ建造セラレタルニ非ザルモノヲ謂フ但シ左ノ特怪ノ何レヲモ有セザル場合ニ限ル

(イ) 百五十五ミリメートル(六・一インチ)ヲ超ユル口徑ヲ有スル砲ヲ搭載スルコト

(ロ) 七十六ミリメートル(三インチ)ヲ超ユル口徑ヲ有スル砲ヲ八門ヲ超エ搭載スルコト

(ハ) 魚雷ヲ發射スル様設計セラレ又ハ裝置セラレタル

千九百三十六年七月二十日「モントルー」ニ於テ署名セラレタル海峽制度ニ關スル條約 七九七

板ヲ裝備セラレタル艦船

(乙)級 前記(甲)級ニ掲ゲラルル飛行甲板ヲ裝備セラレザル艦船

三、 輕水上艦トハ航空母艦、戦闘用小艦船又ハ補助艦船以外ノ水上軍艦ニシテ基準排水量百トン(百二メートル式トン)ヲ超エズ且二萬噸(一萬百六十メートル式トン)ヲ超エズ且二百三ミリメートル(八インチ)ヲ超ユル口徑ヲ有スル砲ヲ搭載セザルモノヲ謂フ

(甲)級 百五十五ミリメートル(六・一インチ)ヲ超ユル口徑ヲ有スル砲ヲ搭載スル艦船

(乙)級 百五十五ミリメートル(六・一インチ)ヲ超ユル口徑ヲ有スル砲ヲ搭載セズ且基準排水量三千トン(三千四百八十八メートル式トン)ヲ超ユル艦船

(丙)級 百五十五ミリメートル(六・一インチ)ヲ超ユル口徑ヲ有スル砲ヲ搭載セズ且基準排水量三千トン(三千四百八十八メートル式トン)ヲ超エザル艦船

四 潜水艦トハ海面下ニ於テ行動スル様設計セラレタル一切ノ艦船ヲ謂フ

コト
(ニ) 裝甲板ニ依リ防護セララル様設計セラレタルコト
(ホ) 二十八ノットヲ超ユル速力ヲ得ル様設計セラレタルコト

(ハ) 主トシテ海上ニ於テ航空機ヲ行動セシムル様設計セラレ又ハ改造セラレタルコト

丙 艦齡超過艦船
左ノ艦種及ノ艦級ノ艦船ハ竣工後左記年數ヲ經過シタルトキハ「艦齡超過」ト爲レルモノト看做サルベシ

(イ) 主力艦 二十六年
(ロ) 航空母艦 二十年

(ハ) (甲)級及(乙)級輕水上艦 十六年
(ニ) 千九百二十年一月一目前ニ起工セラレタルトキハ 十六年
(二) 千九百十九年十二月三十一日以後ニ起工セラレタルトキハ 二十年

(ニ) (丙)級輕水上艦 十六年
(ホ) 潜水艦 十三年

第三附屬書

日本國海軍ノ左記三隻ノ艦齡超過練習艦中二隻ハ相共ニ海峽ノ港ヲ訪問スルコトヲ得ベキモノトス
右二艦ノ總トン數ハ右ノ場合ニ於テハ一萬五千トンニ相當スルモノト看做サルベシ

起工日 就役日 基準排水量 兵裝

淺間 一八六・二〇〇 一八九・三・一八 九、二四〇 一五〇耗砲十二門

八雲 一八六・九・一 一九〇〇・六・一〇 九、〇一〇 一五〇耗砲十二門

馨手 一八六・二・二 一九〇一・三・一八 九、一八〇 一五〇耗砲十四門

第四附屬書

一 本條約第十八條ニ掲ゲラルル黑海沿岸國ノ艦隊ノ合計トン數ノ計算ニ包含セラルベキ艦船ノ艦種及艦級ハ本條約第二附屬書ノ定義ニ依リ左ノ如シ

主力艦

艦級 (甲級)

艦級 (乙級)

航空母艦

艦級 (甲級)

艦級 (乙級)

(署名省略)

船舶荷役労働者ノ災害保護ニ關スル條約案

(千九百二十九年、未批准)

國際聯盟ノ國際労働機關ノ總會ハ

國際労働事務局ノ理事會ニ依リ「ジュネーヴ」ニ招集セラレ千九百二十九年五月三十日ヲ以テ其ノ第十二回會議ヲ開催シ

右會議ノ會議事項ノ第二項目タル船舶ノ荷積又ハ荷卸ニ使用セラルル労働者ノ災害ニ對スル保護ニ關スル提案ノ採擇ヲ決議シ且

該提案ハ國際條約案ノ形式ニ依ルベキモノナルコトヲ決定シ

國際労働機關ノ締盟國ニ依リ批准セラルルガ爲「ヴェルサイユ」條約ノ第十三編及他ノ平和諸條約ノ對當編ノ規定ニ從ヒ千九百二十九年六月二十一日左ノ條約案ヲ採擇ス

船舶荷役労働者ノ災害保護ニ關スル條約案

輕水上艦

艦級 (甲)級

艦級 (乙)級

艦級 (丙)級

潜水艦

合計トン數ノ計算ニ於テ算定セラルルヲ要スル排水量ハ

第二附屬書ニ定メラルル基準排水量トス右附屬書ニ定メラルル「艦齡超過」ニ非ザル軍艦ノミガ考慮セラルベシ

二 第十八條(ロ)ニ規定セラルル通報ハ尙本附屬書一ニ掲ゲラルル艦種及艦級ノ軍艦ノ合計トス數ヲ含ムコトヲ要ス

議定書

本日ノ日附ヲ有スル條約ニ署名スルニ當リ下名各全權委員ハ各自ノ政府ニ代リ左ノ規定ヲ受諾スルコトヲ宣言ス

一 「トルコ」國ハ右條約ノ前文ニ定メラルル海峽地帶ヲ直ニ再武裝スルコトヲ得ベシ

二 千九百三十六年九月十五日ヨリ「トルコ」國政府ハ右條約ニ定メラルル制度ヲ假ニ適用スベシ

三 本議定書ハ本日ヨリ實施セラルベシ
千九百三十六年七月二十日「モントルー」ニ於テ作成ス

第一條 本條約ニ於テ

(一)「作業」ト稱スルハ當該労働ノ行ハルル海港若ハ内水港、船渠、波止場、岸壁又ハ類似ノ場所ニ於テ軍艦以外ノ一切ノ船舶(海洋航行ニ從事スルモノト内水航行ニ從事スルモノトヲ問ハズ)ノ荷積又ハ荷卸ノ爲ニ陸上又ハ船上ニ於テ遂行セラルル労働ノ全部又ハ其ノ一部ヲ謂ヒ且包含ス又

(二)「労働者」ト稱スルハ右ノ作業ニ使用セラルル一切ノ者ヲ謂フ

第二條 労働者が作業ノ行ハルル就業場所ヘノ往復ニ使用スベキ船渠、波止場、岸壁又ハ類似ノ構内ヲ通ズル一切ノ正規ノ通路及陸上ニ於ケル一切ノ右ノ如キ就業場所ハ之ヲ使用スル労働者ノ安全ヲ適當ニ考慮シテ維持セラルベシ

(一)陸上ニ於ケル一切ノ前記ノ就業場所及最近キ公衆用道路ヨリ該就業場所ニ通ズル前記ノ通路ノ一切ノ危険ナル部分ハ安全且有效ニ照明セラルベク

(二)第三條ニ掲ゲラルル通行手段ニ通ズル障礙ナキ通路ヲ維持スル爲波止場及岸壁ハ常ニ充分ニ物品ヲ取除

キ置カルベク

(三) 波止場又ハ岸壁ノ端ニ沿ヒ空地ノ存スルトキハ右空地ハ少クトモ三フット(九十センチメートル)ノ幅ヲ有シ且固定ノ建築物、設備及装置ニシテ使用中ノモノ以外ノ一切ノ障碍物ヲ取除カルベク又

(四) 交通及労働ヲ考慮シテ實行シ得ル限り

(イ) 前記ノ通路及就業場所ノ一切ノ危険ナル部分(例ヘバ危険ナル切目、隅角及縁端)ニハ二フット六インチ(七十五センチメートル)以上ノ高サ迄適當ニ柵ヲ施スベシ

(ロ) 橋上、戸舟上及船渠開門上ノ危険ナル歩道ニハ各側ニ二フット六インチ(七十五センチメートル)以上ノ高サ迄柵ヲ施スベク且右柵ハ兩端ニ於テ充分ナル距離迄延長セラルベシ右距離ハ五ヤード(四・五メートル)ヲ超ユルコトヲ要セザルベシ

第三條

(一) 船舶ガ作業ノ爲岸壁又ハ他ノ船舶ニ横著ケト爲リ居ル場合ニハ労働者ガ該船舶ニ往復スベキ時其ノ使用ノ爲安全ナル通行手段ヲ設クベシ但シ特別ノ装置ガ設ケラレズトモ労働者ガ不慮ノ危険ニ曝サレザルガ如キ状況ナル

キハ批准ノ日ヨリ一年間

(四) 本條(一)(ロ)ニ明示セラルル梯子ハ充分ノ長サ及強カヲ有シ且適當ニ固定セラルベシ

(五)

(イ) 本條ノ規定ノ除外例ハ本條ニ明示セラルル装置ガ労働者ノ安全ノ爲必要ナラズト權限アル機關ガ認ムルトキハ右機關ニ依リ許サルコトヲ得

(ロ) 本條ノ規定ハ作業ニ専用セラルル際ノ貨物用足場又ハ貨物用歩板ニハ適用セラレザルベシ

(六) 労働者ハ本條ニ依リ明示セラレ又ハ許サル手段以外ノ通行手段ヲ使用セザルベク又ハ使用スルコトヲ要セザルベシ

第四條

労働者ガ作業ノ爲水上ヲ船舶ニ往復スルコトヲ要スル場合ニ於テハ労働者ノ安全ナル運送ヲ確保スル爲適當ナル措置(運送ノ目的ニ使用セラルル船舶ニ依リ遵守セラルベキ條件ヲ含ム)ヲ規定スベシ

第五條

(一) 甲板面ヨリ船底迄ノ深サガ五フット(一・五メートル)ヲ超ユル船舶中ニ於テ労働者ガ作業ヲ行フコトヲ要スルトキハ其ノ使用ニ供スル爲甲板ヨリ船舶ニ至ル安全

船舶荷役労働者ノ災害保護ニ關スル條約案

トキハ此ノ限ニ在ラズ

(二) 右通行手段ハ左ノモノタルベシ

(イ) 適當ニ實行シ得ル場合ニハ舷梯、歩板又ハ類似ノ構造物

(ロ) 其ノ他ノ場合ニハ梯子

(三) 本條(一)(イ)ニ明示セラルル装置ハ少クトモ二十二インチ(五十五センチメートル)ノ幅ヲ有シ、其ノ轉位ヲ防グ爲適當ニ固定セラレ、過度ノ急角度ニ傾斜セシメラレズ、良質ノ且良好ナル状態ノ材料ヲ以テ造ラレ且兩側ニ正味二フット九インチ(八十二センチメートル)以上ノ高サ迄全長ニ互リ堅固ニ柵ヲ施サレ又ハ舷梯ニ付テハ一方ノ側ガ舷側ニ依リ適當ニ保護セラルル限り他方ノ側ニ同一ノ高サ迄堅固ニ柵ヲ施サルベシ

尤モ前記ノ装置ニシテ本條約ノ批准ノ日ニ於テ使用中ノモノハ左ノ期間内引續キ其ノ使用ヲ許サルベシ

(イ) 右装置ガ兩側ニ少クトモ正味二フット八インチ(八十センチメートル)ノ高サ迄柵ヲ施サレアルトキハ右柵ノ取最ヘラルル迄

ナル通行手段ヲ設クベシ

(二) 右通行手段ハ通常梯子ニ依ルベク該梯子ハ左ノ條件ニ適合スルニ非ザレバ安全ナルモノト看做サレザルベシ

(イ) 梯棧ノ背後ニ充分ナル間隔ヲ存スルカ(隔壁及圍壁給口ニ掛クル梯子ニ付テハ右間隔ハ四インチ半(十センチメートル半)以上タルベシ)又ハ堅固ナル足掛及手掛ノ爲適當ナル幅ヲ有スル梯棧ヲ全長ニ互リ具フルコト

(ロ) 船口ノ障得ト爲ラザル爲ニ適當ニ必要ナル程度ヲ超エテ甲板ノ下ニ於テ引込メ置カレザルコト

(ハ) 縁材ニ於ケル堅固ナル手掛及足掛ノ爲ノ設備(例ヘバ棧又ハ壺)ニ連絡シテ一線ヲ成セルコト

(ニ) 縁材ニ於ケル右設備ハ十インチ(二十五センチメートル)ノ幅ニテ四インチ半(十一センチメートル半)以上突出スルコト及

(ホ) 別別ノ梯子ガ下層甲板間ニ設ケラルル場合ニハ該梯子ハ最上層甲板ヨリノ梯子ト實行シ得ル限り一線ヲ成セルコト

尤モ船舶ノ構造ニ依リ梯子ノ備附ガ適當ニ實行セラレ得ザルトキハ權限アル機關ハ他ノ通行手段ヲ許容スルコト

ヲ得但シ該通行手段ハ適用シ得ル限り梯子ニ關シ本條ニ定メラルル條件ニ適合スベキモノトス

(三) 縁材ノ傍ニ於テハ右通行手段ニ達スル爲充分ナル障碍ナキ通路ヲ存シ置クベシ

(四) 軸隧道ニハ兩側ニ適當ナル手掛及足掛ヲ設クベシ

(五) 梯子ガ甲板ナキ船舶ノ船艙ニ於テ使用セラルベキトキニハ之ヲ供給スルハ作業請負人ノ義務タルベシ該梯子ニハ之ヲ縁材ニ定著セシムル爲ノ鈎又ハ之ヲ固定セシムル爲ノ他ノ手段ヲ頂端ニ設クベシ

(六) 労働者ハ本條ニ依リ明示セラレ又ハ許サルル手段以外ノ通行手段ヲ使用セザルベク又ハ使用スルコトヲ要セザルベシ

(七) 本條約ノ批准ノ日ニ存在スル船舶ハ本條約ノ批准ノ日ヨリ四年ヲ超エザル期間内本條(一)(イ)及(二)ノ寸法ノ遵守竝ニ(四)ノ規定ノ適用ヲ免除セラルベシ

第六條 労働者ガ作業ノ爲船上ニ在ル間ハ甲板面ヨリ船底迄ノ深サ五フット(一・五メートル)ヲ超ユル貨物用船艙ニシテ労働者ノ出入シ得ルモノノ艙口ハ開キ置カレ且無保護ニ放置セラレザルベシ一切ノ該艙口ニシテ正味二フット六インチ(七十五センチメートル)ノ高さ迄縁材ヲ

適當ナル装置ニシテ労働者ガ該装置ノ調整ノ爲右梁ノ上ニ乗ルコトヲ要セザルガ如キ性質ノモノヲ具フベシ

(四) 一切ノ艙口蓋竝ニ縦及横ノ梁ハ相互ニ轉用シ得ザルモノナル限り其ノ屬スル甲板及艙口蓋ニ之ニ於ケル其ノ位置ヲ指示スル爲明瞭ニ標示シ置カルベシ

(五) 艙口蓋ハ貨物用足場ノ組立ノ爲又ハ艙口蓋ニ損傷ヲ生ゼシムルコトアルベキ他ノ目的ノ爲ニ使用セラレザルベシ

第九條 荷揚用機械又ハ之ニ附隨シテ使用セラルル固定若ハ遊動ノ装置ガ安全ナル使用状態ニ在ルニ非ザレバ陸上又ハ船上ニ於ケル作業ニ使用セラレザルコトヲ確保スル爲適當ナル措置ヲ規定スベシ
特ニ

(一) 右機械、之ニ附屬スル船上固定装置ニシテ各國ノ法令又ハ規則ニ依リ定メラルルモノ竝ニ之ニ附隨シテ使用セラルル鎖及鋼索ハ使用ニ供セラルルニ先チ、規定セラレタル方法ニ於テ且資格アル者ニ依リ充分ニ検査セラレ及試験セラレベク且其ノ安全荷重ハ證明セラレベシ
(二) 陸上ニ於テ使用セラルル船上ニ於テ使用セラルルトヲ問ハズ一切ノ荷揚用機械及之ニ附屬スル一切ノ船上

船舶荷役労働者ノ災害保護ニ關スル條約案

以テ保護セラレザルモノハ該艙口ニ於ケル作業ニ障碍ナキ限り三フット(九十センチメートル)ノ高さ迄堅固ニ柵ヲ施サルルカ又ハ堅固ニ覆蓋セララルベシ

甲板ニ在ル他ノ開口ニシテ危険ナルコトアルベキモノヲ保護スル爲必要ナルトキハ類似ノ措置ヲ執ルベシ

尤モ本條ノ要件ハ適當且充分ナル監視ガ付セラレ居ル間ハ適用セラレザルモノトス

第七條 作業ガ船上ニ於テ行ハルルコトヲ要スルトキハ船舶ヘノ通行手段及労働者ガ就業シ居ル船内ノ一切ノ場所又ハ労働者ガ其ノ就業中赴クコトヲ要スルコトアルベキ船内ノ一切ノ場所ハ有効ニ照明セララルベシ
照明手段ハ労働者ノ安全ヲ害セズ又他ノ船舶ノ航行ヲ妨ゲザルガ如キモノタルベシ

第八條 艙口蓋及艙口蓋用梁ヲ移動シ又ハ原位置ニ復スルコトニ從事中ノ労働者ノ安全ヲ確保スル爲

(一) 艙口蓋及艙口蓋用梁ハ良好ナル状態ニ維持セララルベシ
(二) 艙口蓋ハ其ノ大サ及重サニ應ジ適當ナル把手ヲ附セラルベシ
(三) 艙口蓋用梁ハ之ヲ移動シ及原位置ニ復セシムル爲ノ

固定装置ニシテ各國ノ法令又ハ規則ニ依リ定メラルルモノハ使用ニ供セラレ始メタル後左ノ如ク精査セラレ又ハ検査セララルベシ

(イ) 「デリック」、 「グース」、 「ネック」、 「橋ノ帶金」、 「デリック」ノ帶金、 「アイボルト」、 「スパン」及取外シノ特ニ困難ナル他ノ固定装置ハ四年毎ニ精査セラレ且十二月毎ニ検査セララルコト

(ロ) 一切ノ荷揚用機械(例ヘバ起重機、揚貨機) 滑車「シアツクル」及(イ)ニ含まレザル他ノ一切ノ附屬装置ハ十二月毎ニ精査セララルコト

一切ノ遊動装置(例ヘバ鎖、鋼索、環、鈎)ハ前三月以内ニ検査セラレタルニ非ザレバ使用ニ先チ其ノ都度検査セララルベシ

鎖ハ結節ヲ作ルコトニ依リテ短クセラレザルベク且銳キ縁端ニ依リ毀損セララルコトヲ防止スル爲注意ヲ拂フベシ

鋼索ニ於ケル嵌環又ハ編織環ハ子繩全體ノ三回以上ノ編込ヲ有シ且各子繩ヨリ鋼線ノ半數ヲ切り殘シタルモノノ二回以上ノ編込ヲ有スルモノタルベシ但シ右要件ハ右ニ規定セララル方式ト同一ノ效力アルコトヲ示シ得ベキ他

ノ編込方式ノ使用ヲ妨グルニ至ラザルベシ

(三) 鎖及各國ノ法令又ハ規則ニ依リ明示セラルル類似ノ装置(例ヘバ鈎、環、「シアツクル」、「スウイヴル」)ハ資格アル者ノ監督ノ下ニ左ノ如ク燒鈍セラルベシ但シ各國ノ法令又ハ規則ニ依リ定メラルルコトアルベキ他ノ充分ナル處理ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

(イ) 船舶ニ備附ケラルル鎖及右装置ニ付テハ

第一 通常使用セラルル半インチ(十二ミリメートル半)以下ノ鎖又ハ装置ハ少クトモ六月毎ニ一回

第二 通常使用セラルル其ノ他ノ一切ノ鎖又ハ装置(「スパン、チエーン」ヲ含ムモ「デリック」又ハ橋ニ附屬セル「ブライドル、チエーン」ヲ除ク)ハ少クトモ十二月毎ニ一回

尤モ右装置ニシテ人力ニ依リ動カサル起重機及他ノ荷揚用装置ニ於テ専用セラルルモノニ付テハ第一ノ六月ニ代フルニ十二月又第二ノ十二月ニ代フルニ二年ヲ以テスベク

又權限アル機關ハ鎖以外ノ右装置ノ大サ、設計、材料及又ハ使用頻繁ナラザルコトノ理由ニ依リ燒鈍ニ關スル本項ノ要件ヲ労働者ノ保護ノ爲必要ナラズト認ムル

明瞭ニ標示シ置ケベシ「チエーン、スリンゲ」ニ安全荷重ヲ標示スルニハ鎖又ハ之ニ固著セシメタル耐久性材料ノ札若ハ環ニ明瞭ナル數字又ハ文字ヲ以テスベシ

(六) 一切ノ原動機、齒車、鎖ニ依ルカ又ハ摩擦ニ依ル聯動裝置、軸系、帶電體及汽管ニハ此等ノモノガ其ノ位置及構造ニ依リ、堅固ニ柵ヲ施サレタル場合ト同様ニ使用セラルル一切ノ労働者ニ對シ均シク安全ナルコトノ立證セラレ得ルニ非ザレバ船舶ノ安全ナル操作ヲ妨グルコトナクシテ實行シ得ル限リ堅固ニ柵ヲ施スベシ

(七) 起重機及揚貨機ニハ揚卸作業中荷物ノ不意ノ降下ヲ豫防スベキ有效ナル裝置ヲ施スベシ

(八) 一切ノ起重機及揚貨機ヨリ發スル廢汽及之ニ送ラルル生汽ガ労働者ノ使用セラルル就業場所ノ何レノ部分ヲモ朦朧タラシムルコトヲ豫防スル(生汽ニ付テハ實行シ得ル限リ)爲適當ナル措置ヲ執ルベシ

第十條 動力ニ依リ運轉セラルルモノナルト他ノ方法ニ依リ運轉セラルルモノナルトヲ問ハズ荷揚用若ハ運搬用ノ機械ヲ操縦シ又ハ該機械ノ操縦者ニ信號ヲ爲シ又ハ揚貨機ノ末端若ハ捲胴ニ於ケル貨物用吊索ヲ受持ツニハ充分資格アリ且信賴シ得ル者ノミ使用セラルベシ

船舶荷役労働者ノ災害保護ニ關スル條約案

キハ證明書(該機關ガ其ノ裁量ヲ以テ取消スコトヲ得ルモノ)ニ依リ、該證明書ニ明示セラルルコトアルベキ條件ノ留保ノ下ニ該裝置ニ對シ右要件ヲ免除スルコトヲ得

(ロ) 船舶ニ備附ケラレザル鎖及右装置ニ付テハ

右ノ鎖及裝置ノ燒鈍ヲ確保スル爲措置ヲ規定スベシ

(ハ) 船舶ニ備附ケラルル否トヲ問ハズ右ノ鎖及裝置ニシテ延長セラレ、變更セラレ又ハ鍛接ニ依リ修繕セラレタルモノニ付テハ其ノ都度試験セラレ且再検査セラルベシ

(四) 當該機械及裝置ノ安全状態ニ付一應充分ノ證據ト爲ル適法ニ認證セラレタル記録ニシテ安全荷重並ニ本條(一)及(二)ニ掲ゲラルル試験及検査ノ及(三)ニ掲ゲラルル燒鈍又ハ他ノ處理ノ日附及結果ヲ明示スルモノヲ場合ニ應ジ陸上又ハ船舶ニ保存スベシ

右記録ハ當該權限アル者ノ要求アルトキハ該記録ノ保管者ニ依リ提示セラルベシ

(五) 一切ノ起重機、「デリック」、「チエーン、スリンゲ」及船上ニ於テ使用セラルル類似ノ荷揚用裝置ニシテ各國ノ法令又ハ規則ニ依リ明示セラルルモノニハ安全荷重ヲ

第十一條

(一) 荷物ハ荷揚用機械ニ吊ラレタル儘放置セラレザルベシ位シ該荷物ガ斯ク放置セラルル間該機械ヲ現ニ擔當シ居ル資格アル者アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

(二) 労働者ノ安全ニ必要ナル場合ニ於ケル信號手ノ使用ニ付適當ナル措置ヲ規定スベシ

(三) 貨物ノ堆積、取崩、積付及取出ノ際ノ操作ノ又ハ之ニ關聯セル取扱ノ危險ナル方法ヲ豫防スル爲適當ナル措置ヲ規定スベシ

(四) 荷物ガ梁ニ衝突スルコトニ依リ労働者ニ對シ生ズル危險ヲ避クルニ充分ナル大サヲ艀口ガ有スルニ非ザレバ該艀口ニ於ケル操作ノ開始セラルルニ先チ該艀口ノ梁ヲ取外スベシ尤モ梁ガ取外サレザルトキハ該梁ハ其ノ轉位ヲ防グ爲堅固ニ取附ケラルベシ

(五) 労働者ガ艀輪又ハ甲板間ニ於テ石炭又ハ他ノ散荷ノ取扱ニ使用セラルル場合ニ於テ其ノ脱出ヲ容易ナラシムル爲注意ヲ拂フベシ

(六) 足場ハ堅牢ニ造ラレ、適當ニ支ヘラレ且必要ニ應ジ堅固ニ取附ケラルルニ非ザレバ作業ニ使用セラレザルベシ

手車ハ不安全ナル程度ニ急角度ナル足場ノ上ニ於テ船舶ト陸地トノ間ノ貨物ノ運搬ニ使用セラレザルベシ
足場ハ労働者ノ滑ルコトヲ豫防スル爲必要ニ應ジ適當ナル材料ヲ以テ處理セラレベシ

(七) 船舶内ノ就業區域ガ船口ノ方形内ニ限ラルトキハ貨物ヲ「スリング」ヨリ取外シ又ハ之ニ取集ムル爲ノ場合ヲ除キ棉花、羊毛、「コルク」、麻袋又ハ他ノ類似ノ物品ノ包ノ帶又ハ緊縛ニ鈎ヲ掛クベカラズ(又樽ニ「カン、フツク」ヲ掛クベカラズ)

(八) 如何ナル種類ノ裝置タリトモ所有者又ハ其ノ責任アル代理者ガ明ニ許容シタル特別ノ場合ヲ除キ安全荷重ヲ超エテ負荷セラレザルベシ右特別ノ場合ノ記録ハ保存セラレベシ

(九) 變化スル能力(例ヘバ臂ノ揚卸ニ依リ角度ニ應ジテ變化スル負荷能力)ヲ有スル陸上起重機ニ付テハ自働表示裝置又ハ臂ノ傾斜角度ニ應ズル安全荷重ヲ示ス表ヲ起重機ニ備附クベシ

第十二條 各國ノ法令又ハ規則ハ労働者ガ物品ニシテ其ノ固有ノ性質若ハ其ノ當時ノ状態ニ依リ夫レ自體生命若ハ健康ニ危険ナルモノヲ取扱ヒ又ハ其ノ附近ニ於テ就業シ

合又ハ必要ノ場合ヲ除キ何人ニ依リテモ除去セラレ又ハ妨碍セラレザルベク又除去セラレタルトキハ右除去ノ必要ナリシ期間ノ終了シタル際原位置ニ復セラレベシ

第十五條 各締盟國ハ作業ノ時時行ハルルニ過ギザルカ又ハ交通ガ少ク且小船舶ニ限ラルル船渠、波止場、岸壁若ハ類似ノ場所ニ付又ハ或特殊ノ船舶、或特殊ノ種類ノ船舶若ハ或小噸數ニ達セザル船舶ニ付又ハ氣候状態ニ依リ本條約ノ規定ノ遵守ヲ要求シ難キ場合ニ於テハ本條約ノ規定ノ免除又ハ例外ヲ許スコトヲ得

右ノ免除又ハ例外ヲ許ス規定ハ常ニ之ヲ國際労働事務局ニ通報スベシ

第十六條 本條約ニ別段ノ規定アル場合ヲ除キ本條約ノ規定ニシテ船舶ノ構造又ハ恒久的設備ニ影響ヲ及ボスモノハ本條約ノ批准ノ日ノ後ニ建造ノ開始セララル船舶ニ及右ノ日ノ後四年以内ニ他ノ一切ノ船舶ニ適用セラレベシ尤モ右ノ期間内ニ於テハ右規定ハ適當ニシテ實行シ得ル限リ右他ノ船舶ニ適用セラレベシ

第十七條 労働者ノ災害ニ對スル保護ノ爲規定セララル規則ノ適法ナル實施ヲ確保スル爲

(一) 右規則ニハ各規則ノ遵守ノ責ニ任ズル個人又ハ團

船舶荷役労働者ノ災害保護ニ關スル條約案

又ハ右ノ如キ物品ガ積付ケラレタル場所ニ於テ就業スルコトヲ要スルトキハ各場合ノ事情ヲ考慮シタル上労働者ノ適當ナル保護ヲ確保スルニ必要ナリト認メラルコトアルベキ注意事項ヲ規定スベシ

第十三條 作業ノ爲屢使用セララル船渠、波止場、岸壁及類似ノ場所ニ於テハ地方的事情ヲ考慮シテ各國ノ法令又ハ規定セララルベキ施設ハ救急ヲ爲スコト及重大ナル災害ノ場合ニ於テ最近接セル治療所ニ移送スルコトヲ速ニ確保スル爲ニ利用セラレ得ベシ充分ナル救急用品ハ就業時間中ニ於ケル即時ノ使用ノ爲ニ適シ且容易ニ入手セラレ得ル状態及位置ニ於テ構内ニ常ニ備附ケラルベシ該用品ハ責任アル一名又ハ二名以上ノ者ノ保管ノ下ニ置カルベク右ノ者ニハ救急ヲ爲スノ資格アリ且就業時間中手當ヲ即時ニ爲シ得ル一名又ハ二名以上ノ者ヲ含ムベシ
前記ノ船渠、波止場、岸壁及類似ノ場所ニ於テハ水中ニ墜落セル労働者ヲ溺死ヨリ救助スル爲適當ナル設備ヲモ爲スベシ

第十四條 本條約ニ依リ備附クルコトヲ要求セララル柵、甲板、裝置、梯子、救命ノ手段若ハ設備、燈火、標示、足場又ハ他ノ一切ノ物ハ適法ニ權限ヲ付與セラレタル場

體ヲ明ニ定ムベシ
(二) 有效ナル監督制度ニ付及規則ノ違反ニ對スル處罰ニ付規定ヲ設クベシ

(三) 規則ノ寫又ハ要綱ハ作業ノ爲屢使用セララル船渠波止場、岸壁及類似ノ場所ニ於ケル見易キ位置ニ揭示セラレベシ

第十八條 「ヴェルサイユ」條約ノ第十三編及他ノ平和諸條約ノ對當編ニ定ムル條件ニ依リ本條約ノ正式批准ハ登錄ノ爲國際聯盟事務局長ニ之ヲ通告スベシ

第十九條 本條約ハ國際聯盟事務局ニ其ノ批准ヲ登錄シタル締盟國ノミヲ拘束スベシ

本條約ハ事務局長ガ國際労働機關ノ締盟國中ノ二國ノ批准ヲ登錄シタル日ヨリ十二月後ニ於テ效力ヲ發生スベシ爾後本條約ハ他ノ何レノ締盟國ニ付テモ其ノ批准ヲ登錄シタル日ヨリ十二月後ニ於テ效力ヲ發生スベシ

第二十條 國際労働機關ノ締盟國中ノ二國ガ國際聯盟事務局ニ本條約ノ批准ノ登錄ヲ爲シタルトキハ事務局長ハ國際労働機關ノ一切ノ締盟國ニ右ノ旨ヲ通告スベシ事務局長ハ爾後該機關ノ他ノ締盟國ノ通告シタル批准ノ登錄ヲ一切ノ締盟國ニ同様ニ通告スベシ

第二十一條 本條約ヲ批准シタル締盟國ハ本條約ノ最初ノ效力發生ノ日ヨリ十年ノ期間滿了後ニ於テ國際聯盟事務總長宛登錄ノ爲ニスル通告ニ依リ之ヲ廢棄スルコトヲ得右ノ廢棄ハ該事務局ニ登錄アリタル日ノ後一年間ハ其ノ效力ヲ生ゼズ

本條約ヲ批准シタル各締盟國ニシテ前項ニ掲グル十年ノ期間滿了後一年以内ニ本條約ニ定ムル廢棄ノ利權ヲ行使セザルモノハ更ニ五年間拘束ヲ受クベク又爾後各五年ノ期間滿了毎ニ本條約ニ定ムル條件ニ依リ本條約ヲ廢棄スルコトヲ得

第二十二條 國際勞働事務局ノ理事會ハ本條約ノ效力發生ヨリ各十年ノ期間滿了毎ニ本條約ノ施行ニ關スル報告ヲ總會ニ提出スベク且其ノ全部又ハ一部ノ改正ニ關スル問題ヲ總會ノ會議事項ニ掲グベキヤ否ヤヲ審議スベシ

第二十三條 總會ガ本條約ノ全部又ハ一部ヲ改正スル新條約ヲ採擇スル場合ニハ締盟國ニ依リ新改正條約ノ批准ハ新改正條約ガ效力ヲ發生シタルトキ前記第二十一條ノ規定ニ拘ラズ猶豫ノ要件ヲ要セズシテ當然ニ本條約ノ廢棄ヲ生ゼシムベシ

新改正條約ノ效力發生ノ日ヨリ本條約ハ締盟國ニ依リ批准セラレ得ザルニ至ルベシ

務省ニ於テ開會セリ
左ニ列記スル諸國ハ本會議ニ賛同シ左記ノ委員ヲ任命セリ
(委員氏名省略)

本會議ハ千九百八年十二月四日ヨリ千九百九年二月二十六日ニ彌リ會議ヲ重ネ全權委員ノ記名ヲ求ムル爲メ本覺書ニ附屬スル海戰法規ニ關スル宣言ヲ議定セリ
右ノ外千九百七年十月十八日ノ日附ヲ有スル國際捕獲審檢所ノ設立ニ關スル海牙條約ニ記名シ又ハ記名セントスル意思ヲ聲明セル諸國ノ委員ハ左記ノ希望ヲ採決シタリ

海戰法規會議ニ參列シ且千九百七年十月十八日ノ日附ヲ有スル國際捕獲審檢所ノ設立ニ關スル海牙條約ニ記名シ又ハ記名セントスル希望ヲ聲明セル諸國ノ委員ハ二三ノ國ニ取リテハ該條約現在ノ形式ヲ以テシテハ之カ批准ヲ爲スヲ得サルヘキ憲法上ノ困難アルコトニ鑑ミ此等ノ國カ其ノ批准書ヲ寄託スルニ當リ其ノ内國捕獲審檢所ノ檢定ニ關シ國際捕獲審檢所ニ出訴スルノ權利ハ損害賠償ヲ請求スル直接訴訟トシテ提起セラルヘキモノタルコトノ留保ヲ其ノ批准書中ニ記入スルコトヲ得ルノ權能ヲ有スヘキコトニ關シテ一ノ協定ヲ締結スルノ利便ヲ各々自國政府ニ注意スルニ一致セリ但前記留保ノ效果ハ右條約ニ

海戰ニ關スル倫敦宣言

准セラレ得ザルニ至ルベシ
尤モ本條約ハ之ヲ批准シタル改正條約ヲ批准セザル締盟國ニ對シテハ其ノ現在ノ形式及内容ニ於テ引續キ效力ヲ有スベシ

第二十四條 本條約ハ佛蘭西語及英吉利語ノ本文ヲ以テ共ニ正文トス
前記ハ國際勞働機關ノ總會ニ依リ、「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレ且千九百二十九年六月二十一日閉會ヲ宣セラレタル其ノ第十二回會議中適法ニ採擇セラレタル條約案ノ正文ナリトス

右證據トシテ千九百二十九年八月十五日署名ス
(名署省略)

海戰ニ關スル倫敦宣言

(千九百九年二月廿六日) 未 批 准

英國皇帝陛下ノ政府ノ招請シタル倫敦海戰法規會議ハ國際捕獲審檢所ノ設立ニ關シ千九百七年十月十八日海牙ニ於テ調印セル條約第七條ニ所謂「一般ニ承認セラレタル國際法ノ原則ヲ確定スル」ノ目的ヲ以テ千九百八年十二月四日英國外

依リテ個人又ハ其政府ニ保證セラレタル權利ニ何等影響ヲ及ボササルモノタルヘク且該留保ノ字句ハ右條約ニ記名シタル諸國間ニ於ケル將來ノ協議事項タルヘキモノトス

右證據トシテ各全權委員及既ニ倫敦ヲ去リタル全權委員ヲ代理スル各委員ハ本覺書ニ記名スルモノナリ
千九百九年二月二十六日倫敦ニ於テ本書一通ヲ作り之ヲ英國政府ノ記錄ニ保管シ其認證本ヲ外交上ノ手續ニ依リ海戰法規會議ニ參列シタル各國ニ交付スヘモノトス

海船法規ニ關スル倫敦宣言

獨逸國普魯西國皇帝陛下(國名略之)ハ國際捕獲審檢所ノ設立ニ關スル千九百七年十月十八日ノ條約第七條ノ規定スル國際法トシテ一般ニ承認セラレタル諸規則ニ關シ協同決定セシカ爲メ國際會議ヲ開催センコトヲ各國ニ提議シタル英國政府ノ招請ニ鑑ミ
右諸規則ノ決定ハ不幸ニシテ海戰ノ起リタル場合ニ於テ平和的商業ノ爲將タ交戰國雙方ノ爲及其中立政府ニ對スル政治的關係ノ爲甚タ有益ナルコトヲ承認シ
且國際法ノ一般原則ハ其ノ實際ニ於ケル適用上屢々各種ノ主義ニ岐ルルコトニ鑑ミ

之ニ關シ將來尙一屢ノ畫一ヲ確保セントスル希望ニ基キ此重要ナル共通ノ利益ニ關スル事業ハ一般ノ承認ヲ得ヘキコトヲ冀ヒ

之カ爲獨逸國普瀾西國皇帝陛下(國名略之)ハ(委員氏名略之)ヲ各其ノ全權委員ニ任命セリ

因テ各全權委員ハ互ニ其ノ委任狀ヲ示シ其良好妥當ナルヲ認メ以テ本宣言ヲ爲スニ一致セリ

總則

記名國ハ以下諸章ニ規定スル規則カ實質上一般ニ承認セラレタル國際法ノ原則ニ副フモノナルコトヲ承認ス

第一章 戰時ニ於ケル封鎖

第一條 封鎖ハ敵國又ハ敵國占領地ノ港及沿岸ニ限り之ヲ施行スヘキモノトス

第二條 千八百五十六年巴里宣言ニ準據シ封鎖ハ其ノ有效ナルカ爲メニハ實力ヲ用ユルヲ要ス即チ實際敵岸ニ接到スルコトヲ防止スルニ足ル充分ノ兵力ヲ以テ之ヲ維持スルコトヲ要ス

第三條 封鎖ニ關シ實力ヲ用ヒタルヤ否ノ問題ハ事實上ノ問題トス

第四條 封鎖ハ封鎖艦隊カ荒天ノ爲一時其場所ヲ離ルルモ

海軍官憲カ第九條第二項第一號及第二號ニ依リ其ノ封鎖宣言中ニ記載シタル事項ニ準據セサルトキハ右宣言ハ無効タルヘシ從テ該封鎖ヲ有效ナラシムル爲ニハ新ニ宣言ヲ爲スヲ要ス

第十一條 封鎖ノ宣言ハ左ノ官憲ニ對シテ之ヲ告知スヘシ

- 一 各中立國
- 右告知ハ封鎖ヲ施行スル國ニ於テ直接ニ中立國政府ニ宛テ又ハ封鎖ヲ施行スル國ニ駐劄スル中立國代表者ニ宛タル公信ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

二 地方官憲

右告知ハ封鎖艦隊指揮官ニ於テ之ヲ爲スヘシ該地方官憲ハ又成ルヘク速ニ封鎖港又ハ封鎖沿岸ニ於テ其ノ職務ヲ執行スル外國領事官ニ之ヲ通知スヘシ

第十二條 封鎖ノ宣言及告知ニ關スル規定ハ封鎖地域ヲ擴張スル場合又ハ一旦封鎖解除アリタル後更ニ施行スル場合ニ之ヲ適用ス

第十三條 自ラ封鎖ヲ解除シタル場合並ニ封鎖ニ關シ制限ヲ設ケタル場合ニハ第十一條ノ規定ニ依リ之ヲ告知スルヲ要ス

第十四條 封鎖犯トシテ中立船舶ヲ拿捕スルニハ該船舶ノ海戰ニ關スル倫敦宣言

之カ爲ニ解除セラレタルモノト認メラルルコトナカルヘシ

第五條 封鎖ハ各國船舶ニ對シテ公平ニ之ヲ適用スルヲ要ス

第六條 封鎖艦隊指揮官ハ軍艦ニ對シテ封鎖港内ニ航入シ且更ニ出發スルノ許可ヲ與フルコトヲ得

第七條 中立船舶ハ封鎖艦隊ニ屬スル官憲ニ於テ其ノ海難ニ遭遇セルコトヲ認定セル場合ニハ封鎖地域内ニ航入シ且載貨ノ卸下又ハ積載ヲ爲ササルニ於テハ更ニ出發スルコトヲ得ヘシ

第八條 封鎖ハ其ノ有效ナルカ爲メニハ第九條ノ規定ニ依リテ之ヲ宣言シ且第十一條及第十六條ノ規定ニ依リテ之ヲ告知スルヲ要ス

第九條 封鎖ノ宣言ハ封鎖ヲ施行スル國又ハ其ノ名ニ於テ行動スル海軍官憲之ヲ爲スヘシ

- 一 封鎖開始ノ日
- 二 封鎖地域ノ地理的範圍
- 三 中立船舶ニ許容スヘキ退去期間

第十條 封鎖ヲ施行スル國又ハ其ノ國ノ名ニ於テ行動スル

現實上又ハ推定上封鎖ノ事實ヲ知ルコトヲ要件トス

第十五條 發航港ノ所屬中立國ニ對シテ適當ノ時期ニ封鎖ノ告知アリタル後船舶カ該港ヲ出發シタル場合ニハ右船舶ハ反證ヲ舉グルニ非サレハ封鎖ノ事實ヲ知りタルモノト推定セラレヘシ

第十六條 封鎖港ニ接到スル船舶ニシテ封鎖ノ存在ヲ知ラス又之ヲ知りタルモノト推定スルコト能ハサル場合ニハ封鎖艦隊ニ屬スル軍艦ノ士官ハ該船舶ニ對シテ其告知ヲ爲スヲ要ス右告知ハ其ノ船舶書類ニ記入セラルヘク之ヲ爲シタル日及時並ニ當時ニ於ケル該船舶ノ地理上ノ位置ヲ明記スヘシ

封鎖艦隊指揮官ノ怠慢ニ依リ未タ封鎖ノ宣言ヲ地方官憲ニ告知セサル場合又ハ告知シタル宣言中ニ退去期間ヲ規定セサル場合ニハ封鎖港ヲ出發セントスル中立船舶ハ封鎖線ヲ越ユルノ自由アルヘシ

第十七條 中立船舶ハ封鎖ノ有效ナルコトヲ確保スルノ任務ヲ帶ヘル軍艦ノ行動區域内ニ非サレハ封鎖犯トシテ之ヲ拿捕スルコトヲ得ス

第十八條 封鎖艦隊ハ中立港及中立沿岸ニ接到スルコトヲ遮斷スルヲ得ス

第十九條 船舶又ハ其ノ載貨ノ爾後ノ仕向地如何ニ拘ラス船舶カ現ニ封鎖セラレサル港ニ向テ航行スル場合ニハ封鎖犯トシテ之ヲ拿捕スルニ充分ノ理由ナキモノトス

第二十條 封鎖ヲ破リテ封鎖港ヲ出發スル船舶及封鎖港ニ航入センコトヲ企ツル船舶ハ封鎖艦隊所屬ノ軍艦ニ於テ其ノ追躡ヲ繼續スル間ハ之ヲ拿捕スルコトヲ得既ニ追躡ヲ拋棄シタルカ又ハ封鎖ヲ解除シタル場合ニハ之レカ拿捕ヲ行フコトヲ得ス

第二十一條 封鎖犯ヲ犯セルモノト認メラレタル船舶ハ之ヲ沒收ス其載貨ニ付テモ亦同シ但シ荷積人ニシテ載貨ヲ積込ミタル當時其ノ封鎖ヲ破ラントスル意思アルコトヲ知ラス又之ヲ知ルヲ得サリシコトヲ證明スルトキハ此限ニアラス

第二章 戰時禁制品

第二十二條 左ニ掲クル物件及材料ハ絕對的禁制品ノ名義ノ下ニ當然之ヲ戰時禁制品ト看做ス

- 一 一切ノ武器(狩獵用武器ヲ含ム)及其ノ組成品タルコト明カナルモノ
- 二 一切ノ彈丸、裝藥、彈藥包及其組成品タルコト明カナルモノ

物件及材料ハ條件附禁制品ノ名義ノ下ニ當然之ヲ戰時禁制品ト看做ス

- 一 糧食
- 二 獸類ノ飼料用ニ適スル蒟蒻及穀類
- 三 軍用ニ適スル衣服、被服用織物及靴類
- 四 金銀貨幣及其ノ地金、貨幣ノ代用紙幣
- 五 戰爭用ニ供シ得ヘキ一切ノ車輛及組成品
- 六 一切ノ船舶及艇舟、浮船渠、船渠ノ部分並ニ其ノ組成品
- 七 鐵道ノ固定及運轉用材料並ニ電信、無線電信及電話ノ材料
- 八 飛行船、飛行機、氣球、其ノ組成品タルコト明カナルモノ並ニ航空用ニ供セラルヘキモノト認ムヘキ屬具物件及材料
- 九 燃料及機械潤滑用材料
- 十 特ニ戰爭用トシテ製造セラレタルモノニアラサル火藥及爆發物
- 十一 刺アル鐵線並ニ之カ架設又ハ切斷用ニ供スヘキ機械器具
- 十二 蹄鐵及蹄鐵用材料

海戰ニ關スル倫敦宣言

三 特ニ戰爭用トシテ製造セラレタル火藥及爆發物

四 砲架、彈藥車、前車、軍用運搬車、野戰鍛冶器及其組成品タルコト明カナルモノ

五 軍用タルコト明カナル被服及武裝具

六 軍用タルコト明カナル一切ノ馬具

七 戰爭ノ用ニ供スルヲ得ヘキ乗用、輓用及駄用ノ獸類

八 陣營具及其組成品タルコト明カナルモノ

九 甲鐵板

十 戰艦用艦艇及特ニ上記艦艇ニ使用スルヲ得ヘキコト明ナル組成品

第二十三條 兵器彈藥製造用ノ爲メ又ハ陸軍用若ハ海軍用ノ武器及材料ノ製造又ハ修理用ノ爲メ專ヲ作製セラレタル機械器具

第二十四條 專ヲ戰爭用ニ供セラルヘキ物件及材料ハ布告スヘキ宣言ノ方法ニ依リ之ヲ絕對的禁制品ノ品目表中ニ追加スルコトヲ得

前項ノ告知ハ他國政府又ハ宣言ヲ爲ス國ニ駐劄スル其ノ外交代表者ニ通知スヘシ戰爭開始後ニ爲ス告知ハ中立國ニ之ヲ爲スヲ以テ足ル

第十三 輓用及鞍用ノ物件

第十四 雙眼鏡、望遠鏡、トクロノメートル及各種ノ航海用具

第二十五條 第二十二條及第二十四條ニ規定セル物件及材料以外ノモノニシテ戰爭用ニモ又平時用ニモ供スルヲ得ヘキモノハ第二十三條第二項ノ規定ニ從ヒ之ヲ告知スル宣言ノ方法ニ依リ條件附禁制品ノ品目表中ニ追加スルコトヲ得

第二十六條 自國ノ關スル限リニ於テ第二十二條及第二十四條ニ列記セル品目中ニ在ル物件及材料ヲ戰時禁制品ト看做スコトヲ拋棄セル國ハ第二十三條第二項ノ規定ニ從ヒ告知スヘキ宣言ヲ以テ其ノ意思ヲ通知スヘシ

第二十七條 戰爭用ニ供スルヲ得サル物件及材料ハ之ヲ戰時禁制品ト宣言スルコトヲ得ス

第二十八條 左ニ掲クル物品ハ之ヲ戰時禁制品ト宣言スルコトヲ得サルモノトス

- 一 生綿、羊毛、絹、黃麻、亞麻、苧麻及其ノ他ノ織物業用原料並ニ其ノ織糸
- 二 油製造原料タル堅果及穀種並ニ「コブラ」
- 三 「カウチユ」護謨、樹脂、護謨、漆及「ホップ」

- 四 生皮、角、骨及象牙
- 五 天然及人造肥料（農業用ニ使用スルコトヲ得ヘキ硝酸鹽及磷酸鹽ヲ含ム）
- 六 礦石
- 七 土、粘土、石灰、白堊、石（大理石ヲ含ム）、煉瓦板石及瓦
- 八 磁器及硝子器
- 九 紙類及其ノ製造用ニ作ラレタル材料
- 十 石鹼、染料（專ラ之ヲ製造スルノ用ニ供スヘキ材料ヲ含ム）及洋漆
- 十一 格魯兒石灰、曹達灰、苛性曹達、「ソルト、ケイキ」、「アムモニヤ」、硫北「アムモニヤ」及硫化銅
- 十二 農業用、探礦用、織物業用及印刷用ニ供スヘキ機械
- 十三 貴石、准貴石、眞珠、眞珠母及珊瑚
- 十四 掛時計、置時計及「クロノメートル」以外ノ懷中時計
- 十五 時好品及奢侈品
- 十六 各種ノ羽毛、剛毛類
- 十七 家具用又ハ裝飾用物件並事務所用器具及附屬品

第二十九條 左ニ掲タル物件及材料モ亦之ヲ戰時禁制品ト

看做スコトヲ得ス

- 一 專ヲ病者傷者ノ看護用ニ供スヘキ物件及材料但シ軍事上重大ナル必要アル場合ニハ右ノ物件及材料ニシテ第三十條ニ規定セル仕向地ヲ有スルトキハ賠償ヲ支拂ヒテ之ヲ徵發スルコトヲ得
- 二 船舶自體ノ使用ニ供スヘキ船内ニ在ル物件及材料並ニ航行中該船舶ノ乗員及乗客ノ使用ニ供スヘキ物件及材料

第三十條 絶對的禁制品タル物品ハ敵國領土、敵國占領地

又ハ敵國軍ニ仕向ケラレタルコトヲ立證セラレタルトキハ拿捕セラルヘシ、該物品ニシテ直接ニ輸送セラルルト轉載又ハ陸路ニ依リテ輸送セラルルトハ毫モ關スル所ニアラス

第三十一條 第三十條ニ規定スル仕向地ハ左ニ掲タル場合

- 一 明確ニ證明セラレルモノトス
- 二 貨物カ敵港ニ陸揚セラレ又ハ其ノ軍隊ニ引渡サルヘキモノナルコトヲ船舶書類ニ記載シアルトキ
- 三 船舶カ敵港ニノミ到達スヘキモノナルトキ又ハ船舶カ船舶書類上貨物ノ陸揚地タル中立港ニ達スル以前ニ

敵港ニ寄港シ若クハ敵國軍ト邂逅スヘキモノナルトキ

第三十二條 船舶書類ハ絶對的禁制品ヲ輸送スル船舶ノ航路ニ關スル完全ナル證憑タルヘキモノトス但シ該船舶ニシテ船舶書類ノ記載ニ依リ航行スヘキ航路ヲ明ニ離レタル際ニ軍艦ニ遭遇シ且其ノ航路變更ニ付テ充分ナル理由ヲ辯明スルコト能ハサル場合ハ此限ニ在ラス

第三十三條 條件附禁制品タル物品ハ敵國ノ軍隊又ハ行政

廳ノ使用ニ仕向ケラレタルコトヲ立證セラレタルトキハ拿捕セラルヘシ但シ行政廳ニ仕向ケラレタル場合ニ於テ右物品カ事實上戰爭ノ爲メニ使用セラレサルコトヲ諸般ノ情況ニ依リ立證セラレタルトキハ此限ニ在ラス但本書ノ規定ハ第二十四條第四號ニ規定セル物品ノ輸送ニ付テハ之ヲ適用セス

第三十四條 敵國官憲ニ宛テ輸送セラルルトキ又ハ敵國ニ

在住スル商人ニシテ此ノ種物件及材料ヲ敵ニ供給スルコト著名ナル場合ニ於テ右商人ニ宛テ輸送セラルルトキハ該物件ハ第三十三條ニ規定セル仕向地ヲ有スルモノト推定ス敵ノ防備アル場所又ハ敵國軍ノ基地タル其ノ他ノ場所ヲ仕向地トシテ輸送セラルルトキ亦同シ但シ此等ノ場所ノ一ニ向テ航行スル商船自體ニ關シ其ノ戰時禁制品ヲ

ル性質ヲ立證セントスル場合ニ付テハ右推定ヲ適用セス前項ノ推定ヲ爲スヲ得サル場合ニハ仕向地ハ無害ナルモノト推定ス

本條ニ規定セル推定ニ對シテハ反證ヲ許スモノトス

第三十五條 條件附禁制品タル物品ハ敵國領土、敵國占領地又ハ敵國軍ニ向ケ航行スル船舶内ニ在リ且右物件カ中間ノ中立港ニ於テ陸揚セラレサル場合ニ非サレハ之ヲ拿捕スルコトヲ得ス

船舶書類ハ船舶ノ航路及貨物ノ陸揚場所ニ關スル完全ナル證憑タルヘキモノトス但該船舶ニシテ船舶書類ノ記載ニ依リ航行スヘキ航路ヲ明ニ離レタル際ニ軍艦ニ遭遇シ且其ノ航路變更ニ付テ充分ナル理由ヲ辯明スルコト能ハサル場合ハ此限ニ在ラス

第三十六條 第三十五條ニ對スル例外トシテ敵國領土カ海

ニ面スル國境ヲ有セサル場合ニ於テ條件附禁制品タル物品ニシテ第三十三條ニ規定セル仕向地ヲ有スルコトヲ立證セラレタルトキハ該物品ハ拿捕セラルヘシ

第三十七條 絶對的又ハ條件附禁制品トシテ拿捕セラルヘ

キ物品ヲ輸送スル船舶ハ公海又ハ交戰國領海内ニ於テハ其ノ航海中何時ニテモ之ヲ拿捕スルコトヲ得該船舶ニシ

テ其ノ敵タル仕向地ニ達スル以前ニ中間港ニ寄港セントスルノ意思ヲ有スルトキ亦同シ

第三十八條 曩ニ履行シ又ハ現ニ終了シタル戰時禁制品輸送ノ理由ヲ以テ拿捕ヲ行フコトヲ得ス

第三十九條 戰時禁制品タル物品ハ之ヲ沒收ス

第四十條 戰時禁制品ヲ輸送スル船舶ハ該禁制品ニシテ其ノ價格上、重量上、容積上又ハ運賃上全載貨ノ半數以上ニ上ル場合ニハ之ヲ沒收スルコトヲ得ヘシ

第四十一條 戰時禁制品ヲ輸送スル船舶ニシテ解放セララルトキハ各國捕獲審檢所ニ於ケル審檢手續ニ關シ竝ニ審檢中該船舶及其ノ載貨ノ保存ニ關シ捕獲者ノ支出シタル費用ハ該船舶ノ負擔トス

第四十二條 戰時禁制品ノ所有者ニ屬シ且同一船舶内ニ在ル貨物ハ之ヲ沒收ス

第四十三條 船舶力戰爭ノ事實又ハ其載貨ニ對シ適用スヘキ戰時禁制品ノ宣言ヲ知ラスシテ航海中海上ニ於テ軍艦ニ遭遇シタル場合ニハ戰時禁制品タル物品ハ賠償ヲ支拂フニ非サレハ之ヲ沒收スルコトヲ得ス該船舶及載貨ノ殘部ハ沒收及第四十一條ニ規定セル費用ノ支拂ヲ免除セララルモノトス船長カ戰爭ノ開始又ハ戰時禁制品ニ關スル

一 該船舶カ敵國軍ニ編入セラレタル乗客ヲ輸送スル目的ヲ以テ又ハ敵ヲ利スル爲メ情報ヲ傳達スル目的ヲ以テ特ニ航海スル場合

二 船舶所有者、全部船舶ヲ備入レタル者又ハ船長カ情ヲ知りテ敵ノ軍隊ノ一部又ハ敵ノ作戰行動ニ對シテ航海中直接ノ幫助ヲ與フル一人若クハ數人ヲ輸送スル場合

前二號ニ規定シタル場合ニ於テ船舶所有者ニ屬スル貨物ハ同シク沒收セララルヘキモノトス

船舶カ海上ニ於テ軍艦ニ遭遇セルトキ未ダ開戦ノ事實ヲ知ラサルカ又ハ船長カ戰爭ノ開始ヲ知りタルモ未ダ其ノ輸送スル人員ヲ上陸セシムルヲ得サル場合ニハ本條ノ規定ハ之ヲ適用セス船舶カ戰爭開始後敵港ヲ出發シタルトキ又ハ中立港所屬國ニ對シ適當ノ時期ニ於テ戰爭開始ノ通告アリタル後該港ヲ出發シタルトキハ右船舶ハ戰爭状態ヲ知りタルモノト看做ス

第四十六條 中立船舶ハ左ニ掲クル場合ニ於テハ沒收セラ

- 一 該船舶カ直接ニ敵國商船トシテ取扱ハラルヘキモノトス
- 二 該船舶カ敵國政府ニ於テ該船舶内ニ乗組マシメタル

海戰ニ關スル倫敦宣言

宣言ヲ知りタルモ未ダ戰時禁制品タル物品ヲ陸揚スルヲ得サリシトキ亦同シ

中立港所屬國ニ對シ適當ノ時期ニ於テ戰爭開始又ハ戰時禁制品ノ宣言ノ告知アリタル後船舶カ該港ヲ出港シタルトキハ右船舶ハ戰爭状態又ハ戰時禁制品ノ宣言ヲ知りタルモノト看做ス尙船舶ニシテ戰爭開始後敵港ヲ出發シタルトキハ該船舶ハ戰爭状態ヲ知りタルモノト看做ス

第四十四條 戰時禁制品輸送ノ理由ヲ以テ停船ヲ命セラレタルモ其ノ分量ノ關係上沒收セラレサル船舶ハ船長カ交戰國軍艦ニ禁制品ノ引渡ヲ爲スニ於テハ事情ニ從ヒ其ノ航海ヲ繼續スルコトヲ許可セララルコトアルヘシ

戰時禁制品ノ引渡アルトキハ捕獲者ハ之ヲ停船ヲ命シタル船舶ノ書類ニ記入スヘク且右船舶ノ船長ハ必要ナル一切ノ船舶書類ノ認證謄本ヲ捕獲者ニ交付スルヲ要ス捕獲者ハ其ノ引渡ヲ受ケタル戰時禁制品ヲ破壊スルノ權能ヲ有ス

第三章 軍事的幫助

第四十五條 中立船舶ハ左ニ掲クル場合ニハ沒收セララルヘク且一般ニ戰時禁制品輸送ノ爲メニ沒收セララルヘキ中立船舶ノ受クルト同一ノ處分ヲ受ケラルヘキモノトス

代理人ノ命令又ハ監督ヲ受ケル場合

三 該船舶カ全部敵國政府ノ爲メニ備入レラレタル場合

四 該船舶カ現ニ且專ラ敵國軍隊ノ輸送又ハ敵ヲ利スル爲メ情報ヲ傳達ニ從事スル場合

本條ニ規定セル場合ニ於テ船舶所有者ニ屬スル貨物ハ同シク沒收セララルヘキモノトス

第四十七條 敵國軍ニ編入セラレタル一切ノ人員ニシテ中立商船内ニ在ル者ハ該船舶ヲ拿捕スルヲ得サル場合ト雖モ之ヲ俘虜トナスコトヲ得

第四章 中立捕獲船ノ破壞

第四十八條 捕獲者ハ其ノ拿捕シタル中立船舶ヲ破壞スルコトヲ得ス右拿捕シタル船舶ハ捕獲ノ效力ニ關シ適法ニ檢定スルヲ得ヘキ港ニ引致スルヲ要ス

第四十九條 第四十八條ノ規定ヲ適用スルトキハ軍艦ノ安全ヲ害シ又ハ其ノ現ニ從事スル作戰動作ノ成功ヲ害スル場合ニ於テハ拿捕シタル中立船舶カ沒收セラレ得ヘキモノナルトキハ例外トシテ之ヲ破壞スルコトヲ得

第五十條 破壞ヲ爲スニ先チ船舶内ニ在ル人員ハ之ヲ安全ノ場所ニ移轉シ且一切ノ船舶書類及利害關係人カ捕獲ノ效力ニ關スル檢定ニ必要ナリト認ムル其ノ他ノ書類ハ之

檢證ノ結果護送軍艦指揮官カ其ノ護送船舶ノ一隻又ハ數隻ノ拿捕ヲ正當トスル事實アリト認ムルトキハ右船舶ニ對シテ軍艦護送ノ保護ヲ撤回スルヲ要ス

第八章 臨檢ニ對スル抵抗

第六十三條 停船、臨檢及拿捕ノ權利ノ適法ナル行使ニ對シ強力ヲ以テ抵抗シタル船舶ハ一切ノ場合ニ於テ之ヲ沒收ス其ノ載貨ハ敵船内ニ在ル載貨ノ受クルト同一ノ處分ヲ受クヘク船長又ハ該船舶ノ所有者ニ屬スル貨物ハ敵貨ト看做サルヘシ

第九章 損害賠償

第六十四條 捕獲審檢所カ船舶又ハ貨物ノ拿捕ヲ無効ナリト檢定シタル場合又ハ審檢ニ附セスシテ拿捕物件ヲ解放シタル場合ニハ利害關係人ハ損害賠償ヲ受クルノ權利ヲ有ス但該船舶又ハ貨物拿捕スルニ充分ナル理由アリシトキハ此限ニ在ラス

附則

第六十五條 本宣言ノ規定ハ之ヲ不可分トス

第六十六條 記名國ハ戰爭ノ際交戰國カ悉ク本宣言ニ加ハリ居ル場合ニハ本宣言ニ規定シタル規則ヲ相互ニ遵守スヘキコトヲ確約ス故ニ記名國ハ其ノ官憲及軍隊ニ對シ必

一回ノ批准書寄託後六十日ヨリ起算シテ十二年ヲ經過シタル後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス右十二年ノ期間經過シタル後ト雖モ每六年ノ終ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

廢棄ハ少ナクモ一年以前ニ書面ヲ以テ之ヲ英國政府ニ通告スルヲ要ス英國政府ハ直ニ之ヲ爾餘ノ諸國ニ通報スヘク該廢棄ハ右通告ヲ爲シタル國ニ對シテノミ其ノ效力ヲ生スルモノトス

第七十條 倫敦海戰法規會議ニ參列シタル諸國ハ其ノ議定シタル規則ノ一般ニ承認セラルルコトニ關シ特ニ重キヲ置キ之ニ參列セサル諸國ニ於テモ本宣言ニ加盟スルニ至ランコトノ希望ヲ表彰ス從テ右參列諸國ハ英國政府ニ對シ之カ加盟ノ勸誘ヲ爲サンコトヲ懇請ス

本宣言ニ加盟セント欲スル國ハ英國政府ニ對シ書面ヲ以テ其ノ意思ヲ告知シ加盟書ヲ之ニ交付スヘシ右加盟書ハ之ヲ英國政府ノ記録ニ保管ス

英國政府ハ直ニ前項告知書及加盟書ノ認證謄本ヲ爾餘ノ諸國ニ交付シ且其ノ告知書ヲ受領シタル日ヲ通知スヘシ加盟ハ告知書受領ノ日ヨリ六十日ヲ經テ效力ヲ生スルモノトス

要ナル訓令ヲ與フヘク且其ノ裁判所特ニ捕獲審檢所ニ於テ本宣言ノ適用ヲ保障スルカ爲ニ相當ノ手段ヲ執ルヲ要ス

第六十七條 本宣言ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ

批准書ハ倫敦ニ寄託ス

第一回ノ批准書寄託ハ之ニ加ハリタル諸國ノ代表者及英国外務大臣ノ署名シタル調書ヲ以テ之ヲ證ス

爾後ノ批准書寄託ハ英國政府ニ宛テ且批准書ヲ添附シタル通告書ヲ以テ之ヲ爲ス

第一回ノ批准書寄託ニ關スル調書、前項ニ掲ケタル通告書及之ニ伴フ批准書ノ認證謄本ハ英國政府ヨリ外交上ノ手續ヲ以テ直ニ之ヲ記名國ニ交付スヘシ前項ニ掲ケタル場合ニ於テハ英國政府ハ同時ニ通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スルモノトス

第六十八條 本條約ハ第一回ノ批准書寄託ニ加ハリタル諸國ニ對シテハ其ノ寄託ノ調書ノ日附ヨリ六十日ノ後又其ノ後ニ批准シタル諸國ニ對シテハ英國政府カ各批准ノ通告ヲ接受シタル時ヨリ六十日ノ後ニ其ノ效力ヲ生スルモノトス

第六十九條 記名國中本宣言ヲ廢棄セムト欲スルモノハ第

加盟國ノ地位ハ本宣言ニ關シテハ總テ記名國ノ地位ニ準ス

第七十一條 海戰法規會議ニ參列シタル諸國ノ全權委員ハ千九百九年六月三十日ニ至ル迄倫敦ニ於テ千九百九年二月二十六日ノ日附ヲ有スヘキ本宣言ニ記名スルコトヲ得ヘシ

右證據トシテ各全權委員ハ本宣言ニ記名調印スルモノナリ千九百九年二月二十六日倫敦ニ於テ本書一通ヲ作り之ヲ英國政府ノ文庫ニ寄託シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ海戰法規會議ニ參列シタル諸國ニ交付スヘキモノトス

第三章 總動員法關係勅令

國家總動員法

(昭和十三年四月
法律第五十五號)

第一條 本法ニ於テ國家總動員トハ戰時(戰爭ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ)ニ際シ國防目的達成ノ爲國ノ全力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ

第二條 本法ニ於テ總動員物資トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一 兵器、艦艇、彈藥其ノ他ノ軍用物資
- 二 國家總動員上必要ナル被服、食糧、飲料及飼料
- 三 國家總動員上必要ナル醫藥品、醫療機械器具其ノ他ノ衛生物資及家畜衛生用物資
- 四 國家總動員上必要ナル船舶、航空機、車輛、馬其ノ他ノ輸送用物資
- 五 國家總動員上必要ナル通信用物資
- 六 國家總動員上必要ナル土木建築用物資及照信用物資

國家總動員法

- 七 國家總動員上必要ナル燃料及電力
- 八 前各號ニ掲グルモノノ生産、修理、配給又ハ保存ニ要スル原料、材料、機械器具、裝置其ノ他ノ物資
- 九 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要ナル物資

第三條 本法ニ於テ總務員業務トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一 總動員物資ノ生産、修理、配給、輸出輸入又ハ保管ニ關スル業務
- 二 國家總動員上必要ナル運輸又ハ通信ニ關スル業務
- 三 國家總動員上必要ナル金融ニ關スル業務
- 四 國家總動員上必要ナル衛生、家畜衛生又ハ救護ニ關スル業務
- 五 國家總動員上必要ナル教育訓練ニ關スル業務
- 六 國家總動員上必要ナル試験研究ニ關スル業務
- 七 國家總動員上必要ナル情報又ハ啓發宣傳ニ關スル業務
- 八 國家總動員上必要ナル警備ニ關スル業務

八二三

九 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル
國家總動員上必要ナル業務

第四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅
令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民ヲ徵用シテ總動員業務ニ從
事セシムルコトヲ得但シ兵役法ノ適用ヲ妨ゲズ

第五條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅
令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國法人其ノ他ノ團體ヲ
シテ國又ハ地方公共團體ノ行フ總動員業務ニ付協力セシ
ムルコトヲ得

第六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅
令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ使用、雇人若ハ解雇又ハ賃
金其ノ他ノ勞働條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅
令ノ定ムル所ニ依リ勞働爭議ノ豫防若ハ解決ニ關シ必要
ナル命令ヲ爲シ又ハ作業所ノ閉鎖作業若ハ勞務ノ中止其
ノ他ノ勞働爭議ニ關スル行爲ノ制限若ハ禁止ヲ爲スコト
ヲ得

第八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅
令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産、修理、配給、讓
渡其ノ他ノ處分、使用、消費、所持及移動ニ關シ必要ナ
ル命令ヲ爲スコトヲ得

第十三條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ
勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ニ屬スル工場
事業場、船舶其ノ他ノ施設又ハ之ニ轉用スルコトヲ得ル
施設ノ全部又ハ一部ヲ管理、使用又ハ收用スルコトヲ得

政府ハ前項ニ掲グルモノヲ使用又ハ收用スル場合ニ於テ
勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ從業者ヲ供用セシメ又ハ當該
施設ニ於テ現ニ實施スル特許發明若ハ登錄實用新案ヲ實
施スルコトヲ得

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定
ムル所ニ依リ總動員業務ニ必要ナル土地又ハ家屋其ノ他
ノ工作物ヲ管理使用又ハ收用スルコトヲ得

第十四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ
勅令ノ定ムル所ニ依リ鑛業權砂、鑛權及水ノ使用ニ關ス
ル權利ヲ使用又ハ收用スルコトヲ得

第十五條 前二條ノ規定ニ依リ收用シタルモノノ不用ニ歸シ
タル場合ニ於テ收用シタル時ヨリ十年内ニ拂下グルトキ
ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ舊所有者若ハ舊權利者又ハ其ノ
一般承繼人ハ優先ニ之ヲ買受クルコトヲ得

第十六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ
勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若

ル命令ヲ爲スコトヲ得

第九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅
令ノ定ムル所ニ依リ輸出若ハ輸入ノ制限若ハ禁止ヲ爲シ
輸出若ハ輸入ヲ命ジ輸出税若ハ輸入税ヲ課シ又ハ輸出税
若ハ輸入税ヲ増課若ハ減免スルコトヲ得

第十條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅
令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ヲ使用又ハ收用スルコト
ヲ得

第十一條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ
勅令ノ定ムル所ニ依リ會社ノ設立、資本ノ増加、合併、
目的變更、社債ノ募集若ハ第二回以後ノ株金ノ拂込ニ付
制限若ハ禁止ヲ爲シ、會社ノ利益金ノ處分、償却其ノ他
經理ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ銀行、信託會社、保
險會社其ノ他勅令ヲ以テ指定スル者ニ對シ資金ノ運用ニ
關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十二條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ
總動員業務タル事業ヲ營ム會社ノ當該事業ニ屬スル設備
ノ費用ニ充ツル爲メノ社債ノ募集又ハ資本ノ増加ニ付商法
第二百條又ハ第二百十條ノ規定ニ拘ラズ勅令ヲ以テ別段
ノ定ヲ爲スコトヲ得

ハ改良ヲ制限若ハ禁止シ又ハ總動員業務タル事業ニ屬ス
ル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ命ズルコトヲ得

第十七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ
勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル同種若ハ異種ノ事
業ノ事業主間ニ於ケル當該事業ニ關スル統制協定ノ設定
變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制協定ノ設定、變
更若ハ取消ヲ命ジ又ハ統制協定ノ加盟者若ハ其ノ統制協
定ニ加盟セザル事業主ニ對シ其ノ統制協定ニ依ルベキコ
トヲ得

第十八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ
勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル同種又ハ異種ノ事
業ノ事業主ニ對シ當該事業ノ統制ヲ目的トスル組合ノ設
立ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ組合ハ法人トス
第一項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル者其ノ設立ヲ爲
サザルトキハ政府ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關シ必要ナ
ル處分ヲ爲スコトヲ得

第一項ノ組合成立シタルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ
依リ當該組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ヲシテ其ノ組
合ノ組合員タラシムルコトヲ得

政府ハ第一項ノ組合ニ對シ其ノ組合員ノ營業ニ關スル統制規程ノ設定變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制規程ノ設定若ハ變更ヲ命ジ又ハ其ノ組合員ニ對シ組合ノ統制規程ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ價格、運送賃、保管料、保險料、賃賃料又ハ加工賃ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ新聞紙其ノ他ノ出版物ノ掲載ニ付制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第二十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國臣民ヲ雇傭若ハ使用スル者ヲシテ帝國臣民ノ職業能力ニ關スル事項ヲ申告セシメ又ハ帝國臣民ノ職業能力ニ關シ検査スルコトヲ得

第二十二條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第二十七條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第八條、第十條第十三條若ハ第十四條ノ規定ニ依ル處分、第九條ノ規定ニ依ル輸出若ハ輸入ノ命令、第十一條ノ規定ニ依ル資金ノ融通若ハ有價證券ノ應募、引受若ハ買入ノ命令又ハ第十六條ノ規定ニ依ル設備ノ新設、擴張若ハ改良ノ命令ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス

第二十八條 政府ハ第二十二條、第二十三條又ハ第二十五條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲ス場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償シ又ハ補助金ヲ交付ス

第二十九條 前二條ノ規定ニ依ル補償ノ金額及第十五條ノ規定ニ依ル拂下ノ價額ハ總動員補償委員會ノ議ヲ經テ政府之ヲ定ム

第三十條 政府ハ第二十六條又ハ第二十八條ノ規定ニ依リ利益ノ保證又ハ補助金ノ交付ヲ受クル事業ヲ監督シ之ガ爲必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學校、養成所、工場、事業場其ノ他技能者ノ養成ニ適スル施設ノ管理者又ハ養成セラレベキ者ノ雇傭主ニ對シ國家總動員上必要ナル技能者ノ養成ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産、販賣又ハ輸入ヲ業トスル者ヲシテ當該物資又ハ其ノ原料若ハ材料ノ一定數量ヲ保有セシムルコトヲ得

第二十四條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ノ事業主又ハ戰時ニ際シ總動員業務ヲ實施セシムベキ者ヲシテ戰時ニ際シ實施セシムベキ總動員業務ニ關スル計畫ヲ設定セシメ又ハ當該計畫ニ基キ必要ナル演練ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十五條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ總動員物資ノ生産若ハ修理ヲ業トスル者又ハ試験研究機關ノ管理者ニ對シ試験研究ヲ命ズルコトヲ得

第二十六條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産又ハ修理ヲ業トスル者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ一定ノ利益ヲ保證シ又ハ補助金ヲ交付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ政府ハ其ノ者ニ對シ

國家總動員法

總動員物資ノ生産若ハ修理ヲ爲サシメ又ハ國家總動員上必要ナル設備ヲ爲サシムルコトヲ得

第三十二條 第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第七條ノ規定ニ依ル命令又ハ制限若ハ禁止ニ違反シタル者
二 第八條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
三 第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ輸出又ハ輸入ヲ爲サザル者
四 第十條ノ規定ニ依ル總動員物資ノ使用又ハ收用ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者
五 第十三條ノ規定ニ依ル施設、土地若ハ工作物ノ管理

使用若ハ收用又ハ従業者ノ供用ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

六 第十九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第三十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十一條ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタル者

二 第十六條ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタル者

三 第十七條若ハ第十八條第五項ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケズシテ統制協定若ハ統制規程ヲ設定、變更若ハ廢止シ又ハ第十七條若ハ第十八條第五項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

四 第二十三條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ保有ヲ爲サザル者

五 第二十六條ノ規定ニ違反シ生産、修理又ハ設備ヲ爲サザル者

第三十五條 前三條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第三十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役

ノ他ノ田狀物ニ在リテハ發行者及著作者ヲ二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

新聞紙ニ在リテハ編輯人以外ニ於テ實際編輯ヲ擔當シタル者及掲載ノ記事ニ署名シタル者亦前項ニ同ジ

第四十條 第二十條第二項ノ規定ニ依ル差押處分ノ執行ヲ妨害シタル者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十一條 前二條ノ罪ニハ刑法併合罪ノ規定ヲ適用セズ

第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十三條 第二十一條ノ規定ニ違反シテ申告ヲ怠リ又ハ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

第四十四條 總動員業務ニ従事シタル者其ノ業務遂行ニ關シ知得シタル當該官廳指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者職務上知得シタル當該官廳指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密ヲ漏泄又ハ竊用

國家總動員法

又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第四條ノ規定ニ依ル徵用ニ應ゼズ又ハ同條ノ規定ニ依ル業務ニ従事セザル者

二 第六條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第三十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第二十二條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

二 第二十四條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ計畫ノ設定又ハ演練ヲ爲サザル者

三 第二十五條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ試験研究ヲ爲サザル者

第三十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十八條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ組合ノ設立ヲ爲サザル者

二 第三十條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者

三 第三十一條ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者

第三十九條 第二十條第一項ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ニ違反シタルトキハ新聞紙ニ在リテハ發行人及編輯人、其シタルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第四十五條 公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ノ規定ニ依ル職務執行ニ關シ知得シタル法人又ハ人ノ業務上ノ秘密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十六條 第十八條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ設立シタル組合ノ役員其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス、因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徵ス

第四十七條 前條第一項ニ掲グル者ニ對シ賄賂ヲ交付提供又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第四十八條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第三十二

條乃至第三十四條、第三十六條第二號、第三十七條、第三十八條又ハ第四十三條前段ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑又ハ科料刑ヲ科ス

第四十九條 前條ノ規定ハ本法施行地ニ本店又ハ主たる事務所ヲ有スル法人ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニモ之ヲ適用ス本法施行地ニ住所ヲ有スル人ノ代理人使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニ付亦同ジ
本法ノ罰則ハ本法施行地外ニ於テ罪ヲ犯シタル帝國國民ニモ之ヲ適用ス

第五十條 本法施行ニ關スル重要事項(軍機ニ關スルモノヲ除ク)ニ付政府ノ諮問ニ應ズル爲メ國家總動員審議會ヲ置ク

附 則
國家總動員審議會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(昭和十三年勅令第三百十五號ヲ以テ昭和十三年五月五日ヨリ施行)

軍需工業動員法及昭和十二年法律第八十八號ハ之ヲ廢止ス本法施行前軍需工業動員法ニ基キテ爲シタル命令又ハ處分

ハ之ヲ本法中ノ相當規定ニ基キテ爲シタルモノト看做ス
軍需工業動員法ニ違反シタル者ノ處罰ニ付テハ仍チ舊法ニ依ル

會社經理統制令

(昭和十五年十月勅令第六百八十號)

第一章 總 則

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第十一條ノ規定ニ依ル會社ノ利益金ノ處分、償却其ノ他經理ニ關スル命令ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 會社ハ國家目的達成ノ爲メ國民經濟ニ課セラレタル責任ヲ分擔スルコトヲ以テ經營ノ本義トシ其ノ經理ニ關シ左ノ各號ニ掲グル事項ノ遵守ヲ旨トスベシ

- 一 資金ハ之ヲ最モ有益ニ活用シ苟モ人的及物的資源ノ濫費ニ陥ルガ如キコトハ嚴ニ之ヲ避クルコト
- 二 經費ノ支出及資産ノ償却ヲ適正ナラシムルコト
- 三 役員、社員其ノ他從業者ノ給與及其ノ支給支法ヲ適正ナラシムルコト

四 利益ノ分配ヲ適正ナラシメ自己資金ノ蓄積ニ努ムルコト

第二章 利益配當及積立金

第三條 資本金(出資總額、株金總額、出資總額及株金總額ノ合計額又ハ基金總額ヲ謂フ以下同ジ)二十萬圓以上ノ會社ハ毎事業年度ニ付左ノ各號ノ率ノ中低キ率ヲ超ユル率ニ依リ利益配當(基金利息又ハ基金配當ヲ含ム以下同ジ)ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

- 一 配當金總額ガ自己資本ニ對シ年百分ノ八ニ相當スル金額ト爲ル配當率
- 二 直前ノ事業年度ノ配當率

左ノ各號ニ掲グル場合ニ於テハ各其ノ定ムル率ヲ前項第二號ノ率ト看做シテ前項ノ規定ヲ適用ス

- 一 直前ノ事業年度ノ配當率ガ年百分ノ十二達セザルトキハ其ノ配當率ニ年百分ノ一(六月ニ非ザル期間ヲ事業年度トスルモノニ在リテハ當該事業年度ノ月數ノ六ニ對スル割合ヲ年百分ノ一ニ乘ジテ得タル率)ヲ加ヘタル率但シ其ノ率ガ年百分ノ六ニ達セザルトキハ年百分ノ六トシ年百分ノ十ヲ超ユルトキハ年百分ノ十トス
- 二 直前ノ事業年度ニ付利益配當ヲ爲サザリシトキ又ハ

會社經理統制令

設立後最初ノ事業年度ノ利益配當ナルトキハ年百分ノ六

- 三 資本金二十萬圓未滿タリシ會社資本増加ニ因リ資本金二十萬圓以上ト爲リタル後最初ノ事業年度ニ付爲スル利益配當ナルトキハ第一號ノ規定ニ拘ラズ年百分ノ六
- 四 配當金總額ガ自己資本ニ對シ年百分ノ五ノ割合ニ相當スル金額ト爲ル配當率ガ前三號ノ率ヨリ高キトキハ其ノ率但シ其ノ率ガ年百分ノ十ヲ超ユルトキハ年百分ノ十トス

前二項ノ自己資本ハ命令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル金額ニ依ル

第四條 主務大臣ハ左ノ各號ニ掲グル場合ニ於テハ會社ニ對シ期間ヲ定メ將來ノ配當率ニ付適當ト認ムル率ヲ指定スルコトヲ得

- 一 當該會社ノ利益ノ實情ニ照シ配當金ガ過大ナリト認メラルルトキ
 - 二 當該會社ノ資金計畫ニ照シ自己資金ノ蓄積ガ必要ナリト認メラルルトキ
- 會社ハ前項ノ規定ニ依リ配當率ニ付主務大臣ノ指定ヲ受ケタルトキハ前條ノ規定ニ拘ラズ當該配當率ヲ超ユル率

ニ依リ利益配當ヲ爲スコトヲ得ズ

第五條 合併ニ因リテ設立シタル資本金二十萬圓以上ノ會社又ハ合併後存續スル資本金二十萬圓以上ノ會社ハ合併後最初ノ事業年度ニ付利益配當ヲ爲サントストキハ利益配當ノ率ガ年百分ノ六ヲ超エザル場合ヲ除キ前二條ノ規定ニ拘ラズ閣令ノ定ムル所ニ依リ會社ノ申請ニ基キ主務大臣ガ從前ノ利益配當其ノ他各會社ノ經理ノ實情ヲ參酌シテ指定シタル率ヲ超エザル利益配當ノ率ニ依ルベシ第六條 主務大臣ハ會社收益ノ狀況其ノ他經理ノ實情ニ照シ必要アリト認ムルトキハ當該會社ニ對シ法定準備金ノ外特別ノ積立ヲ命ジ又ハ當該積立金ノ運用方法ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得前項ノ積立金ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第三章 役員及社員給與

第七條 本章ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル會社ニ之ヲ適用ス

- 一 資本金二十萬圓以上ノ會社
- 二 前號ニ規定スルモノヲ除クノ外役員及社員ノ合計數常時三十人以上ノ會社

給スル給與ヲ謂フ

- 三 退職金(會社ガ退職シタル役員ニ對シ支給スル給與ヲ謂フ)
- 四 臨時ノ給與(會社ガ役員ニ對シ臨時ニ支給スル給與ヲ謂フ)
- 五 雜給與(前各號ニ掲グル給與ヲ除クノ外會社ガ役員ニ對シ支給スル給與ヲ謂フ)

第十二條 會社ハ毎事業年度ノ役員報酬ヲ支給セントスル場合ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

- 一 支給セントスル役員報酬ノ合計金額ガ直前ノ事業年度ニ於テ支給シタル役員報酬ノ合計金額(當該事業年度ノ月數ガ直前ノ事業年度ノ月數ト異ル場合ニ於テハ閣令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル金額)ヲ超ユルトキ
- 二 直前ノ事業年度ニ於テ役員報酬ヲ支給セザリシトキ
- 三 設立後最初ノ事業年度ノ役員報酬ナルトキ
- 四 合併後最初ノ事業年度ノ役員報酬ナルトキ
- 五 第七條各號ノ一ニ掲グル會社ニ該當セザリシ會社第七條各號ノ一ニ掲グル會社ト爲リタル後最初ノ事業年度ノ役員報酬ナルトキ

會社經理統制令

第八條 本章ニ於テ役員ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

- 一 機關トシテ會社ノ業務ニ從事スル者
- 二 顧問、相談役其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ賞與ニ關シ會社ガ前號ニ該當スル者ニ準ジテ取扱フ者

第九條 本章ニ於テ社員ト稱スルハ船員及賃金統制令第二條ノ勞務者ヲ除クノ外左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

- 一 會社ニ雇傭セラルル者
- 二 顧問、囑託其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ繼續シテ會社ノ業務ニ從事スル者但シ役員タル者ヲ除ク

第十條 本章ニ於テ給與ト稱スルハ報酬、給料、手當、賞與、交際費、機密費其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ會社ガ役員又ハ社員ノ職務ノ對價トシテ支給スル金錢、物其ノ他ノ利益ヲ謂フ

第十一條 役員ノ給與ヲ分チテ左ノ各號ニ掲グル給與トス

- 一 報酬(會社ガ役員ニ對シ一定ノ金額ニ依リ定期ニ支給スル給與ニシテ經費トシテ經理スルモノヲ謂フ但シ在勤手當其ノ他特定ノ事由ニ依リ特定ノ役員ニ對シ支給スルモノヲ除ク)
- 二 賞與(會社ガ役員ニ對シ定期ニ利益金處分ニ依リ支給スル給與ヲ謂フ)

第十三條 會社ハ毎事業年度ニ付役員賞與ヲ支給セントスル場合ニ於テ其ノ合計金額ガ左ノ各號ノ金額(百圓未満ノ端數ハ之ヲ百圓ニ切上グ)ノ中少キ金額ヲ超ユルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

- 一 法定賞與額(閣令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル當該事業年度ノ純益金ニ閣令ノ定ムル割合ヲ乘ジテ得タル金額ヲ謂フ以下同ジ)
 - 二 前期賞與額(直前ノ事業年度ニ付支給シタル役員賞與ノ合計金額ヲ謂フ但シ當該事業年度ノ月數ガ直前ノ事業年度ノ月數ト異ル場合ニ於テハ閣令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル金額ヲ謂フ以下同ジ)
- 左ノ各號ニ掲グル場合ニ於テハ各其ノ定ムル金額ヲ前項第二號ノ金額ト看做シテ前項ノ規定ヲ適用ス
- 一 前期賞與額ガ法定賞與額ニ達セザルトキハ前期賞與額ノ百分ノ百二十ニ相當スル金額但シ前期賞與額ノ百分ノ百二十ニ相當スル金額ガ法定賞與額ニ對シ百分ノ七十ノ割合ニ達セザルトキハ法定賞與額ノ百分ノ七十ニ相當スル金額
 - 二 直前ノ事業年度ニ付役員賞與ヲ支給セザリシトキ又ハ設立後最初ノ事業年度ニ付支給スル役員賞與ナルト

キハ法定賞與額ノ百分ノ七十二相當スル金額

三 合併後最初ノ事業年度ニ付支給スル役員賞與ナルトキ又ハ第七條各號ノ一ニ掲グル會社ニ該當セザリシ會社第七條各號ノ一ニ掲グル會社ト爲リタル後最初ノ事業年度ニ付支給スル役員賞與ナルトキハ第一號ノ規定ニ拘ラズ法定賞與額ノ百分ノ七十二相當スル金額

第十四條

會社ハ退職シタル役員ニ對シ退職金ヲ支給セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
一 閣令ノ定ムル限度ヲ超エザル退職金ヲ支給セントスルトキ
二 閣令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル準則ニ依リ退職金ヲ支給セントスルトキ

第十五條 會社ハ役員ニ對シ臨時ノ給與ヲ支給セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第十六條

會社ハ第二十四條ノ規定ニ依リ主務大臣ニ報告スベキ準則若ハ主務大臣ノ承認ヲ受ケタル準則又ハ第二十五條若ハ第二十六條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケ若ハ主務大臣ノ命令ニ依リ制定若ハ變更シタル準則ニ依ルノ外社員ニ對シ左ノ各號ニ掲グル手當ヲ支給スルトヲ得ズ
一 在勤手當、僻地手當其ノ他特殊地域ニ在勤スルニ因リ支給スル手當
二 危険手當其ノ他生命、健康等ニ關シ危険又ハ有害ナル特定ノ勤務ニ從事スルニ因リ支給スル手當
三 居殘手當、宿直手當其ノ他特定ノ追加勤務ニ對シ支給スル手當
四 閣令ヲ以テ定ムル家族手當
五 食事手當又ハ被服手當
六 歩合ニ依リ支給スル手當
七 現物ヲ以テ支給スル手當
八 其ノ他閣令ヲ以テ定ムル手當

第二十一條

會社ガ毎賞與期間ニ付社員ニ對シ支給スル賞與ノ總額ト前條各號ニ掲グル手當以外ノ手當ノ當該賞與期間中ニ於ケル支給總額トノ合計金額ハ閣令ノ定ムル限度ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ閣令ノ定ムル場合ハ此ノ限ニ

第十七條

社員ノ給與ヲ分チテ左ノ各號ニ掲グル給與トス
一 基本給料(會社ガ社員ニ對シ一定ノ金額ニ依リ定期ニ支給スル給與ノ中基本ト爲ルベキ固定給ヲ謂フ)
二 手當(基本給料ヲ除クノ外會社ガ社員ニ對シ定期ニ若ハ職務ニ關シ一定ノ事實アル場合ニ一定ノ金額、數量若ハ割合ニ依リ支給スル給與又ハ繼續シテ利用セシムル住居其ノ他ノ施設ヲ謂フ)
三 賞與(前二號ニ掲グル給與ヲ除クノ外會社ガ社員ニ對シ定期ニ支給スル給與ヲ謂フ)
四 退職金(會社ガ退職シタル社員ニ對シ支給スル給與又ハ之ニ相當スル金額ニシテ在職中ノ社員ニ對シ前拂スルモノヲ謂フ)
五 臨時ノ給與(前四號ニ掲グル給與ヲ除クノ外會社ガ社員ニ對シ臨時ニ支給スル給與ヲ謂フ)

第十八條

會社ハ閣令ノ定ムル限度ヲ超エテ社員ノ初任基本給料ヲ支給スルコトヲ得ズ

第十九條

會社ハ閣令ノ定ムル限度ヲ超エテ社員ノ基本給料ヲ増加支給セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第二十條 會社ハ第二十四條ノ規定ニ依リ主務大臣ニ報告

在ラズ

前項但書ノ規定ニ依リ前項ノ限度ヲ超エテ支給スル金額ニ付テハ會社ハ之ヲ經費トシテ經理スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二條

會社ハ第二十四條ノ規定ニ依リ主務大臣ニ報告スベキ準則若ハ主務大臣ノ承認ヲ受ケタル準則又ハ第二十五條若ハ第二十六條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケ若ハ主務大臣ノ命令ニ依リ制定若ハ變更シタル準則ニ依ルノ外社員ニ對シ退職金ヲ支給スルコトヲ得ズ

第二十三條

會社ハ社員ノ全部若ハ大部分又ハ社員數當時三十人以上ヲ有スル事務所、工場若ハ事業場ニ付其ノ所屬社員ノ全部若ハ大部分ニ對シ時期ヲ同ジクシテ臨時ノ給與ヲ支給セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第二十四條

本令施行ノ際本章ノ規定ノ適用ヲ受クル會社ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ閣令ノ定ムル所ニ從ヒ本令施行ノ際ニ於ケル役員雜給與、第二十條各號ニ掲グル社員手當及社員退職金ノ準則ヲ主務大臣ニ報告スベシ

本令施行後第七條各號ノ一ニ掲グル會社ト爲リタルモノハ役員雜給與、第二十條各號ニ掲グル社員手當及社員退職金ノ準則ニ付主務大臣ノ承認ヲ受クベシ

第二十五條 會社ハ役員雜給與、第二十條各號ニ掲グル社員手當又ハ社員退職金ノ準則ヲ制定シ又ハ變更セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第二十六條 主務大臣ハ役員又ハ社員ノ給與及其ノ支給方法ノ適正ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ役員若ハ社員ノ給與ノ金給若ハ支給方法ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ役員雜給與、第二十條各號ニ掲グル社員手當若ハ社員退職金ノ準則ノ制定變更若ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第二十七條 會社ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ本章ノ規定ニ依ル制限ヲ免ルル目的ヲ以テ役員又ハ社員ニ對シ給與ヲ支給スルコトヲ得ズ

第二十八條 本章ノ規定ハ裁判所ガ決定ヲ以テ定メタル報酬ニハ之ヲ適用セズ

第四章 經費及資金

第二十九條 會社ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ關令ノ定ムル所ニ從ヒ毎事業年度ニ於ケル左ノ各號ニ掲

グル支出(利益金處分ニ依ルモノヲ含ム)ノ豫定額ヲ主務大臣ニ報告スベシ

一 機密費、交際費、接待費又ハ廣告宣傳費其ノ他之と同様ノ性質ヲ有スル支出

二 寄附金其ノ他之と同様ノ性質ヲ有スル支出

三 關令ヲ以テ定ムル福利施設費

四 前號ニ掲グル福利施設費以外ノ福利施設費其ノ他之と同様ノ性質ヲ有スル支出

五 研究費其ノ他之と同様ノ性質ヲ有スル支出

前項ノ規定ニ依リ報告ヲ爲シタル會社ハ其ノ報告シタル金額ヲ超エテ當該事業年度ニ於テ前項第一號ニ掲グル支出ヲ爲スコトヲ得ズ

第一項ノ規定ニ依リ報告ヲ爲シタル會社ハ其ノ報告シタル金額ヲ超エテ當該事業年度ニ於テ第一項第二號又ハ第四號ニ掲グル支出ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第一項ノ規定ニ依リ報告ヲ爲シタル會社ハ其ノ報告シタル金額ヲ超エテ當該事業年度ニ於テ第一項第三號又ハ第五號ニ掲グル支出ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ遲滞ナク主務大臣ニ報告スベシ

爲スコトヲ得ズ

第三十四條 主務大臣ハ會社ノ經理ヲ適正ナラシムル爲必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ餘裕資金ノ運用ニ關シ必要ナル制限ヲ爲スコトヲ得

第五章 經理検査

第三十五條 主務大臣ハ會社ノ資産負債及損益ノ内容、利益金ノ處分其ノ他經理ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證券ヲ携帯セシムベシ

第三十六條 會社ハ關令ノ定ムル所ニ依リ財産目録、貸借對照表、損益計算書及原價計算ニ關スル書類ヲ作成スベシ

前項ノ財産目録ニ記載スベキ財産ハ關令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ評價スベシ

會社ハ第一項ノ規定ニ依リ作成スベキ書類ノ調製ニ必要ナル帳簿ヲ備ヘ整然且明瞭ニ之ガ記帳ヲ爲スベシ

第三十七條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ニ對

主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ第一項第一號、第二號、第四號又ハ第五號ニ掲グル支出ノ金額又ハ其ノ經理ノ方法ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十條 主務大臣ハ會社ノ經營ノ支出ヲ適正ナラシムル爲必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ之ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 會社ハ關令ノ定ムル所ニ依リ固定資産ノ償却ヲ爲スベシ但シ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十二條 主務大臣ハ會社ノ經理上必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ資産ノ償却ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十三條 會社ハ關令ノ定ムル所ニ依リ左ノ各號ニ掲グル事項ニ付主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

一 有價證券ノ取得又ハ處分

二 特許權、礦業權又ハ漁業權ノ取得又ハ處分

三 資金ノ貸付又ハ借入

主務大臣ハ會社ニ對シ借入金ノ限度ヲ指定スルコトヲ得前項ノ指定ヲ受ケタル會社ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ指定ヲ受ケタル限度ヲ超エテ資金ノ借入ヲ

シ勘定科目及帳簿組織ヲ指定シ之ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第三十八條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ヲ指定シテ決算ニ關シ當該官吏ノ監査ヲ受クベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ決算ニ關シ監査ヲ受クベキ命令ヲ受ケタル會社ハ當該官吏ノ監査ヲ受ケタルコトノ證明ヲ受ケタル後ニ非ザレバ利益金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第六章 雜 則

第三十九條 第三條乃至第六條、第十二條乃至第十五條、第十九條、第二十一條、第二十三條乃至第二十六條、第二十九條乃至第三十二條、第三十四條、第三十七條又ハ前條ノ規定ニ依ル許可若ハ承認ニ關スル處分又ハ指定命令若ハ制限ニシテ事案ノ重要ナルモノハ會社經理審査委員會ノ議ヲ經ベシ

會社經理審査委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第四十條 第三十三條ノ規定ニ依ル許可ニ關スル處分ハ指定ニシテ事案ノ重要ナルモノハ臨時資金調整法第十二條ノ臨時資金審査委員會ノ議ヲ經ベシ

第四十一條 本令ニ於テ主務大臣トアルハ左ノ各號ニ該當

スル場合ニ於テ各其ノ定ムル所ニ依ルノ外總テ大藏大臣トス

一 特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社ニ在リテハ當該會社ヲ監督スル所管大臣

二 取引所法、瓦斯事業法、保險業法、自動車製造事業法、工作機械製造事業法、製鐵事業法、輕金屬製造事業法、石油業法、人造石油製造事業法、大正十五年勅令第九號又ハ產金法第三條ノ適用ヲ受クル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ商工大臣

三 電氣事業法、航空機製造事業法又ハ造船事業法ノ適用ヲ受クル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ遞信大臣但シ造船事業法施行令第二十九條ノ規定ノ適用ヲ受クル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ遞信大臣及商工大臣

四 地方鐵道法、軌道法又ハ自動車交通事業法ノ適用ヲ受クル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ鐵道大臣

五 會社ノ營ム事業ノ一部ニ付第二號、第三號又ハ第四號ニ掲グル法令ノ適用ヲ受クル會社ニ在リテハ當該所管大臣及大藏大臣

六 第三十三條ノ規定ニ依ル許可ニ關スル處分又ハ指定ニ付テハ前各號ノ規定ニ拘ラズ大藏大臣及商工大臣

大藏大臣ハ第三條乃至第六條、第十二條乃至第十五條、第十九條、第二十一條、第二十三條乃至第二十六條、第二十九條乃至第三十二條、第三十四條、第三十七條又ハ第三十八條ノ規定ノ施行ニ關スル重要事項ニ付關係各大臣ニ協議スベシ

大藏大臣以外ノ主務大臣ハ前項ニ掲グル規定ノ施行ニ關スル重要事項ニ付大藏大臣及關係各大臣ニ協議スベシ

第四十二條 大藏大臣ハ前條第一項第一號乃至第四號ニ掲グル會社以外ノ會社ニ關スル本令ノ施行ニ關スル事務ノ一部ヲ稅務監督局長又ハ稅務署長ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得

大藏大臣ハ稅務監督局長若ハ稅務署長ヲシテ第三十五條ノ規定ニ依ル報告ヲ徵セシメ又ハ稅務監督局長稅務署長若ハ其ノ代理官ヲシテ同條ノ規定ニ依ル臨檢検査ヲ爲サシムルコトヲ得

第四十三條 本令ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十四條 本令中主務大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トス但シ日本勸業銀行、北海道拓殖銀

會社經理統制令

行、朝鮮銀行、臺灣銀行及朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ營業所ヲ有シ銀行法又ハ貯蓄銀行法ノ適用ヲ受クル銀行並ニ南洋拓殖株式會社ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

本令中閣令トアルハ朝鮮又ハ臺灣ニ在リテハ總督府令、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ廳令トス

第三十九條及第四十條ノ規定ハ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ之ヲ適用セズ

第四十五條 朝鮮總督ハ本令ノ施行ニ關スル事務ノ一部ヲ朝鮮總督府稅務監督局長又ハ朝鮮總督府稅務署長ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得

朝鮮總督ハ朝鮮總督府稅務監督局長若ハ朝鮮總督府稅務署長ヲシテ第三十五條ノ規定ニ依ル報告ヲ徵セシメ又ハ朝鮮總督府稅務監督局長、朝鮮總督府稅務署長若ハ其ノ代理官ヲシテ同條ノ規定ニ依ル臨檢検査ヲ爲サシムルコトヲ得

臺灣總督ハ本令ノ施行ニ關スル事務ノ一部ヲ臺灣總督府州知事又ハ臺灣總督府廳長ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得

臺灣總督ハ臺灣總督府州知事若ハ臺灣總督府廳長ヲシテ第三十五條ノ規定ニ依ル報告ヲ徵セシメ又ハ臺灣總督府州知事、臺灣總督府廳長若ハ其ノ代理官ヲシテ同條ノ規

定ニ依ル臨檢査ヲ爲サシムルコトヲ得
臺灣總督府州知事ハ前項ノ規定ニ依リ委任セラレタル事
務ヲ稅務出張所ヲシテ分掌セシムルコトヲ得

附 則

第四十六條 本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス
但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十五年
十一月五日ヨリ之ヲ施行ス

第四十七條 會社利益配當及資金融通令及昭和十四年勅令
第四百九十四號ハ之ヲ廢止ス但シ本令施行前ニ爲シタル行
爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ仍其ノ效力ヲ有ス

朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ會社利益配當及
資金融通令ハ前項ノ規定ニ拘ラズ昭和十五年十一月四日
迄、會社職員給與臨時措置令ハ同令附則第二項ノ規定ニ
拘ラズ昭和十五年十一月四日迄仍其ノ效力ヲ有ス但シ同
日以前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ同日
後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

第四十八條 會社ノ直前ノ事業年度ノ利益配當ガ會社利益
配當及資金融通令第二條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ
受ケテ基準配當率ヲ超ユル率ニ依リ爲シタルモノニシテ
當該利益配當ノ率ノ中主務大臣ガ其ノ許可ヲ爲スニ際シ

第一項第二號ノ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做ス
第五十二條 第三條第二項第一號ノ規定ハ第四十九條乃至
前條ノ場合ニ於テ主務大臣ガ基準配當率ノ認定又ハ指定
ヲ爲スニ際シ當該認定又ハ指定後ノ最初ノ利益配當ニ關
シ會社利益配當及資金融通令第二條第一號ノ規定ヲ適用
セザル旨ヲ定メタルトキハ當該利益配當ニ關シテハ之ヲ
適用セズ

前項ニ規定スル場合ヲ除クノ外第三條第二項第一號及第
四號ノ規定ハ第四十八條乃至前條ノ規定ニ依リ直前ノ事
業年度ノ配當率ト看做サレタル率ニ付テモ之ヲ適用ス

〔參 照〕

大正十五年三月六日公布勅令第九號ハ日本國及ソヴィエ
ト社會主義共和國聯邦間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關
スル條約關係議定書(乙)ニ基ク利權契約ニ依リ北樺太
ニ於テ石油又ハ石炭ノ掘採ニ關スル事業ヲ營ムコトヲ目
的トスル帝國株式會社ニ關スル件及昭和十四年四月十二
日公布勅令第九十四號ハ稅務署長ヲシテ會社利益配當
及資金融通令ニ依ル事務ノ一部ヲ掌ラシムルノ件ナリ

會社經理統制令施行規則

基準配當率ニ算入セザル旨ヲ定メタル部分アルトキハ其
ノ部分ヲ除キタル率ヲ以テ第三條第一項第二號ノ直前ノ
事業年度ノ配當率ト看做ス

第四十九條 本令施行前合併ヲ爲シタルニ因リ會社利益配
當及資金融通令第三條第一項第三號ノ規定ニ依リ基準配
當率ニ付主務大臣ノ認定ヲ受ケタル會社ガ當該合併後最
初ノ事業年度ノ利益配當ヲ本令施行後爲サントスルトキ
ハ當該基準配當率ヲ以テ第三條第一項第二號ノ直前ノ事
業年度ノ配當率ト看做ス

第五十條 資本金二十萬圓未滿タリシ會社ニシテ本令施行
前ノ資本増加ニ因リ資本金二十萬圓以上ト爲リタルニ因
リ會社利益配當及資金融通令第三條第一項第四號ノ規定
ニ依リ其ノ基準配當率ニ付主務大臣ノ認定ヲ受ケタル會
社ガ當該資本増加後最初ノ事業年度ノ利益配當ヲ本令施
行後爲サントスルトキハ當該基準配當率ヲ以テ第三條第
一項第二號ノ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做ス

第五十一條 會社利益配當及資金融通令第四條ノ規定ニ依
リ其ノ基準配當率ニ付主務大臣ノ指定ヲ受ケタル會社ガ
指定後最初ノ事業年度ノ利益配當ヲ本令施行後爲サント
スルトキハ其ノ指定ヲ受ケタル基準配當率ヲ以テ第三條

會社經理統制令施行規則

(昭和十五年十月
閣令第十三號)

第一章 利益配當及積立金

第一條 會社經理統制令(以下單ニ令ト稱ス)第三條第一
項及第二項ノ自己資本ハ當該事業年度中ニ於ケル左ノ各
號ニ掲グル金額ノ日割平均額ノ合計金額ヨリ繰越缺損金
額ノ日割平均額ヲ控除シタル金額トス但シ當該決算確定
前課稅ノ決定ヲ受ケタル最終ノ事業年度末ニ於ケル固定
資産償却ノ累計金額申課稅上損金ニ算入セラレザリシ金
額ニ付稅務署長ノ證明ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ハ之ヲ
當該事業年度ノ自己資本ニ加算スルコトヲ得

- 一 拂込資本金額
- 二 積立金其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ會社ガ各事業年度
ノ利益金額中利益金處分ニ依リ留保シタル金額但シ退
職積立金及退職手當法ニ依リ積立テタル退職手當積立
金及税金引當金ヲ除ク
- 三 前號ニ該當スルモノヲ除クノ外額面以上ノ價額ヲ以

テ株式ヲ發行シタル場合ニ於テ其ノ額面ヲ超ユル金額
中積立テタル金額

四 第二號ニ該當スルモノヲ除クノ外合併ニ因リ生ジタ
ル差益金又ハ資本減少ニ因リ生ジタル差益金中積立テ
タル金額

五 第二號ニ該當スルモノヲ除クノ外主務大臣ノ命令ニ
依リ積立テタル金額

主務大臣ガ引當金トシテ必要ナルモノト認定シタル金額
又ハ償却ノ不足評價ノ不適正其ノ他ノ事由ニ因リ會社資
産ニ缺陷アルモノト認定シタル金額ハ之ヲ前項ノ金額ヨ
リ控除スルモノトス

第二條 令第三條第一項ノ規定ニ依リ利益配當ヲ爲スニ付
主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第一號様式ニ
依リ許可申請書ニ當該事業年度ノ貸借對照表、損益計算
書及利益金處分ニ關スル書類ヲ添ヘ之ヲ主務大臣ニ提出
スベシ

第三條 令第五條ノ規定ニ依リ合併後最初ノ事業年度ノ利
益配當ノ率ニ付主務大臣ノ指定ヲ受ケントスル會社ハ別
表第二號様式ニ依リ指定申請書ニ最近ニ於ケル總勘定元
帳殘高表並ニ合併前ノ各會社ノ合併前三事業年度ノ貸借

左ノ各號ニ掲グル金額ハ之ヲ前項ノ總益金ニ算入セザル
モノトス

一 直前ノ事業年度ヨリ繰越シタル益金又ハ積立金ヨリ
戻入レタル金額

二 額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行シタル場合ニ於テ
其ノ額面ヲ超ユル金額

三 合併ニ因リ生ジタル差益金

四 資本減少ニ因リ生ジタル差益金

左ノ各號ニ掲グル金額ハ之ヲ第一項ノ總損金ニ算入セザ
ルモノトス

一 直前ノ事業年度ヨリ繰越シタル損金
二 會社ガ當該事業年度ニ於テ納付シタル又ハ納付スベ
キ法人税、臨時利得税、第一種所得税、第一種所得税
附加税及法人税法施行規則第二十九條ニ規定スル租税
當該事業年度ノ利益金處分ニ基キ資産償却ニ充テタル
金額ハ之ヲ第一項ノ總損金ニ算入ス

第八條 令第十三條第一項第一號ノ割合ハ會社ノ當該事業
年度ニ於ケル拂込資本金額ノ日割平均額ニ應ジ左ニ掲グ
ル割合トス

拂込資本金二十萬圓以下ナルトキ

會社經理統制令施行規則

對照表、損益計算書及利益金處分ニ關スル書類ヲ添ヘ之
ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第四條 令第六條第二項ノ規定ニ依リ積立金ノ使用ニ付主
務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第三號様式ニ依
ル許可申請書ニ最近ニ於ケル總勘定元帳殘高表ヲ添ヘ之
ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二章 役員及社員給與

第五條 令第十二條ニ於ケル當該事業年度ノ月數ガ直前ノ
事業年度ノ月數ト異ル場合ニ於ケル金額ハ直前ノ事業年
度ニ於テ支給シタル役員報酬ノ合計金額ヲ直前ノ事業年
度ノ月數ヲ以テ除シテ得タル金額ニ當該事業年度ノ月數
ヲ乗ジテ得タル金額トス

第六條 令第十二條ノ規定ニ依リ役員報酬ノ支給ニ付主務
大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第四號様式ニ依リ
許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第七條 令第十三條第一項第一號ノ當該事業年度ノ純益金
ハ當該事業年度ノ會社ノ決算上總益金ヨリ總損金ヲ控除
シテ得タル金額トス

拂込資本金二十萬圓ヲ超エ三十萬圓以下ナルトキ 百分ノ一〇・四五

拂込資本金三十萬圓ヲ超エ五十萬圓以下ナルトキ 百分ノ 九・三五

拂込資本金五十萬圓ヲ超エ七十萬圓以下ナルトキ 百分ノ 八・一〇

拂込資本金七十萬圓ヲ超エ百萬圓以下ナルトキ 百分ノ 七・四〇

拂込資本金百萬圓ヲ超エ百五十萬圓以下ナルトキ 百分ノ 六・七〇

拂込資本金百五十萬圓ヲ超エ二百萬圓以下ナルトキ 百分ノ 六・〇〇

拂込資本金二百萬圓ヲ超エ三百萬圓以下ナルトキ 百分ノ 五・五〇

拂込資本金三百萬圓ヲ超エ四百萬圓以下ナルトキ 百分ノ 四・九五

拂込資本金四百萬圓ヲ超エ五百萬圓以下ナルトキ 百分ノ 四・三五

拂込資本金五百萬圓ヲ超エ七百萬圓以下ナルトキ 百分ノ 四・三〇

八四三

拂込資本金七百萬圓ヲ超エ千萬圓以下ナルトキ 百分ノ 三・九〇
 拂込資本金千萬圓ヲ超エ千五百萬圓以下ナルトキ 百分ノ 三・五五
 拂込資本金千五百萬圓ヲ超エ二千萬圓以下ナルトキ 百分ノ 三・一五
 拂込資本金二千萬圓ヲ超エ二千五百萬圓以下ナルトキ 百分ノ 二・九〇
 拂込資本金二千五百萬圓ヲ超エ三千萬圓以下ナルトキ 百分ノ 二・七五
 拂込資本金三千萬圓ヲ超エ四千萬圓以下ナルトキ 百分ノ 二・六〇
 拂込資本金四千萬圓ヲ超エ五千萬圓以下ナルトキ 百分ノ 二・四〇
 拂込資本金五千萬圓ヲ超エ七千萬圓以下ナルトキ 百分ノ 二・二五
 拂込資本金七千萬圓ヲ超エ一億圓以下ナルトキ 百分ノ 二・〇五
 拂込資本金一億圓ヲ超エ一億五千萬圓以下ナルトキ 百分ノ 一・八五

拂込資本金一億五千萬圓ヲ超エ二億圓以下ナルトキ 百分ノ 一・六五
 拂込資本金二億圓ヲ超エ二億五千萬圓以下ナルトキ 百分ノ 一・五五
 拂込資本金二億五千萬圓ヲ超エ三億圓以下ナルトキ 百分ノ 一・四五
 拂込資本金三億圓ヲ超エ四億圓以下ナルトキ 百分ノ 一・四〇
 拂込資本金四億圓ヲ超エ五億圓以下ナルトキ 百分ノ 一・二五
 拂込資本金五億圓ヲ超ユルトキ 百分ノ 一・一〇

第九條 令第十三條第一項第二號ニ於ケル當該事業年度ノ月數ガ直前ノ事業年度ノ月數ト異ル場合ニ於ケル金額ハ直前ノ事業年度ニ付支給シタル役員賞與ノ合計金額ヲ直前ノ事業年度ノ月數ヲ以テ除シテ得タル金額ニ當該事業年度ノ月數ヲ乘ジテ得タル金額トス

第五條第二項ノ規定ハ前項ノ月數ノ計算ニ付之ヲ準用ス

第十條 令第十三條第一項ノ規定ニ依リ役員賞與ノ支給ニ

付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第五號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十一條 令第十四條第一號ノ限度ハ會社ガ退職金ヲ支給セントスル當該退職役員ニ對シ其ノ退職前一年間ニ支給シタル報酬金額ニ當該退職役員ノ在職年數(會社ガ當該退職役員ニ對シ退職金ヲ支給シタルコトアル場合ハ其ノ退職金支給後ニ於ケル在職年數)ノ二分ノ一ヲ乘ジテ得タル金額トス

前項ノ年數ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一年未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ一年トス

第十二條 令第十四條第二號ノ規定ニ依リ役員ノ退職金ノ準則ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第六號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

主務大臣ノ許可ヲ受ケタル役員ノ退職金ノ準則ヲ變更セントスル會社ニ付亦同ジ

第十三條 令第十四條ノ規定ニ依リ退職シタル役員ニ對スル退職金ノ支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第七號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十四條 令第十五條ノ規定ニ依リ役員ニ對スル臨時ノ給

與ノ支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第八號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十五條 令第十八條ノ限度ハ別表ニ掲グル金額ヲ月額(年俸者ニ付テハ年俸額ノ十二分ノ一、週給者ニ付テハ週給額ノ七分ノ三十、日給者ニ付テハ日給額ノ三十倍トス以下同ジ)トシタル金額トス但シ左ノ各號ニ掲グル場合ニ於テハ各其ノ定ムル金額トス

一 特別ノ經歷若ハ技能又ハ特別ノ學歷ヲ有スル者ニ付其ノ初任基本給料ノ準則ニ關シ主務大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ其ノ金額

二 轉職者(前職ニ於テ役員報酬、社員基本給料又ハ之ト同様ノ性質ヲ有スル給與ヲ受ケ居リタル者ヲ謂フ)ニ付前職ニ於テ最後ニ受ケタル役員報酬、社員基本給料又ハ之ト同様ノ性質ヲ有スル給與ノ月額ノ百分ノ百十二相當スル金額ガ別表ニ掲グル金額ヲ超ユルトキハ其ノ金額但シ前號ニ該當スル場合ヲ除ク

第十六條 前條第一號ノ規定ニ依リ特別ノ經歷若ハ技能又ハ特別ノ學歷ヲ有スル者ノ初任基本給料ノ準則ニ付主務大臣ノ承認ヲ受ケントスル會社ハ別表第九號様式ニ依ル承認申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十七條 令第十九號ノ限度ハ各昇給期ニ於ケル社員ノ基本給料月額ノ昇給額ノ總額ニ付各昇給該當者ノ當該昇給直前ニ於ケル基本給料月額ニ各昇給該當者ノ直前ノ昇給日(初メテ昇給スル者ニ付テハ採用ノ日)後當該昇給日迄ニ經過シタル月數ノ十二分ノ一ヲ乘ジテ得タル金額ノ合計金額ニ平均昇給率百分ノ七ヲ乘ジテ得タル金額トス前項ノ月數ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一月未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ十五日ヲ超ユルトキハ之ヲ一月トシ十五日以下ナルトキハ之ヲ切捨ツ

第十八條 令第十九條ノ規定ニ依リ社員ノ基本給料ノ増加支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十九條 令第二十條第四號ノ家族手當ハ基本給料月額百圓以下ノ者ニ對シ其ノ扶養家族一人ニ付月二圓ノ割合ニ依リ計算シタル金額(其ノ金額ガ十圓ヲ超ユルトキハ十圓)ヲ超エザル金額ニ依リ支給スルモノニ限ル

前項ノ扶養家族ハ左ニ掲グル者ニシテ主トシテ當該社員ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スル者ヲ謂フ
一 配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)

期間ニ於テ社員ニ支給シタル基本給料ノ合計金額ノ四分ノ三ニ相當スル金額トス

第二十二條 令第二十一條第一項ノ賞與期間ハ各事業年度ノ期間トス但シ會社ガ之ト異ル期間ヲ定メテ主務大臣ニ届出デタルトキハ其ノ期間ニ依ル

第二十三條 前條但書ノ届出ハ本令施行ノ際令第三章ノ規定ノ適用ヲ受クル會社ニ在リテハ本令施行後三十日以内ニ、其ノ他ノ會社ニ在リテハ令第三章ノ規定ノ適用ヲ受クルニ至リタル後三十日以内ニ別表第十一號様式ニ依ル届書ヲ主務大臣ニ提出シテ之ヲ爲スベシ

會社ハ前條ノ賞與期間ヲ變更セントスルトキハ別表第十號様式ニ依ル届書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二十四條 令第二十一條第一項但書ノ場合ハ左ノ各號ニ掲グル場合トス

- 一 當該賞與及手當ノ合計金額中令第二十一條第一項ノ限度ヲ超ユル部分ヲ左ノ方法ニ依リ支給スルトキ但シ其ノ超過金額ハ該賞與期間中ニ於ケル基本給料ノ支給總額ノ二分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ
- (甲) 國債證券又ハ貯蓄債券ヲ以テ支給シ當該會社ニ於テ當該國債證券又ハ貯蓄債券ヲ當該社員退職ニ至ル

會社經理統制令施行規則

- 二 滿六十歳以上ノ父母ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者
- 三 滿十八歳未滿ノ子ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者
- 四 不具癡疾者ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者

第二十條 令第二十條第八號ノ手當ハ左ノ各號ニ掲グル手當トス

- 一 傷病手當
- 二 休職者ニ對スル手當
- 三 應召者又ハ入營者ニ對スル手當
- 四 集束手當、出納手當、出札手當等金錢取扱ニ對スル手當
- 五 特殊地域通勤手當
- 六 交通業ニ従事スル社員ニ對スル無事故手當又ハ乗務手當
- 七 電力供給業又ハ瓦斯供給業ニ従事スル社員ニ對スル電力又ハ瓦斯ノ盗用防止手當
- 八 保險料ノ補給
- 九 繼續シテ利用セシムル住居其ノ他ノ施設又ハ便益
- 十 其ノ他前各號ニ準ズルモノ

第二十一條 令第二十一條第一項ノ限度ハ會社ガ當該賞與

迄保管スルモノ

(乙) 郵便貯金ト爲サシメ當該會社ニ於テ當該郵便貯金ノ通帳ヲ當該社員退職ニ至ル迄保管スルモノ

(丙) 前二號ニ規定スルモノノ外主務大臣ノ承認ヲ受ケタル方法ニ依ルトキ

二 主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキ
前項第一號(丙)ノ規定ニ依リ主務大臣ノ承認ヲ受ケントスル會社ハ別表第十二號様式ニ依ル承認申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二十五條 前條第一項第二號ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十三號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二十六條 令第二十一條第二項但書ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十四號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二十七條 令第二十三條ノ規定ニ依ル社員ニ對スル臨時ノ給與ノ支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十五號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二十八條 令第二十四條第一項ノ規定ノ適用ヲ受クル會

社ハ本令施行後三十日以内ニ別表第十六號様式、第十七號様式又ハ第十八號様式ニ依ル役員雜給與、社員手當又ハ社員退職金ノ準則ノ報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二十九條 令第二十四條第二項ノ規定ノ適用ヲ受クル會社ハ別表第十六號様式、第十七號様式又ハ第十號様式ニ依ル役員雜給與、社員手當又ハ社員退職金ノ準則ノ承認申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第三十條 令第二十五條ノ規定ニ依リ役員雜給與、社員手當又ハ社員退職金ノ準則ノ制定又ハ變更ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十六號様式、第十七號様式又ハ第十八號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第三章 經費及資金

第三十一條 令第二十九條第一項第三號ノ福利施設費ハ左ノ各號ニ掲グル支出トス

一 法令ニ定アル施設ニ關スル支出

二 保健衛生施設ニ關スル支出

前項各號ニ掲グル施設ノ範圍ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

第三十二條 資本金百萬圓以上ノ會社(特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社ヲ除ク)ハ令第二十九條第一項ノ規

定ニ依リ毎事業年度開始後三十日以内ニ別表第十九號様式ニ依リ同項各號ニ掲グル支出ノ豫定額ノ報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ但シ本令施行ノ際其ノ期間ノ一部ヲ經過セル事業年度ニ關スル報告書ハ本令施行後三十日以内ニ之ヲ提出スベシ

前項ノ報告ヲ爲シタル後令第二十九條第一項第三號又ハ第五號ニ掲グル支出ノ豫定額ニ變更ヲ生ジタル會社ガ其ノ變更シタル豫定額ヲ別表第二十號様式又ハ第二十一號様式ニ依リ主務大臣ニ報告シタルトキハ其ノ金額ヲ以テ前項ノ規定ニ依リ報告シタル金額ト看做ス

第三十三條 令二十九條第三項ノ規定ニ依リ同條第一項第二號又ハ第四號ニ掲グル支出ヲ爲スニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第二十二號様式又ハ第二十三號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第三十四條 第三十二條ノ規定ニ依リ報告シタル金額ヲ超エテ令第二十九條第一項第三號ニ掲グル支出ヲ爲シタル會社ハ支出後十日以内ニ別表第二十號様式ニ依ル報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第三十二條ノ規定ニ依リ報告シタル金額ヲ超エテ令第二十九條第一項第五號ニ掲グル支出ヲ爲シタル會社ハ支出

後十日以内ニ別表第二十一號様式ニ依ル報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第三十五條

資本金二十萬圓以上ノ會社ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ令第三十條第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

一 額面總額五萬圓以上ノ外國ニ本店ヲ有スル會社ノ株式ヲ取得シ又ハ處分セントスルトキ

二 株數二萬株以上ノ株式ヲ取得シ又ハ處分セントスルトキ

三 一會社ノ總株數ノ三分ノ一以上ニ相當スル株式ヲ取得セントスルトキ

四 株式ノ取得ニ因リ會社ノ現ニ所有スル株式ト合シテ一會社ノ株數ノ三分ノ一以上ニ相當スル株式ヲ所有スルニ至ルベキトキ

五 一會社ノ總株數ノ三分ノ一以上ニ相當スル株式ヲ所有スル場合ニ於テ當該株式ノ處分ニ因リ會社ノ所有スル株數ガ當該會社ノ總株數ノ三分ノ一以下トナルベキトキ

前項ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

會社經理統制令施行規則

一 特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社ノ株式ノ引受ヲ爲サントスルトキ

二 臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依リ設立ニ付行政官廳ノ認可、許可又ハ免許ヲ受ケタル會社ノ發起人トシテ株式ノ引受ヲ爲ストキ

三 臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依リ資本増加ニ付行政官廳ノ認可許可又ハ免許ヲ受ケタル會社ノ株式ヲ所有スル場合ニ於テ當該資本増加ニ依ル株式ノ割當ヲ受ケタルトキ

四 臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依リ合併ノ認可ヲ受ケタル會社ノ株式ヲ所有スル場合ニ於テ當該合併ニ因リ合併ニ因リテ設立シタル會社又ハ合併後存續スル會社ノ株式ノ割當ヲ受ケタルトキ

五 合併ニ因リ自己ノ株式ヲ取得スルトキ

六 株式ノ消却ヲ爲ス爲自己ノ株式ヲ取得スルトキ

七 債權ノ實行ニ因リ會社ガ當該債權ノ擔保タル株式ヲ取得スルトキ

八 株式ノ取得又ハ處分ニ付特別ノ法令ニ依リ行政官廳ノ認可、許可若ハ承認ヲ受ケ又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ株式ヲ取得シ又ハ處分スルトキ

九 清算中ノ會社ガ株式ヲ處分スルトキ
會社ハ其ノ株式總數ノ半數以上ヲ所有スル株主タル他ノ
會社ノ株式ヲ取得セントスルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラ
ズ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ
第一項及前項ノ規定ハ左ノ各號ニ掲グル會社ニ付テハ之
ヲ適用セズ

- 一 銀行
- 二 信託會社
- 三 保險會社
- 四 無盡會社
- 五 有價證券引受業法第一條ノ規定ノ適用ヲ受クル會社
- 六 有價證券取締法第一條ノ規定ノ適用ヲ受クル會社
- 七 有價證券ノ賣買取引ヲ業務トスル取引所
- 八 有價證券ノ賣買取引ヲ業務トスル取引所ノ會員又ハ
取引員タル會社

九 特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社

第三十六條 前條ノ規定ニ依リ株式ノ取得又ハ處分ニ付許
可ヲ受ケントスル會社ハ別表第二十四號様式ニ依リ許可
申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出
スベシ

ノ命令ニ依リ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲サン
トスル場合ニ於テ當該事業設備ノ新設、擴張又ハ改良
ヲ爲スニ必要ナル無體財產權ヲ取得スルトキ
六 清算中ノ會社ガ無體財產權ヲ處分スルトキ
前項ノ規定ハ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社ニ付
テハ之ヲ適用セズ

第三十八條 前條ノ規定ニ依リ無體財產權ノ取得又ハ處分
ニ付許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第二十五號様式ニ依
リ許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣
ニ提出スベシ

- 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
- 一 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
 - 二 最近ニ於ケル資産及負債ニ關スル試算表
 - 三 無體財產權ノ取得ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支
目論見書

第三十九條 令第三十三條第三項ノ規定ニ依リ資金ノ借入
ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第二十六
號様式ニ依リ許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經
テ主務大臣ニ提出スベシ
前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

會社經理統制令施行規則

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

- 一 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
- 二 最近ニ於ケル資産及負債ニ關スル試算表
- 三 會社ノ所有スル有價證券ノ種類、數量及價額ニ關ス
ル明細書

第三十七條 資本金二十萬圓以上ノ會社ハ特許權、鑛業權
又ハ漁業權(以下無體財產權ト總稱ス)ヲ取得シ又ハ處
分セントスルトキハ令第三十三條第一項ノ規定ニ依リ主
務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場
合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 取得シ又ハ處分セントスル無體財產權ノ價額ガ一件
五萬圓未滿ナルトキ
- 二 臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依リ會社ノ設立、資
本増加又ハ第二回以後ノ株金ノ拂込ニ付行政官廳ノ認
可又ハ許可ヲ受ケタル場合ニ於テ當該拂込株金、出資
金又ハ現物出資ニ依リ無體財產權ヲ取得スルトキ
- 三 社債收入金ニ依リ無體財產權ヲ取得スルトキ
- 四 行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケ又ハ行政官廳
ノ命令ニ依リ無體財產權ヲ取得シ又ハ處分スルトキ
- 五 行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケ又ハ行政官廳

一 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
二 最近ニ於ケル資産及負債ニ關スル試算表
三 資金ノ借入ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見
書
四 會社ノ現在ノ借入金ノ借入先、種類、金額、使途其
ノ他ニ關スル明細書

第四章 諸 報 告

第四十條 資本金二十萬圓以上ノ會社又ハ資本金二十萬圓
未滿ノ相互會社ハ本令施行後十五日以内ニ別表第二十七
號様式ニ依リ會社概況報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ
前項ニ於テ本令施行後十五日以内トアルハ本令施行後設
立セラレタル會社、本令施行後合併ニ因リ設立セラレタ
ル會社又ハ本令施行後資本増加若ハ合併ニ因リ資本金二
十萬圓以上トナリタル會社ニ在リテハ設立、合併又ハ資
本増加後三十日以内トス

第四十一條 本令施行ノ際現ニ資本金十五萬圓以上二十萬
圓未滿ノ會社(相互會社ヲ除ク)ハ本令施行後三十日以
内ニ別表第二十八號様式ニ依リ會社概況報告書ニ最終ノ
貸借對照表ヲ添ヘ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第四十二條 資本金二十萬圓以上ノ會社又ハ資本金二十萬

圓未滿ノ相互會社ハ本令施行後三十日以内ニ別表第二十九號様式ニ依リ其ノ旅費規程ヲ主務大臣ニ報告スベシ
 前項ニ於テ本令施行後三十日以内トアルハ本令施行後設立セラレタル會社、本令施行後合併ニ因リ設立セラレタル會社又ハ本令施行後資本増加若ハ合併ニ因リ資本金二十萬圓以上ノ會社トナリタル會社ニ在リテハ設立、合併又ハ資本増加後三十日以内トス
 前二項ノ會社旅費規程ノ變更ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ主務大臣ニ報告スベシ但シ變更シタル部分ガ旅費規程ノ大部分ニ互ルトキハ變更後ノ旅費規程ヲ別表第二十九號様式ニ依リ主務大臣ニ報告スベシ

第四十三條 令第七條各號ノ一ニ掲グル會社ニ該當スル會社ハ每事業年度ノ決算確定後三十日以内ニ別表第三十號様式ニ依ル會社經理狀況報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ
 前項ノ會社經理狀況報告書ニハ左ノ各號ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
 一 別表第三十一號様式ニ依ル自己資本計算書
 二 別表第三十二號様式ニ依ル利益配當金並ニ役員及社員給與計算書

三 別表第三十三號様式ニ依ル給與狀況調書
 四 別表第三十四號様式ニ依ル資産償却計算書
 五 別表第三十五號様式ニ依ル令第二十九條第一項各號ニ掲グル支出ノ豫算實蹟對照表
 六 別表第三十六號様式ニ依ル旅費支出實蹟調書
 七 別表第三十七號様式ニ依ル經費支出明細書
 八 財産目錄、貸借對照表及損益計算書
 前項第八號ノ損益計算書ニハ總益金及總損金ヲ損益計算發生ノ原因ニ依リ區分記載スベシ

第五章 雜 則

第四十四條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ヲ指定シ其ノ本令ニ依リ提出スベキ許可、指定若ハ承認ノ申請書、報告書又ハ届書及之ニ添付スベキ書類ニ關シ別段ノ指示ヲ爲スコトヲ得
 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ヲ指示シ本令ニ定ムルモノノ外必要ナル書類ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

第四十五條 本令(第三十六條、第三十八條及第三十九條ヲ除ク)ニ依リ會社ノ提出スベキ申請書、報告書又ハ届書ハ左ノ各號ニ該當スル場合ニ於テ各其ノ定ムル所ニ依ルノ外之ヲ三通作成シ會社ノ本店又ハ主たる事務所ノ所在地ヲ所轄スル稅務署ヲ經テ提出スベシ
 一 令第四十一條第一項第一號、第二號、第三號又ハ第四號ニ該當スル會社ハ之ヲ一通作成シ主務大臣ニ直接提出スベシ
 二 令第四十一條第五號ニ該當スル會社ハ之ヲ同號ニ定ムル主務大臣連名宛ニ主務大臣ノ數ニ相當スル通數作成シ同條第一項第二號、第三號又ハ第四號ニ掲グル主務大臣(同條第一項第二號、第三號又ハ第四號

ニ掲グル主務大臣ニ以上アルトキハ會社ノ營業ノ中主たるモノニ關スル主務大臣)ニ直接提出スベシ
 三 前號ノ場合ヲ除クノ外銀行、信託會社、無盡會社及有價證券引受業法ノ證券引受會社ハ之ヲ一通作成シ主務大臣ニ直接提出スベシ

附 則

本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

別表

區 分	標 準	基 本	給 料	月 額
大學令ニ依ル大學卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	大學令ニ依ル大學卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	八十五圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ八十五圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付三圓ヲ加算シタル金額		
專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有ル事務者	七十五圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ七十五圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付三圓ヲ加算シタル金額		
專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有ル事務者	專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有ル事務者	七十圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ七十圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付二圓五十錢ヲ加算シタル金額		
專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有ル事務者	專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有ル事務者	六十圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ六十圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付二圓ヲ加算シタル金額		

會社經理統制令施行規則

別表 第一號様式ノ一(第二條)

利益配當許可申請書			
大臣 殿 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所(1)		
	商 號(2)		
	資 本 金(3)	(拂込)	圓
	代表者氏名(4)	印	
	電 話 番 號	擔當者 氏 名	
會 社 ノ 營 業 主 タ ル 事 業(5)	工場又ハ事業 場ニ付陸軍又 ハ海軍ノ管理 又ハ監督ヲ受 クルノ有無(6)		
當該利益配當ノ屬スル 事業年度	第 期 自 至	當該利益配 當支拂開始 豫定期日	
當 該 事 業 年 度	豫 定 配 當 率(7)	申 請 ノ 事 由(9)	
	豫 定 配 當 金(7)		
	自 己 資 本		
	豫定配當金ノ自己資 本ニ對スル年割合		
	自己資本計算(8)		
	自己拂込資本金		
	積立金等		
	繰越缺損金等		
	自 己 資 本		
度	利益金及利益金處 分ノ豫定額(10)	利 益 金	積 立 金
		稅 金 引 當 金	留 保 率
		配 當 金	賞 與 金

社會經理統制令施行規則

八五五

(日本標準規格B5 182×257耗)

海 事 法 令 集

實業學校令ニ依ル實業學校卒業又ハ之ニ準ズ
ル學歷ヲ有スル技術者
實業學校令ニ依ル實業學校卒業又ハ之ニ準ズ
ル學歷ヲ有スル事務者
中學校令ニ依ル中學校卒業者又ハ之ニ準ズル
學歷ヲ有スル者
高等女學校令ニ依ル高等女學校卒業者又ハ之
ニ準ズル學歷ヲ有スル者
小學校令ニ依ル高等小學校卒業者又ハ之ニ準
ズル學歷ヲ有スル者
小學校令ニ依ル尋常小學校卒業者又ハ之ニ準
ズル學歷ヲ有スル者

八五四

四十五圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ四十五圓
ニ卒業後ノ年數一年ニ付二圓ヲ加算シタル金額
四十二圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ四十二圓
ニ卒業後ノ年數一年ニ付二圓ヲ加算シタル金額
四十二圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ四十二圓
ニ卒業後ノ年數一年ニ付二圓ヲ加算シタル金額
三十三圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ三十三圓
ニ卒業後ノ年數一年ニ付一圓五十錢ヲ加算シタル金額
二十四圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ二十四圓
ニ卒業後ノ年數一年ニ付一圓五十錢ヲ加算シタル金額
二十一圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ二十一圓
ニ卒業後ノ年數一年ニ付一圓五十錢ヲ加算シタル金額

第一號様式ノ三(第二條)

當該事業年度前四事業年度内ニ合併アリタル場合ニ於ケル被合併會社ノ商號、資本金及合併前二事業年度ノ配當率(13)							
合併前 區分 ノ會社							
資本金							
拂込資本金							
二事業年度 ノ配當率	自至		自至		自至		自至
	自至		自至		自至		自至
合併條件ノ 概要並ニ合 併年月日							
其 ノ 他 參 考 事 項							

(日本標準規格B5 182×257耗)

第一號様式ノ二(第二條)

當該事業年度ニ於テ 政府ヨリ受ケタル補 助金、補給金、損失補 償金其ノ他ノ交付金	交付官廳名	交付金ノ名稱	交付金額	備考
當該事業年度前四事業年度ノ平均拂込資本金、 利益金、配當金、配當率留保率(11)				
期 區分	第 期(自至)	第 期(自至)	第 期(自至)	第 期(自至)
平均拂込 資本金				
利益金				
配當金				
配當率				
留保率				
會 社 ノ 經 歷 (12)	設立年月日			
	資本金ノ異動 及其ノ年月日			
	其ノ他			
其 ノ 他 參 考 事 項				

(日本標準規格B5 182×257耗)

第四號様式ノ三(第六條)

區分	會社名 事業年度	第 期		第 期	
		(自至)	(自至)	(自至)	(自至)
合併ニ因リ解散シタル會社ノ合併前二事業年度(16)					
	平均拂込資本金				
	役員數				
役員	報酬總額				
	賞與總額				
	雜給與總額				
	臨時ノ給與總額				
	計				
	賞與總額ノ純益金ニ對スル割合				
	純益金				
	配當金				
	配當率				
其ノ他參考事項					

(日本標準規格B5 182×257耗)

第四號様式ノ二(第六條)

區分	事業年度	當該年度	第 期		第 期	
			(自至)	(自至)	(自至)	(自至)
當該事業年度及其ノ前三事業年度(15)						
	平均拂込資本金					
役員	役員數					
	報酬總額					
	賞與總額					
	雜給與總額					
給與	臨時ノ給與總額					
	計					
	賞與總額ノ純益金ニ對スル割合					
	純益金					
	配當率					
社員	社員數					
	基本給料總額					
	手當總額					
	賞與總額					
社員	臨時ノ給與總額					
	計					
給與者均一人額	受當基本給料					
	手當					
	賞與					
	臨時ノ給與					
其ノ他參考事項						

(日本標準規格B5 182×257耗)

第五號様式ノ二(第十條)

當該事業年度(12)	會社決算上ノ利益金		申請ノ事由(13)				
	差引純益金						
當該事業年度及其前三年事業年度(14)	區分	事業年度	當該事業年度	第()期(自至)	第()期(自至)	第()期(自至)	
	平均拂込資本金						
	役員數						
	役員	報酬總額					
		賞與總額					
	給與	雜給與總額					
		臨時ノ給與總額					
		計					
		賞與總額ノ純益金ニ對スル割合					
		純益金					
		配當率					
	社員	基本給料總額					
		手當總額					
	給與	賞與總額					
臨時ノ給與總額							
	計						
給與	受平給者均一人當額	基本給料					
		手當					
		賞與					
		臨時ノ給與					

(日本標準規格B5 182×257耗)

第五號様式ノ一(第十條)

役員賞與支給許可申請書				
大臣 殿	會社ノ本店ノ所在場所(1)			
	商號(2)			
	資本金(3)	(拂込)	圓	
	代表者氏名(4)	印		
	電話番號	擔當者氏名		
昭和 年 月 日	會社ノ設立年月日			
會社ノ營業主タル事業(5)	工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無(6)			
當該事業年度(7)	第()期自至	期末現在役員數	期末現在社員數	
申請賞與額(7)	會社ノ定ニ依ル最高限度額(8)			
純益金ニ對スル申請賞與額ノ割合	同上規定ノ抜萃(9)			
不要許可額(10)	法定賞與額	算出ノ基礎		
	前期賞與額	算出ノ基礎		
	令第十三條第二項ノ規定ニ依ル金額	算出ノ基礎		
賞與支給内譯(11)	區分	當該事業年度	直前事業年度	貯蓄額
	役員數			
賞與支給豫定期				

(日本標準規格B5 182×257耗)

第六號様式(第十二條)

役員退職金準則許可申請書	
大臣 殿 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所(1)
	商 號(2)
	資 本 金(3) (拂込) 圓
	代表者氏名(4) 印
	電 話 番 號 擔當者氏名
會社ノ設立 年 月 日	
會 社 ノ 營 ム 主 タ ル 事 業(5)	工場又ハ事業 場ニ付陸軍又 ハ海軍ノ管理 又ハ監督ヲ受 クルノ有無(6)
區 分	受給者ノ 資格(7)
	支給ノ 條 件 (8)
金 額 又 ハ 割 合(9)	
支 給 ノ 方 法(10)	
支 給 ノ 時 期	
備 考(11)	

(日本標準規格B5 182×257耗)

第五號様式ノ三(第十條)

區 分	會 社 名			
	事 業 年 度		第 一 期	
	第 一 期	第 二 期	第 三 期	第 四 期
	(自 至)	(自 至)	(自 至)	(自 至)
合併ニ因リ解散シタル會社ノ合併前ニ事業年度(15)	平均拂込資本金			
役 員 數	報 酬 總 額			
	賞 與 總 額			
	雜 給 與 總 額			
	臨 時 ノ 給 與 總 額			
	計			
給 與	賞與總額ノ純益 金ニ對スル割合			
	純 益 金			
	配 當 金			
	配 當 率			
其ノ他參考事項				

(日本標準規格B5 182×257耗)

第八號様式(第十四條)

役員臨時給與支給許可申請書				
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)			
	商 號(2)			
	資 本 金(3)	(拂込)	圓	
	代表者氏名(4)	Ⓜ		
	電 話 番 號	擔當者 氏 名		
昭和 年 月 日	會 社 ノ 設 立 年 月 日			
會 社 ノ 營 ム 主 タ ル 事 業(5)	工場又ハ事業 場ニ付陸軍又 ハ海軍ノ管理 又ハ監督ヲ受 クルノ有無(6)			
當該臨時ノ給與ノ 屬スル事業年度	第 期 自 至	年 月 日 現 在		
		役員數(7)	社員數(7)	
申 請 額	支給豫定期			
支 給 内 譯 (8)	區 分 役 名 員 數	受 給 額	申請ノ月ノ前月以前 一年間ニ支給シタル 報 酬 賞 與	備 考
支給ノ方法及 支出科目(9)				
申請ノ事由(10)				
既往ニ於ケル類似ノ臨 時給與ノ支給年月日、 金額及支給ヲ受ケタル 役員ノ職名及員數				
其ノ他参考事項				

(日本標準規格B5 182×257耗)

第七號様式(第十三條)

役員退職金支給許可申請書			
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)		
	商 號(2)		
	資 本 金(3)	(拂込)	圓
	代表者氏名(4)	Ⓜ	
	電 話 番 號	擔當者 氏 名	
昭和 年 月 日	會 社 ノ 設 立 日 年 月 日		
會 社 ノ 營 ム 主 タ ル 事 業(5)	工場又ハ事業 場ニ付陸軍又 ハ海軍ノ管理 又ハ監督ヲ受 クルノ有無(6)		
退 職 金 ノ 支 給 ヲ 受 ク ル 者	役 名		
	氏 名		
	年 齡		
	在 職 年 數(7)		
	退職前一年間ノ 報酬支給額		
	不要許可額(8)		
	申 請 額(9)		
	在 職 中 ノ 報 酬 支 給 額(10)		
	在 職 中 ノ 賞 與 支 給 額(10)		
	支給ノ方法及 支出科目(11)		
申請ノ事由(12)			
其ノ他参考事項(13)			

(日本標準規格B5 182×257耗)

第十號様式ノ一(第十八條)

社員昇給許可申請書			
大 臣 殿 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所(1)		
	商 號(2)		
	資 本 金(3)	(拂込) 圓 圓	
	代表者氏名(4)	印	
	電 話 番 號	擔當者 氏 名	
	會 社 ノ 設 立 年 月 日		
會 社 ノ 營 ム 主 タ ル 事 業(5)	工場又ハ事業 場ニ付陸軍又 ハ海軍ノ管理 又ハ監督ヲ受 クルノ有無(6)		
該當昇給期ニ於 ケル昇給限度(7)	既昇 往給 一實 年蹟 間(9) ノ	昇給期	
同上算出ノ基礎(8)		昇給金額	
		昇給人員	
		昇給前ノ 基本給料	
ト ス ル 受 ケ ン 給 基 本 給 料 (10)	昇給豫定期	申 請 ノ 事 由 (11)	
	昇給金額		
	昇給人員		
	昇給前ノ 基本給料		
區 分	昇給前 基本給料 月 額 平	昇給後 基本給料 月 額 平	員 數
	昇給セザル者		
昇給該當者			
計			
其 他 參 考 事 項			

(日本標準規格B5 182×257耗)

第九號様式(第十六條)

社員初任基本給料準則承認申請書			
大 臣 殿 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所(1)		
	商 號(2)		
	資 本 金(3)	(拂込) 圓 圓	
	代表者氏名(4)	印	
	電 話 番 號	擔當者 氏 名	
	會 社 ノ 設 立 年 月 日		
會 社 ノ 營 ム 主 タ ル 事 業(5)	工場又ハ事業 場ニ付陸軍又 ハ海軍ノ管理 又ハ監督ヲ受 クルノ有無(6)		
經 歴、技 初 任 基 職 務(7)	現在人員(8)	其ノ初任基 本 給 料(9)	備 考
能、學 歷 本 給 料			
其ノ他 參 考 事 項			

(日本標準規格B5 182×257耗)

第十一號様式(第二十三條)

賞 與 期 間 (變 更) 屆 書					
大 臣 監	會社ノ本店ノ 所在場所(1)				
	商 號(2)		(拂込)		
	資 本 金(3)		圓	圓	
	代表者氏名(4)		(印)		
	電 話 番 號		擔當者 氏 名		
昭 和 年 月 日		會 社 ノ 設 立 年 月 日			
會 社 ノ 營 業		役 員 年 月 日 現 在 及 社 員 數 (6)		社 員	
主 々 ル 事 業(5)					
會社ノ定々 ル賞與期間 及支給期(7)	期 別	第 一 期	第 二 期	第 三 期	第 四 期
	賞與期間				
	支 給 期				
變更前ノ賞 與期間及支 給時間(8)	賞與期間				
	支 給 期				
備 考 (9)					

(日本標準規格B5 182×257耗)

第十號様式ノ二(第十八條)

社 員 ノ 學 歷 年 齡 別 員 數 (12)											
年 齡	學 歷	二十	二十	二十	三十	三十	四十	四十	五十	五十	計
		歲未	歲以	歲以	歲以	歲以	歲以	歲以	歲以		
官 立 大 學	技 術										
	事 務										
私 立 大 學	技 術										
	事 務										
官 專 門 學 校 立 校	技 術										
	事 務										
私 專 門 學 校 立 校	技 術										
	事 務										
甲 種 工 業 學 校	技 術										
	事 務										
乙 種 工 業 學 校	技 術										
	事 務										
甲 種 商 業 學 校	技 術										
	事 務										
乙 種 商 業 學 校	技 術										
	事 務										
中 學 校	技 術										
	事 務										
高 等 女 學 校	技 術										
	事 務										
高 等 小 學 校	技 術										
	事 務										
小 學 常 小 學 校	技 術										
	事 務										
其 ノ 他	技 術										
	事 務										
備 考											

(日本標準規格B5 182×257耗)

第十三號様式ノ一(第二十五條)

社員賞與支給許可申請書				
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)			
	商 號(2)			
	資 本 金(3)	(拂込)	圓	
	代表者氏名(4)	Ⓜ		
	電 話 番 號	擔當者 氏 名		
	會 社 ノ 設 立 年 月 日			
會 社 ノ 營 ム 主 タ ル 事 業(5)	工場又ハ事 業場ニ付陸 軍又ハ海軍 ノ管理又ハ 監督ヲ受ク ルノ有無(6)			
當 該 賞 與 ノ 屬 自 ス ル 事 業 年 度 至	年 月 日現在 役員數(7) 社員數(7)			
賞與及手當金額(8)	不要許可限度	算定ノ基礎		
	申 請 額	基本給料ニ 對スル割合		
	直 前 額	基本給料ニ 對スル割合		
支 給 ノ 時 期	當該賞與期間	自 至		
申 請 ノ 事 由				

(日本標準規格B5 182×257耗)

第十二號様式(第二十四條)

社員賞與支給方法承認申請書				
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)			
	商 號(2)			
	資 本 金(3)	(拂込)	圓	
	代表者氏名(4)	Ⓜ		
	電 話 番 號	擔當者 氏 名		
	會 社 ノ 設 立 年 月 日			
會 社 ノ 營 ム 主 タ ル 事 業(5)	役員及社員數 年 月 日現在	役 員	社 員	
支 給 方 法				
管 理 方 法(6)				

(日本標準規格B5 182×257耗)

第十三號様式ノ三(第二十五條)

社員ノ學歷年齡別員數(13)											
學歷	年 齡	二十	二十	二十	三十	三十	四十	四十	五十	五十	計
		歲未滿	歲以上	歲以上	歲以上	歲以上	歲以上	歲以上	歲以上	歲以上	
官立大學	技術										
	事務										
私立大學	技術										
	事務										
官立專門學校	技術										
	事務										
私立專門學校	技術										
	事務										
甲種工業學校											
乙種工業學校											
甲種商業學校											
乙種商業學校											
中 學 校											
高等女學校											
高等小學校											
尋常小學校											
其 他											
備 考(14)											

(日本標準規格B5 182×257耗)

第十三號様式ノ二(第二十五條)

年度別	給與ノ區分摘要	基本給料	第十條ニル各揚手當	其ノ他ノ手當(イ)	賞 與(ロ)	計	(イ)ト	(イ)ト	ト
							(ロ)ノ計	(ロ)ノ計	ノ基本對當
直前ノ賞與期間	現金支給								
	貯蓄額(9)								
	計								
	計ニ對スル貯蓄額ノ割合								
當該賞與期間	現金支給								
	貯蓄額(9)								
	計								
	計ニ對スル貯蓄額ノ割合								
直前ノ賞與期間前三年ノ賞與期間ノ賞與率(11)	賞 與 期 間	自 至	自 至	自 至					
	賞 與 率								
貯蓄ノ方法(12)					其ノ他參考事項				

(日本標準規格B5 182×257耗)

第十五號様式(第二十七條)

社員臨時給與支給許可申請書			
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)		
	商 號(2)		
	資 本 金(3)	(拂込) 圓 圓	
	代表者氏名(4)	Ⓜ	
	電 話 番 號	擔當者 氏 名	
昭和 年 月 日	會 社 ノ 設 立 年 月 日		
會 社 ノ 營 ム 主 タ ル 事 業(5)	工場又ハ事業 場ニ付陸軍又 ハ海軍ノ管理 又ハ監督ヲ受 クルノ有無(6)		
支 給 ノ 條 件(7)	支給額ノ決定方法(8)		
支 給 人 員	支 給 金 額		
受 給 者 ノ 勤 務 場 所(9)	申請ノ月ノ前月中ニ 支給シタル命給者ノ 基 本 給 料		
受給者ト同一場所ニ 勤務スル社員數(10)	同上ニ對スル支給 金 額 ノ 割 合		
會 社 ノ 社 員 數(11)	申請ノ月ノ前月以前 一年間ニ受給者ニ支 給シタル賞與手當ノ 合 計 額(12)		
支 給 ノ 事 由(13)			
支 給 ノ 方 法 豫 定 時 期 及 支 出 科 目(14)			
既往ニ於ケル臨時 給與支給ノ有無(15)	支 給 年 月 日	支 給 事 由	支給額 (イ) 基本給料(イ)ノ(ロ)ニ 對スル割合

(日本標準規格B5 182×257耗)

第十四號様式(第二十六條)

社員賞與經費支出許可申請書			
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)		
	商 號(2)		
	資 本 金(3)	(拂込) 圓 圓	
	代表者氏名(4)	Ⓜ	
	電 話 番 號	擔當者 氏 名	
昭和 年 月 日	會 社 ノ 設 立 年 月 日		
會 社 ノ 營 ム 主 タ ル 事 業(5)	工場又ハ事業 場ニ付陸軍又 ハ海軍ノ管理 又ハ監督ヲ受 クルノ有無(6)		
當該賞與ノ屬スル 事 業 年 度	自 至	役員及社員數	役員 社員
令第二十一條ノ限度 (8)	賞 與 期 間		
限 度 超 過 額(9)	賞與期間中ニ於ケル		
經費トシテ經理セン トスル額(10)	基本給料支給總額		
經費トシテ經理ス ルノ要アル事由(11)			
當該賞與 期間及前 三賞與期 間ニ付經 費トシテ 經理シタ ル金額 (12)	賞 與 期 間 自 至	自 至	自 至
其ノ他參考事項	手 當		
	賞 與		
	基 本 給 料		
	基本給料ニ對ス ル手當、賞與ノ 合 計 額 ノ 割 合		

(日本標準規格B5 182×257耗)

第十七號様式(第三十八條)

社員手當準則承認申請書		報告書	
制定變更許可申請			
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)		
	商 號(2)		
	資 本 金(3)	(拂込)	圓
	代表者氏名(4)	Ⓜ	
	電 話 番 號	擔當者 氏 名	
昭和 年 月 日	社 員 數(7)	年 月 日 現 在	會 社 ノ 設 立 年 月 日
會 社 ノ 營 業 主 々 ル 事 業(5)	工場又ハ事業 場ニ付陸軍又 ハ海軍ノ管理 又ハ監督ヲ受 クルノ有無(6)		
手當ノ 種類(8)			
手當ノ 名稱(9)			
區 分			
支 給 ノ 條 件(10)			
金 額、數 量 又 ハ 割 合(11)			
支 給 ノ 時 期			
制 定 又 ハ 變 更 ス ル ノ 要 ア ル 事 由 (12)			
報 告 又 ハ 申 請 ノ 時 ノ 受 給 人 員 (13)			
備 考			

(日本標準規格B5 182×257耗)

第十六號様式(第三十九條)

役員雜給與準則承認申請書		報告書	
制定變更許可申請			
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)		
	商 號(2)		
	資 本 金(3)	(拂込)	圓
	代表者氏名(4)	Ⓜ	
	電 話 番 號	擔當者 氏 名	
昭和 年 月 日	會 社 ノ 設 立 年 月 日		
會 社 ノ 營 業 主 々 ル 事 業(5)	工場又ハ事業 場ニ付陸軍又 ハ海軍ノ管理 又ハ監督ヲ受 クルノ有無(6)		
雜給與 ノ 種 類 (7)			
受 給 資 格 又 ハ 支 給 ノ 條 件 (8)			
金 額、數 量 又 ハ 割 合 (9)			
支 給 ノ 時 期			
制 定 又 ハ 變 更 ス ル ノ 要 ア ル 事 由(10)			
報 告 又 ハ 申 請 ノ 時 ノ 受 給 人 員(11)			
備 考			

(日本標準規格B5 182×257耗)

第十九號様式ノ一(第三十二條)

令第二十九條ノ支出豫定額報告書							
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)						
	商 號(2)						
	資 本 金(3)		(拂込)		圓 圓		
	代表者氏名(4)		㊟				
	電 話 番 號		擔當者 氏 名				
昭和 年 月 日	會 社 ノ 設 立 年 月 日						
會 社 ノ 營 ム 主 タ ル 事 業(5)		工場又ハ事業 場ニ付陸軍又 ハ海軍ノ管理 又ハ監督ヲ受 クルノ有無(6)					
當該事業年度	第 期 自	期首現在ニ於ケ ル役員及社員數	役員	社員			
(一) 令第二十九條第一項第一號ニ掲グル支出 (機密費、交際費、接待費、廣告宣傳費)							
區 分	支出 項目	機密費	支際費	接待費	廣 告 宣 傳 費	其ノ他	計
	支出豫定額						
經理ノ 方法(7)	經費支出						
	利益金處分						
	其ノ他						
前三事業 年度	自 至						
	自 至						
	自 至						
	自 至						

(日本標準規格B5 182×257耗)

第十八號様式(第三十條)

報 告 書 社 員 退 職 金 準 則 承 認 申 請 書 制定變更許可申請				
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)			
	商 號(2)			
	資 本 金(3)		(拂込)	
	代表者氏名(4)		㊟	
	電 話 番 號		擔當者 氏 名	
昭和 年 月 日	會 社 ノ 設 立 年 月 日			
會 社 ノ 營 ム 主 タ ル 事 業(5)		工場又ハ事業 場ニ付陸軍又 ハ海軍ノ管理 又ハ監督ヲ受 クルノ有無(6)		
區 分	受給者ノ 資格(7)			
	支 給 條 件(8)			
金額又ハ割合 (9)				
支給ノ方法(10)				
支給ノ時期				
制定又ハ變更ス ルノ要アル事由 (11)				
備 考(12)				

(日本標準規格B5 182×257耗)

第十九號様式ノ三(第三十二條)

(二) 令第二十九條第一項第二項ニ掲グル支出 (寄 附 金)			
支 出 項 目	經常的ナルモノ(9)		計
		其ノ他ノモノ	
支 出 豫 定 額			
經理ノ方法(7)	經 費 支 出		
	利 益 金 處 分		
	其ノ他		
前三事業年度實踐	自 至		
	自 至		
	自 至		
	自 至		
支出豫定理由又ハ算出ノ基礎及前事業年度ニ比シ増加スル場合ハ其ノ理由			
事 業 年 度		前三事業年度(實踐)	
區 分	自 至	自 至	自 至
純 益 金 (10)			
利 益 金 ニ 對 ス ル 寄 附 金 支 出 額 ノ 割 合			
備 考			

(日本標準規格B5 182×257耗)

第十九號様式ノ二(第三十二條)

種 別	機 密 費	交 際 費	接 待 費	廣 告 宣 傳 費	其ノ他
支出豫定理由又ハ算出ノ基礎及前事業年度ニ比シ増加スル場合ハ其ノ理由					
事 業 年 度			前三事業年度(實踐)		
區 分	自 至	自 至	自 至		
販賣費及總掛費總額(8)					
同上金額ニ對スル經費支出ノ機密費、交際費、接待費、廣告宣傳費、總額ノ割合					
備 考					

(日本標準規格B5 182×257耗)

第十九號様式ノ五(第三十二條)

(四) 令第二十九條第一項第四號ニ掲ゲル支出(施行規則第三十一條ノ福利施設費以外ノ福利施設費)				
支出項目		計		
支出豫定額				
經理ノ方法(7)	經費支出			
	利益金處分			
	其ノ他			
前年三度事實業績	自至			
	自至			
	自至			
豫定理由又ハ算出基礎及前事業年度ニ比シ増加スル場合ハ其ノ理由				
事業年度		前三事業年度(實蹟)		
區分		自至	自至	自至
令第二十九條第一項第四號支出				
令第二十九條第一項第三號支出				
計				
第四號支出ニ對スル第三號支出ノ割合				

(日本標準規格B5 182×257耗)

第十九號様式ノ四(第三十二條)

(三) 令第二十九條第一項第三號ニ掲ゲル支出(施行規則第三十一條ノ福利施設費)				
支出項目		計		
支出豫定額				
經理ノ方法(7)	經費支出			
	利益金處分			
	其ノ他			
前三事業年度	自至			
	自至			
	自至			
豫定理由又ハ算出ノ基礎及前事業年度ニ比シ増加スルトキハ其ノ理由				
事業年度別		前三事業年度(實蹟)		
區分		自至	自至	自至
利益金(10)				
利益金ニ對スル施行規則第三十一條ノ福利施設費ノ割合(11)				
勞務者數(12)				
支拂賃金額(13)				
施行規則第三十一條ノ福利施設費ノ勞務者一人當平在額(14)				
施行規則第三十一條ノ福利施設費ノ賃金千圓當金額(14)				
備考				

(日本標準規格B5 182×257耗)

第十九號様式ノ七(第三十二條)

令第二十九條第一項第五號ニ掲ゲル支出 (研究費)				
支出項目		計		
支出豫定額				
經理ノ方法 (7)	經費支出			
	利益金處分			
	其ノ他			
前年 三度 事實 業績	自至			
	自至			
	自至			
豫算理由又ハ算出ノ 基礎及前事業年度ニ 比シ増加スル場合ハ 其ノ理由				
事業年度 區分	當該事業年 度(豫定額)	前三事業年度(實蹟)		
		自至	自至	自至
固定設備ノ金額(18)				
同上金額ニ對スル研 究費支出額ノ割合				
技術者數(19)				
技術者一人當研究費				
備				
考				

會社經理統制令施行規則

第十九號様式ノ六(第三十二條)

事業年度 區分	前三事業年度(實蹟)		
	自至	自至	自至
利益金(10)			
利益金ニ對スル福利施設費總額 ノ割合(15)			
社員及 勞務者數(16)	社員		
	勞務者		
	計		
社員及勞務者 給與(17)	社員		
	勞務者		
	計		
福利施設費總額ノ社員及勞務者 一人當平均額			
福利施設費總額ノ給與及賃金千 圓當金額			
其 ノ 他 參 考 事 項			

海事法令集

第二十一號様式(第三十四條)

研究費 豫定變更 豫定超過支出 報告書				
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)			
	商 號(2)			
	資 本 金(3)	(拂込) 圓 圓		
	代表者氏名(4)	Ⓜ		
	電 話 番 號	擔當者氏名		
昭 和 年 月 日	會 社 ノ 設 立 年 月 日			
會 社 ノ 營 ム 主 タ ル 事 業(5)	工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無(6)			
研究費ノ種類	施行規則第三十二條ニ依ル報告額	追加支出額(8)	計	追加支出ヲ必要トスル事由
豫定額ニ變更ヲ生ジ又ハ豫定額ヲ超過シタル研究費(7)				
計				
其ノ他ノ研究費(9)				
合 計				
年 月 日現在 固定設備ノ金額(10)		備		
年 月 日現在 技 術 者 數(11)				
固定設備一萬圓當 研究費(12)				
技術者一人當 研究費(13)		考		

(日本標準規格B5 182×257耗)

第二十號様式(第三十四條)

福利施設費 豫定變更 豫定超過支出 報告者				
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)			
	商 號(2)			
	資 本 金(3)	(拂込) 圓 圓		
	代表者氏名(4)	Ⓜ		
	電 話 番 號	擔當者氏名		
昭 和 年 月 日	會 社 ノ 設 立 年 月 日			
會 社 ノ 營 ム 主 タ ル 事 業(5)	工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無(6)			
福利施設費ノ種類	施行規則第三十二條ニ依ル報告額	追加支出額(8)	計	追加支出ヲ必要トスルニ至レル事由
令第二十條第一項第三號ノ福利施設費	豫定額ニ變更ヲ生ジ又ハ豫定額ヲ超過シタルモノ(7)		計	
其ノ他(9)				
合 計				
年 月 日現在 勞務者數(10)		備		
支拂賃金額(11)				
勞務者一人當 福利施設費(12)				
賃金千圓當 福利施設費(13)		考		

(日本標準規格B5 182×257耗)

第二十三號様式(第三十三條)

會社經理統制令施行規則

福利施設費豫定超過支出許可申請書				
大臣 殿	會社ノ本店ノ所在場所(1)			
	商 號(2)			
	資本金(3)		(拂込) 圓	
	代表者氏名(4)		(印)	
	電話番號		擔當者氏名	
昭和 年 月 日		會社ノ設立年月日		
會社ノ營業主タル事業(5)		工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無(6)		
福利施設費ノ種類	施行規則第三十二條ノ規定ニ依ル報告額	豫算超過額	計	豫定額ヲ超エテ支出スルノ要アル事由
令第二十九條第一項第四號ノ福利施設費(7)	計			
令第二十九條第一項第五號ノ福利施設費(9)	計			
福利施設費合計(10)				
社務員及勞務者ノ數(10)	社員 勞務者	備		
福利施設費合計額ノ社員及勞務者一人當平均額		考		

(日本標準規格B5 182×257耗)

第二十二號様式(第三十三條)

海事法令集

寄附金豫定超過支出許可申請書				
大臣 殿	會社ノ本店ノ所在場所(1)			
	商 號(2)			
	資本金(3)		(拂込) 圓	
	代表者氏名(4)		(印)	
	電話番號		擔當者氏名	
昭和 年 月 日		會社ノ設立年月日		
當該事業年度 自 至		會社ノ設立年月日		
會社ノ營業主タル事業(5)		工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無(6)		
寄附金ノ種類(7)	施行規則第三十二條ノ規定ニ依ル報告額	豫算超過額	計	豫定額ヲ超エテ支出スルノ要アル事由
計				
經理ノ方法(3)				
備考				

(日本標準規格B5 182×257耗)

第二十四號様式(第三十六條)

日本標準規格B4 (257X364耗)

株式取得許可申請書

大藏大臣 農林大臣 昭和 年 月 日 提出

本店ノ所在場所 商代表者

資本金 拂込資本金 電話番号 (擔當者)

取得分	セントラル株式ニ關スル事項	取得分	セントラル株式ニ關スル事項
銘柄(1)		商號	
一株ノ額面金額		住所	
一株ノ拂込金額		資本金(内拂込)	
取得ノ數量		最近配當率	
取得ノ價額(2)		申請者ノ所有株數及所有率(8)	
株式總數ニ對スル割合(3)		申請者ヨリノ借入金現在高	
		申請者ニ對スル貸付金現在高	
合計		申請者ニ關スル事業ノ概要(15)	

取得分ノ方法(5)	譲渡先ニ關スル事項(6)	申請者トノ關係(9)	所有株式總額(16)
氏名又ハ商號	住所	主たる事業(10)	昭和 年 月 日現在(17)
	申請者トノ關係(7)	生産高又ハ賣上高(11)	直前事業年度末
	取得株式及數量	利益金額(11)	子會社及親會社ノ株式(13)
		固定未成設備(12)	其ノ他ノ株式
		資産總額	合計
		株主資本(13)	株式取得ニ要スル資金ノ調達方法
		外部資本(13)	株式處分ニ因リテ得タル資金ノ用途(19)(20)(21)
		其ノ他(14)	
取得分ノ必要トスル事由		参考事項(22)(23)	

第二十五號様式(第三十八條)

日本標準規格B4 (257×364耗)

特種流通 許營業 權權權 取處 得分 許可申請書

大藏大臣 昭和 年 月 日 提出

本店ノ所在場所 號 者 代 表 者

資本金 拂込資本金 電話番號 (擔當者)

取處得分	セントスル無體財產權	取處得分ノ價額	氏名又ハ商號	住	所	申請者トノ關係		
種	類(1)	無體財產權ノ内容(2)	取處得分	價額	氏名又ハ商號	住	所	申請者トノ關係

無體財產權ノ取得ニ伴フ事業計畫ノ大要(3)

無體財產權ノ取得ニ因リテ資金ノ調達ノ方法 無體財產權ノ處分ニ因リテ資金ノ代リ金ノ便益

取處得分ノ必要トスル事由		申請者ノ營業ノ事業ノ概要	
取處得分		參考事項(4)(5)	

第二十八號様式(第四十一條)

會社概況報告書(乙)									
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)								
	商 號(2)								
	資 本 金(3)		(拂込)		圓		圓		
	代表者氏名(4)		Ⓜ						
	電 話 番 號		擔當者 氏 名						
昭和 年 月 日	會 社 ノ 設 立 年 月 日								
會社ノ營ム 主タル事業(5)			工場又ハ事業場ニ 付陸軍又ハ海軍ノ 管理又ハ監督ヲ受 クルノ有無(6)						
役員其ノ他從業者數(7)				支拂給與(8)					
區 分 男 女 計				報酬、給料、 賃金、月額		手當及 賞與年額			
役員	機關タ ルモノ								
	其ノ他								
社員	技術者								
	事務者								
員	囑託者 等(9)								
	勞務者								
年 月 日現在			年 月分		年 月 以前一年分				
主 タ ル 株 主 二 十 名 日 現 在 (10)	氏 名	株式數	氏 名	株式數	氏 名	株式數			
							計		
						總株式數ニ 對スル割合			

(日本標準規格B5 182×257耗)

第二十七號様式(第四十條)

會社概況報告書(甲)									
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)								
	商 號(2)								
	資 本 金(3)		(拂込)		圓		圓		
	代表者氏名(4)		Ⓜ						
	電 話 番 號		擔當者 氏 名						
昭和 年 月 日	會 社 ノ 設 立 年 月 日								
會社ノ營ム主タル事業 (5)			役員其ノ他從業者數(年月日現在)(7)						
區 分			男	女	計				
役員	機 關								
	其ノ他								
社員	技術者								
	事務者								
員	囑託者 等(8)								
	船 員								
工場又ハ事業場ニ付 陸軍又ハ海軍ノ管理 又ハ監督ヲ受クルノ 有無(6)			勞 務 者						
最近五年間ニ於ケル 資本金異動(9)									
主 タ ル 株 主 二 十 名 日 現 在 (10)	氏 名	株式數	氏 名	株式數	氏 名	株式數			
							計		
						總株式數ニ 對スル割合			

(日本標準規格B5 182×257耗)

第三十號様式(第四十三條)

會社經理統制令施行規則

會社經理狀況報告書					
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)				
	商 號(2)				
	資 本 金(3)		(拂込) 圓		
	代表者氏名(4)		Ⓜ		
	電 話 番 號		擔當者 氏 名		
昭和 年 月 日	會 社 ノ 設 立 年 月 日				
事 業 年 度	第 期	自 至	期 末 現 在 役 員 數	期 末 現 在 社 員 數	名
會 社 ノ 營 ム 主 タ ル 事 業(5)		工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無(6)			
主 タ ル 株 主 十 名	氏 名	株 式 數	氏 名	株 式 數	
日 現 在 (7)			計		
		總株式數ニ對スル割合			
當期間ニ於ケル營業ノ概要並ニ經理上特ニ意ヲ用ヒタル事項					

(日本標準規格B5 182×257耗)

九〇五

第二十九號様式(第四十二條)

海
事
法
令
集

旅 費 規 程 報 告 書								
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)							
	商 號(2)							
	資 本 金(3)		(拂込) 圓					
	代表者氏名(4)		Ⓜ					
	電 話 番 號		擔當者 氏 名					
昭和 年 月 日	會 社 ノ 設 立 年 月 日							
會 社 ノ 營 ム 主 タ ル 事 業(5)		工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無(6)						
資 格(7)	種 類	鐵道及船賃		車馬賃 (一籽當)	日 當	宿 泊 料	食 卓 料	
		鐵道	船					圓
			等	等				
			等	等				
地方別ニ日當、宿泊料ヲ定ムル場合ノ明細(8)								
區 分 種 別	金 額		地 方 別					
	日	圓						
當								
宿								
泊								
料								
備考(9)								

(日本標準規格B5 182×257耗)

九〇四

第三十四號様式(第四十三條)

資 産 償 却 計 算 書						
事 業 年 度	第 期 自 至	會社ノ本店ノ 所 在 場 所		商 號		
		科 目	償却後ノ記 帳 價 格(1)	時 價(2)	當 期 中 償 却 額(3)	當 期 中 償 却 額
固 定 資 産	土 地					
	建物及設備					
	機械及裝置					
	工具及什器					
	運搬設備 及運搬具					
	船 舶					
流 動 資 産	無體財産權					
	營 業 權					
	其 ノ 他					
	計					
備 考	有價證券					
	棚卸資産					
	其 ノ 他					
	計					
合 計						

(日本標準規格B5 182×257耗)

會社經理統制令施行規則

第三十三號様式ノ二(第四十三條)

社 員 ノ 學 歷 年 齡 別 員 數 (10)											
年 齡	學 歷	二十	二十	二十	三十	三十	四十	四十	五十	五十	計
		歲未 滿	歲以 上	歲以 上	歲以 上	歲以 上	歲以 上	歲以 上	歲以 上	歲以 上	
官立大學	技術										
	事務										
私立大學	技術										
	事務										
官立專門學校	技術										
	事務										
私立專門學校	技術										
	事務										
甲工業學校	種 種										
	種 種										
乙工業學校	種 種										
	種 種										
甲商業學校	種 種										
	種 種										
乙商業學校	種 種										
	種 種										
中 學 校	種 種										
	種 種										
高等女學校	種 種										
	種 種										
高等小學校	種 種										
	種 種										
尋常小學校	種 種										
	種 種										
其 他	種 種										
	種 種										
計											
備 考											

(日本標準規格B5 182×257耗)

海 事 法 令 集

第三十六條様式ノ一(第四十三條)

旅 費 支 出 實 績 調 書						
事 業 年 度	第 自 至 期	會社ノ本店ノ 所 在 場 所				
		商 號				
區 分	資 格(1)	支 出 總 額	延 人 員	延 日 數	一 人 一 日 當 旅 費	
					圓	
內 國 旅 費						
	計					
前 四 事 業 年 度 旅 費 支 出 實 績	自 至					
	自 至					
	自 至					
	自 至					
區 分	事 業 年 度	當 該 事 業 年 度	前 四 事 業 年 度 = 於 ケ ル 支 出 ノ 實 績			
			自 至	自 至	自 至	自 至
外 國 旅 費	關 東 州、 滿 洲 及 其 他					
	其 他					
	計					
	受 給 人 數					
參 考 事 項						

(日本標準規格B5 182×257耗)

第三十五號様式(第四十三條)

令第二十九條第一項各號ニ掲ゲル支出ノ豫算實績對照表						
事 業 年 度	第 自 至 期	會社ノ本店ノ 所 在 場 所				
		商 號				
區 分	項 目(1)	豫 算 額	追 加 額(2)	實 績 額	豫 算 額 ト 實 績 額 ト ノ 相 違 ノ 事 由	
第一號	支 出					
第二號	支 出					
第三號	支 出					
第四號	支 出					
第五號	支 出					
備 考						

(日本標準規格B5 182×257耗)

第三十七號様式(第四十三條)

經 費 支 出 明 細 書						
事業 年度	自 至	本店ノ 所在場所		其ノ他ノ 經 費	利益金處 分ニ依ル 其ノ他(1)	合 計
		商 號				
科 目	區 分	經理ノ 方法	製造原價 ニ算入シ タル經費	其ノ他ノ 經 費	利益金處 分ニ依ル 其ノ他(1)	合 計
	社 員					
	勞 務 者					
	計					
令 第 二 十 九 號	第一號支出					
	第二號支出					
	第三號支出					
	第四號支出					
	第五號支出					
	計					
旅 費	固 定 資 產					
	其 ノ 他					
	計					
其ノ他ノ 經費	通 信 費					
	修 繕 費					
	支拂利息割引料					
	其 ノ 他					
	合 計					

(日本標準規格B5 182×257耗)

第三十六號様式ノ二(第四十三條)

支 店 工 場 名 及 其 ノ 所 在 地	
支 店、工 場 名	所 在 地
主タル仕入先及販賣先名及其ノ所在地	
仕入先又ハ販賣先名	所 在 地
参 考 事 項	

(日本標準規格B5 182×257耗)

第一號様式記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
相互會社ニ在リテハ主タル事務所ノ所在場所ヲ記載スルコト
- (2) 商 號
相互會社ニ在リテハ其ノ名稱ヲ記載スルコト
- (3) 資本金
合名會社、合資會社及有限會社ニ在リテハ出資總額、株式會社ニ在リテハ株金總額、株式合資會社ニ在リテハ出資總額及株金總額ノ合計額、相互會社ニ在リテハ基金總額ヲ記載スルコト
- (4) 代表者氏名
會社ニ於ケル役名ヲモ記載スルコト
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
(イ) 會社ガ現實ニ經營スル事業ニシテ其ノ主タルモノヲ主タルモノノ順ニ記載スルコト
(ロ) 物品販賣ヲ主タル事業トスルモノニ在リテハ主タル取扱商品名ヲ明ナラシムルコト
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受ケルノ有無

- 陸軍ノ管理又ハ監督ヲ受ケルモノアルトキハ「陸」ト記載シ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受ケルモノアルトキハ「海」ト記載シ何レノ管理監督モ無キトキハ「無シ」ト記載スルコト
- (7) 豫定配當率、豫定配當金
當該事業年度ニ於テ許可ヲ受ケテ配當セントスル配當率及配當金ヲ記載スルコト
- (8) 自己資本計算
(イ) 第一號様式ノ四 自己資本計算ノ數字ト一致セシムルコト
(ロ) 積立金等 拂込資本金及積立金ノ外ニ自己資本ニ加算スル金額ヲ積立金ニ加ヘテ記載スルコト
(ハ) 繰越缺損金等 自己資本ヨリ控除スベキ金額ノ合計額ヲ記載スルコト
- (9) 申請ノ事由
許可ヲ受ケテ配當ヲ爲スノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ之ヲ別紙ニ記載ノ上添附スルコト
- (10) 利益金及利益金處分ノ豫定額
(イ) 利益金 前期繰越金及積立金ヨリ戻入レタル金額ヲ含マザルモノトス

- (ロ) 積立金 積立金、後期繰越金等社内ニ留保スル金額トス
- (ハ) 賞與金 利益金處分ニ依ル社員賞與支給アルトキハ之ヲ賞與金ニ含メテ記載スルコト但シ之ヲ内書ニシテ明ナラシムルコト
- (ニ) 留保率 (ロ) 積立金ノイノ利益金ニ對スル割合トス
- (11) 當該事業年度前四事業年度ノ平均拂込資本金、利益金、配當金、配當率及留保率
- (10) 利益金及留保率ハ(10)ノイ及(ニ)ト同一ノ方法ニ依リ之ヲ記載スルコト
- (12) 會社ノ經歷
資本金ノ異動及其ノ年月日 最近五年間ニ於ケル資本ノ増加若ハ減少、合併、商號變更、配當率ノ變遷等ヲ簡記スルコト
- (13) 當該事業年度 前四事業年度内ニ合併アリタル場合ニ於ケル被合併會社ノ商號、資本金及合併前二事業年度ノ配當率
- (14) 該當セザル會社ハ添附スルニ及バズ

- (ロ)(イ) 會社ノ勘定科目ニ依リ記載スルコト
稅務署長ノ證明ヲ受ケタル金額 第一條但書ノ規定ニ依リ固定資産償却累計金額中稅務署長ノ證明ヲ受ケテ自己資本ニ加算シタル金額ヲ記載スルコト
- (ハ) 第一條第二項ノ認定金額 第一條第二項ノ規定ニ依リ主務大臣ガ自己資本ヨリ控除スベキモノト認定シタル金額ヲ記載スルコト
- (15) 金 額
(イ) 當該事業年度中ニ於ケル日割平均額ヲ記載スルコト
(ロ) 直前事業年度ノ利益金處分ニ依ル積立金ハ當該事業年度初ヨリ計算スルコト
- (16) 計算基礎
(14) 及(15)ニ記載シタル金額ノ中當該事業年度中ニ於ケル金額ニ異動ヲ生ジタル科目ニ付テ其ノ異動前ト異動後ノ金額及日數ヲ併記シテ日割計算ヲ明ニスルコト
- (17) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第二號様式記載心得
(1) 會社ノ本店ノ所在場所
(2) 商 號

- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無
- (7) 豫定配當率
當該事業年度ニ於テ指定ヲ受ケテ配當セントスル配當率ヲ記載スルコト
- (8) 申請ノ事由
豫定配當率ニ依ルベキ要アル事由ノ要點ヲ配載シ詳細ハ別紙ニ配載ノ上添附スルコト
- (9) 利益金及利益金處分ノ豫定額
- (10) 第一號様式記載心得(10)ニ依ルコト
合併ニ因ル受入計算
- (イ) 拂込資本金以外ノ株主資本
拂込資本金以外ニ株主其ノ他之ニ準ズベキ者ニ歸屬スベキ資産價額ノ合計額ヲ配載スルコト
- (ロ) 受入資産ノ價額
合併ニ因リ設立セラレタル會社又ハ合併後存續スル

- (ハ) 會社ガ合併ニ際シ繼承シタル純資産價額ヲ記載スルコト
- (ハ) 交付株式ノ拂込金額及金錢ノ總額
- 合併ニ因リ解散シタル會社ノ株主又ハ之ニ準ズベキ者ニ交付セル金錢ノ總額中合併ニ因リ解散シタル會社ノ利益配當金ニ相當スル部分アルトキハ其ノ金額ヲ内書スルコト
- (ニ) 合併差益金
合併會社ノ受入資産價額ガ合併ニ因リ交付シタル株式ノ拂込金額及金錢等受入資産ノ對價ノ總額ヲ超ユル場合ノ其ノ超過額ヲ記載スルコト(役員又ハ社員ニ支給シタル合併慰勞金ハ交付金ニ算入セザルコト)
- (ホ) 合併慰勞金及資産償却
合併差益金中ヨリ交付シタル金額ヲ記載スルコト
- (11) 合併前ノ各會社ノ合併前 三事業年度ノ利益金及利益金處分狀況
- (12) 自己資本計算
第一號様式記載心得(14)乃至(16)ニ依ルコト

第三號様式記載心得

- (13) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商 號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無
- (7) 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト
積立金ノ現在額
- (イ) 令第六條ノ規定ニ依ル積立金 令第六條ノ規定ニ依ル主務大臣ノ命ニ依リ積立タル積立金ヲ記載スルコト
- (ロ) 其ノ他ノ積立金ハ會社ノ勘定科目ニ依リ記載スルコト
- (8) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第四號様式記載心得
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商 號

會社經理統制令施行規則

- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無
- (7) 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
當該報酬ノ屬スル事業年度
許可ヲ受ケテ支給セントスル報酬ノ屬スル最初ノ事業年度ヲ記載スルコト
- (8) 役員數、社員數
最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト
- (9) 申請報酬額
許可ヲ受ケテ支給セントスル報酬ノ金額ヲ記載スルコト
- (10) 會社ノ定ニ依ル最高限度額
定款、株主總會ノ決議等ニ依リ定メタル最高限度額ヲ記載スルコト
- (11) 不要許可額
直前ノ事業年度ノ報酬額ヲ記載スルコト但シ當該事業年度ノ月數ガ直前ノ事業年度ノ月數ト異ナル場合ハ第

- (12) 五條ノ規定ニ依リ算出セラルル金額ヲ記載スルコト
算出ノ基礎
當該事業年度ノ月數ガ直前ノ事業年度ノ月數ト異ル場
合ニ於テハ第五條ノ規定ニ依リ計算ヲ記載スルコト
- (13) 報酬支給内譯
(イ) 役名 常務取締役、取締役、監査役等ノ役名別
ニ記載スルコト但シ常勤、非常勤等ノ別ニ依リ同一
役名ヲ有スル者ノ中支給額ヲ異ニスル者アルトキハ
之ヲ區分スルコト
(ロ) 貯蓄額 規約貯金、組合貯金、賞與國債支給運
動ニ依ル國債支給等支給スル報酬ヨリ天引シテ貯蓄
セシメ又ハ國債ヲ支給スル金額ヲ記載スルコト
- (14) 申請ノ事由
報酬ヲ増額スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別
紙ニ記載ノ上添附スルコト
(15) 當該事業年度及其ノ前三事業年度
(イ) 役員數 期末現在ニ依リ記載スルコト但シ當該
事業年度ハ(8)ニ依リ員數ヲ記載スルコト
(ロ) 雜給與 金錢以外ノモノヲ以テスル給與ハ其ノ
見積額ヲ外書スルコト

- (ハ) 純益金 第七條ノ計算方法ニ依ル純益金ヲ記載
スルコト
- (ニ) 社員數 期末現在ニ依リ記載スルコト但シ當該
事業年度ハ(8)ニ依リ員數ヲ記載スルコト
- (ホ) 手當ノ總額 令第二十條ノ手當及其ノ他ノ手當
ノ合算額ヲ記載スルコト但シ金錢以外ノモノヲ以テ
スル給與ハ其ノ見積額ヲ外書スルコト
- (16) 合併ニ因リ解散シタル會社ノ合併前二事業年度
合併後最初ノ事業年度ノ役員報酬ニ付許可ヲ受ケン
トスル會社ノ外ハ記載ニ及バズ
- (17) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第五號様式記載心得
(1) 會社ノ本店ノ所在場所
(2) 商 號
(3) 資本金
(4) 代表者氏名
(5) 會社ノ營ム主タル事業
(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ
受クルノ有無
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

- (7) 申請賞與額
許可ヲ受ケテ支給セントスル賞與額ヲ記載スルコト
- (8) 會社ノ定ニ依ル最高限度額
定款、株主總會ノ決議等ノ定ニ依リ超ユルコトヲ得ザ
ル最高限度ノ金額ヲ記載スルコト
- (9) 同上規定ノ拔萃
定款、株主總會ノ決議等ノ要點ヲ記載スルコト
- (10) 不要許可額
(イ) 法定賞與額 當期純益金ニ第八條ノ率ヲ乘ジテ
得タル金額ヲ記載スルコト
(ロ) 算出ノ基礎 右ノ計算ノ手續ヲ記載スルコト
(ハ) 前期賞與額 當該事業年度ノ月數ガ直前ノ事業
年度ノ月數ト異ル場合ハ第九條ノ規定ニ依リ算出セ
ラルル金額ヲ記載スルコト
(ニ) 算出ノ基礎 當該事業年度ノ月數ガ直前ノ事業
年度ノ月數ト異ル場合ニ於テ第九條ノ規定ニ依リ計
算ヲ記載スルコト
- (ホ) 令第十三條第二項ノ規定ニ依ル金額
令第十三條第二項各號ニ掲グル場合ニ該當スルトキ
其ノ金額ヲ記載スルコト

- (ヘ) 算定ノ基礎 令第十三條第二項第一號乃至第三
號ノ規定ニ依リ計算ノ手續ヲ記載スルコト
- (11) 賞與支給内譯
(イ) 役名 常務取締役、取締役、監査役等ノ役名別
ニ記載スルコト但シ常勤、非常勤等ノ別ニ依リ同一
役名ヲ有スル者ノ中支給額ヲ異ニスル者アルトキハ
之ヲ區分スルコト
(ロ) 貯蓄額 規約貯金、組合貯金、賞與國債支給運
動ニ依ル國債支給等支給スル賞與ヨリ天引シテ貯蓄
セシメ又ハ國債ヲ支給スル金額ヲ記載スルコト
- (12) 當該事業年度ノ純益金計算
會社ノ決算上ノ利益ヨリ第七條第二項又ハ第三項ニ掲
グル項目ヲ加減シテ純益金ノ計算ヲ示スコト
- (13) 申請ノ事由
令第十三條ノ限度ヲ超エテ役員賞與ヲ支給スルノ要ア
ル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上添附スル
コト
- (14) 當該事業年度及其ノ前三事業年度
(イ) 役員數 期末現在ニ依リ記載スルコト

- (ロ) 雑給與總額 金錢以外ノモノヲ以テ支給スルモノアルトキハ其ノ見積額ヲ外書スルコト
 - (ハ) 純益金 第七條ノ計算方法ニ依ル純益金ヲ記載スルコト
 - (12) 當該事業年度ノ純益金計算ノ結果ト一致スベキコト
 - (ニ) 社員數 期末現在ニ依リ記載スルコト
 - (ホ) 手當總額 令第二十條ノ手當及其ノ他ノ手當ノ合算額ヲ記載スルコト但シ金錢以外ノモノヲ以テ支給スルモノアルトキハ其ノ見積額ヲ外書スルコト
 - (15) 合併ニ因リ解散シタル會社ノ合併前二事業年度合併後最初ノ事業年度ニ付支給スル役員賞與ニ付許可ヲ受ケントスル會社ノ外ハ記載スルニ及バズ
 - (16) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第六號様式記載心得
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
 - (2) 商號
 - (3) 資本金
 - (4) 代表者氏名
 - (5) 會社ノ營ム主タル事業

- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無
- (7) 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト
- (7) 受給者ノ資格
- (8) 常務取締役、取締役、監査役等ノ別ニ依リ支給條件ヲ異ニスルトキハ其ノ資格ノ別ヲ記載スルコト
- (8) 支給ノ條件
- (9) 役員退職金支給ノ有無又ハ其ノ金額若ハ割合ノ多寡ヲ決定スル基準ヲ記載スルコト
- (9) 金額又ハ割合
- (10) 退職金支給額又ハ其ノ算定基準ヲ記載スルコト
- (10) 支給ノ方法
- (11) 一時金、年金、分割拂等ノ別ヲ記載スルコト
- (11) 備考
- (イ) 會社ガ役員退職金ニ關シ内規ヲ有シ會社職員給與臨時措置令施行規則第五條ノ規定ニ依リ主務大臣ニ報告シタルモノアルトキハ其ノ旨記載スルコト
- (ロ) 過去ニ於ケル退職金支給實蹟アルトキハ之ヲ記載スルコト
- (ハ) 主務大臣ノ許可ヲ受ケタル役員退職金ノ準則ヲ變

- (1) 更セントスルトキハ變更ノ事由ヲ記載スルコト此ノ場合ニ在リテハ變更前ノ準則ト變更後ノ準則トヲ傍線括弧其ノ他適宜ノ方法ニ依リ對照セシムルコト
 - (12) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第七號様式記載心得
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
 - (2) 商號
 - (3) 資本金
 - (4) 代表者氏名
 - (5) 會社ノ營ム主タル事業
 - (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無
 - (7) 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト
 - (7) 在職年數
 - (7) 會社ガ當該退職役員ニ對シ退職金ヲ支給シタルコトアル場合ハ其ノ退職金支給後ニ於ケル在職年數トス
 - (8) 不要許可額
 - (8) 第十一條ノ規定ニ依リ算出セラルル金額又ハ第十二條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル準則ニ依リ算出セラレタル金額ヲ記載スルコト
- 會社經理統制令施行規則

- (9) 申請額
 - (9) 許可ヲ受ケテ支給セントスル金額ヲ記載スルコト
 - (10) 在職中ノ報酬支給額、在職中ノ賞與支給額
 - (10) 在職中ニ當該退職役員ニ支給シタル報酬又ハ賞與ノ累計金額ヲ記載スルコト
 - (11) 支給ノ方法、時期及支出科目
 - (11) 現金ヲ以テ支給スルカ其ノ他ノモノヲ以テ支給スルカノ別、一時ニ支給スルカ分割シテ支給スルカノ別、當期ノ利益金ヨリ支出スルカ退職積立金ヨリ支出スルカノ別等ヲ記載スルコト
 - (12) 申請ノ事由
 - (12) 許可ヲ受ケテ支給スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上之ヲ添附スルコト
 - (13) 其ノ他參考事項
 - (14) 過去ニ於テ退職金支給ノ實例アラバ之ヲ記載スルコト
 - (14) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第八號様式記載心得
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
 - (2) 商號
 - (3) 資本金
 - (4) 代表者氏名

- (5) 會社ノ營ム主タル事業
 - (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無
 - (7) 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト
 - (7) 役員數、社員數
 - (8) 最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト
 - (8) 支給内譯
 - 役名、常務取締役、取締役、監査役等ノ別ニ記載スルコト但シ常勤、非常勤等ノ別ニ依リ同一役名ヲ有スル者ノ中支給額ヲ異ニスル者アルトキハ之ヲ區分スルコト
 - (9) 支給ノ方法及支科目
 - 現金ヲ以テ支給スルカ其ノ他ノモノヲ以テ支給スルカノ別、當期ノ利益金ヨリ支出スルカ積立金ヨリ支出スルカノ別等ヲ記載スルコト
 - (10) 申請ノ事由
 - 臨時給與ノ支給ヲ爲スノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上之ヲ添附スルコト
- 第九號様式記載心得
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所

- (2) 商號
 - (3) 資本金
 - (4) 代表者氏名
 - (5) 會社ノ營ム主タル事業
 - (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無
 - 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト
 - (7) 當該昇給期ニ於ケル昇給限度
 - (7) 第十七條ノ規定ニ依リ算出セラレル限度ヲ記載スルコト
 - (8) 同上算出ノ基礎
 - 第十七條ノ規定ニ依ル計算ノ手續ヲ記載スルコト即チ各昇給該當者ノ當該昇給直前ニ於ケル基本給料月額ニ直前ノ昇給日(初メテ昇給スル者ニ付テハ採用ノ日)後當該昇給日迄ニ經過シタル月數ノ十二分ノ一ヲ乘ジテ得タル金額ノ合計金額及其ノ合計金額ニ百分ノ七ヲ乘ジタル金額ヲ記載スルコト
 - (9) 既往一年間ノ昇給實蹟
 - (イ) 昇給前ノ基本給料 各昇給該當者ノ當該昇給直前ニ於ケル基本給料月額ニ各昇給該當者ノ直前ノ昇
- 會社經理統制令施行規則

- (2) 商號
 - (3) 資本金
 - (4) 代表者氏名
 - (5) 會社ノ營ム主タル事業
 - (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無
 - (7) 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト
 - (7) 職務
 - 特別ノ經歷若ハ技能又ハ學歷ヲ有スル者ノ就クベキ職務ヲ記載スルコト
 - (8) 現在人員
 - (9) 申請當時ニ於テ特別ノ經歷若ハ技能又ハ學歷ニ該當スル者アルトキハ其ノ現在人員ヲ記載スルコト但シ其ノ初任基本給料ニ差異アルトキハ各初任基本給料別ノ人員ヲ記載スルコト
 - (9) 其ノ初任基本給料
 - 初任基本給料ニ差別アルトキハ各初任基本給料ヲ記載スルコト
- 第十號様式記載心得
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所

- 給日(初メテ昇給スル者ニ付テハ採用ノ日)後當該昇給日迄ニ經過シタル月數ノ十二分ノ一ヲ乘ジテ得タル金額ノ合計金額ヲ記載スルコト
- (ロ) 昇給回数二回以上アルトキハ各昇給回数毎ニ記載スルコト
- (10) 許可ヲ受ケントスル昇給
- 昇給前ノ基本給料ノ記載方法ハ前號ニ同ジ
- (11) 申請ノ事由
- 許可ヲ受ケテ昇給ヲ爲サシムルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上之ヲ添附スルコト
- (12) 社員ノ學歷年齡別員數
- 各學歷區分ニ該當セザル者ハ其ノ他ノ欄ニ記載スルコト但シ其ノ數ガ相當多數ニ上ルトキハ適宜區分シテ記載スルコト
- (13) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第十一號様式記載心得
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名

- (5) 會社ノ營ム主タル事業
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(5)ニ依ルコト
- (6) 役員及社員數
最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト
- (7) 會社ノ定メタル賞與期間及支給期
各曆年中最初ニ支給期ノ到來スル期間ヲ第一期トスルコト
- (8) 變更前ノ賞與期間及支給期
賞與期間ノ變更ヲ爲サントスルモノノ外ハ記載スルニ及バズ
- (9) 備考
(イ) 賞與期間ノ變更ヲ爲サントスルモノニ在リテハ變更ノ事由ヲ記載スルコト
(ロ) 支給スベキ賞與金ノ計算方法ニ特別ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコト
- (10) 賞與期間屆書ナルトキハ(變更)ヲ抹消シ、賞與期間變更屆書ナルトキハ括弧ヲ抹消スルコト

第十二號様式記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號

- (三) 相當スル金額ヲ記載スルコト但シ第二十四條第一號ニ掲グル方法ヲ以テ支給スルモノアルトキハ其ノ金額ヲ内書スルコト
- (ロ) 算出ノ基礎
不要許可限度計算ノ手續ヲ記載スルコト但シ第二十四條第一號ニ掲グル方法ニ依リ支給スルモノアルトキハ其ノ金額ノ當該賞與期間中ニ於ケル基本給料支給總額ニ對スル割合ヲモ記載スルコト
- (ハ) 申請額
不要許可限度ヲ超エテ支給セントスル金額ヲ記載スルコト
- (ニ) 直前額
直前ノ賞與期間ニ付支給シタル令第二十條各號ニ掲グル手當以外ノ手當ト賞與トノ合計金額ヲ記載スルコト
- (ホ) 基本給料ニ對スル割合
當該賞與期間中ニ於ケル基本給料支給總額ニ對スル申請額又ハ直前ノ割合ヲ記載スルコト
- (9) 貯蓄額
組合貯金、規約貯金、賞與國債支給運動ニ依ル國債支給額

- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(5)ニ依ルコト
- (6) 管理方法
支給後ノ管理ノ方法ヲ記載スルコト

第十三號様式記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無
- (6) 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト
- (7) 役員數、社員數
最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト
- (8) 賞與及手當金額
(イ) 不要許可限度
當該賞與期間中ニ於ケル基本給料支給總額ノ四分ノ

- 給等支給額ヨリ天引シテ貯蓄セシメ又ハ國債ヲ以テ支給スル金額ヲ記載スルコト
- (10) 受給者一人當平均額
現金支給額及貯蓄額ノ合計金額ノ受給人員一人當平均額ヲ記載スルコト
- (11) 直前ノ賞與期間前三賞與期間ノ賞與率
各賞與期間ニ付支給シタル賞與ノ金額ノ當該賞與期間中ニ於ケル基本給料支給總額ニ對スル割合ヲ記載スルコト
- (12) 貯蓄ノ方法
貯蓄セシムル金額ノ支給方法及其ノ管理方法ヲ記載スルコト
- (13) 社員ノ學歴年齢別員數
各學歷區分ニ該當セザル者ハ其ノ他ノ欄ニ記載スルコト但シ其ノ數方相當多數ニ上ルトキハ適宜區分シテ記載スルコト
- (14) 備考
申請當時ニ於ケル社員基本給料月額ノ一人當平均額ヲ記載スルコト
- (15) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第十四號様式記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無
- (7) 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト
- (8) 役員及社員數
- (9) 最近ノ現在ニ於ケル社員數ヲ記載スルコト
- (10) 令第二十一條ノ限度
- (11) 當該賞與期間中ニ於ケル基金給料支給總額ノ四分ノ三ニ相當スル金額ヲ記載スルコト
- (12) 限度超過額
- (13) 令第二十一條ノ限度ヲ超エテ支給セントスル金額ヲ記載スルコト
- (14) 經費トシテ經理セントスル額
- (15) 限度超過額中經費支出ヲ爲サントスル金額ヲ記載スルコト

- (11) 經費トシテ經理スルノ要アル事由
- (12) 限度超過額ヲ經理スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上之ヲ添附スルコト
- (13) 當該賞與期間及前三賞與期間ニ付經費トシテ經理シタル金額
- (イ) 手當 令第二十條各號ニ掲グル手當以外ノ手當ノ當該賞與期間ニ於ケル支給總額ヲ記載スルコト
- (ロ) 基本給料 當該賞與期間中ニ於ケル基本給料總額ヲ記載スルコト
- (14) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- (15) 第十五號様式記載心得
- (16) 會社ノ本店ノ所在場所
- (17) 商號
- (18) 資本金
- (19) 代表者氏名
- (20) 會社ノ營ム主タル事業
- (21) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無
- (22) 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト
- (23) 支給ノ條件支給ヲ受クベキ者ノ範圍ニ關スル基準ヲ

- (8) 記載スルコト
- (9) 支給額ノ決定方法
- (10) 各受給者ノ受クベキ臨時給與ノ金額ヲ決定スル基準ヲ記載スルコト
- (11) 受給者ノ勤務場所
- (12) 事務所、工場、事業場等勤務ノ場所ヲ限リ臨時ノ給與ヲ支給スル場合ニ於テ其ノ場所ノ種類及名稱ヲ記載スルコト
- (13) 受給者ト同一場所ニ勤務スル社員數
- (14) 前號ニ該當スル場合ニ於テ申請當時ノ同一場所勤務社員數ヲ記載スルコト
- (15) 會社ノ社員數
- (16) 申請ノ當時ニ於ケル社員總數ヲ記載スルコト
- (17) 申請ノ月ノ前月以前一年間ニ受給者ニ支給シタル賞與手當ノ合計額
- (18) 算入スベキ手當ハ令第二十條各號ニ掲グル手當トスルコト
- (19) 支給ノ事由
- (20) (イ) 臨時ノ給與ヲ支給スル要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上之ヲ添附スルコト

會社經理統制令施行規則

- (イ) 同一事由ニ依リ役員又ハ勞務者ニ臨時ノ給與ヲ支給スルトキハ其ノ旨附記スルコト
- (ロ) 支給ノ方法時期及支出科目
- (ハ) 現金ヲ以テ支給スルカ其ノ他ノ方法ニ依ルカノ別、經費支出ヲ爲スカ積立金ヨリ支出スルカノ別及支給ノ豫定期間ヲ記載スルコト
- (ニ) 既往ニ於ケル臨時給與支給ノ有無
- (ホ) 許可ヲ受ケテ支給セントスル臨時ノ給與ト同様ノ事由ニ依リ既往ニ於テ支給シタルモノヲ記載スルコト
- (ヘ) 基本給料月額ニハ當該臨時給與ノ支給ヲ受ケタル者ニ對シ當該支給月ノ前月ニ於テ支給シタル基本給料月額ヲ記載スルコト
- (ニ) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- (16) 第十六號様式記載心得
- (17) 會社ノ本店ノ所在場所
- (18) 商號
- (19) 資本金
- (20) 代表者氏名
- (21) 會社ノ營ム主タル事業
- (22) 工業又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ

- 受クルノ有無
- 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト
- (7) 雜給與ノ種類
- 外國在勤手當其ノ他役員雜給與ノ種類ヲ記載スルコト
- (8) 受給資格又ハ支給ノ條件
- 支給ノ有無、支給ノ金額、數量又ハ割合ノ多寡ヲ決定スル基準ヲ記載スルコト
- (9) 金額、數量又ハ割合
- 金錢ニ依リ支給スル場合ニ於テハ金額又ハ金額決定ノ基準タル割合ヲ記載シ、現物ヲ以テ支給スル場合ニ於テハ其ノ數量ヲ記載スルコト
- (10) 制定又ハ變更スルノ要アル事由
- 第三十條ノ規定ニ依リ役員雜給與ノ準則ノ制定又ハ變更ヲ爲サントスル會社ハ其ノ制定又ハ變更スルノ要アル事由ヲ記載スルコト其ノ他ノ會社ニ在リテハ本欄ヲ設クルコトヲ要セズ
- (11) 報告又ハ申請ノ時ノ受給人員
- 第二十八條ノ規定ニ依リ報告書若ハ第二十九條ノ規定ニ依リ承認申請書提出ノ時ニ於テ當該役員雜給與ノ支給ヲ受ケ居ル員數又ハ第三十條ノ規定ニ依リ許可申請

- 書提出ノ時ニ於テ當該役員雜給與ノ支給ヲ受クベキ員數ヲ記載スルコト
- (12) 役員雜給與準則報告書ナルトキハ「承認申請」「制定變更許可申請」ヲ抹消シ、役員雜給與準則承認申請書ナルトキハ「報告」「制定變更許可申請」ヲ抹消シ役員雜給與準則制定又ハ變更許可申請書ナルトキハ夫々不要文字ヲ抹消スルコト
- (13) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第十七號様式記載心得
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商 號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無
- (7) 社員數
- 最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト
- (8) 手當ノ種類

- 手當ノ種類ハ令第二十條各號ノ區分ニ依リ第一號手當第二號手當等ノ如ク區分スルコト
- (9) 手當ノ名稱
- 令第二十條各號ニ該當スル手當ニ對シ會社ガ附シタル名稱ヲ記載スルコト
- (10) 支給ノ條件
- 支給ノ有無又ハ支給ノ金額數量若ハ割合ノ多寡ヲ決定スル基準ヲ記載スルコト
- (11) 金額、數量又ハ割合
- 金錢ニ依リ支給スル場合ニ於テハ金額又ハ金額決定ノ基準タル割合ヲ記載シ、現物ヲ以テ支給スル場合ニ於テハ其ノ數量ヲ記載スルコト
- (12) 制定又ハ變更スルノ要アル事由
- 第三十條ノ規定ニ依リ令第二十條各號ニ掲グル手當ノ準則ノ制定又ハ變更ヲ爲サントスル會社ハ其ノ制定又ハ變更ヲ爲スノ要アル事由ヲ記載スルコト其ノ他ノ會社ニ在リテハ本欄ヲ設クルコトヲ要セズ
- (13) 報告又ハ申請ノ時ノ受給人員
- 第二十八條ノ規定ニ依リ報告書若ハ第二十九條ノ規定ニ依リ承認申請書提出ノ時ニ於テ當該手當ノ支給ヲ受

- ケ居ル員數又ハ第三十條ノ規定ニ依リ許可申請書提出ノ時ニ於テ當該役員雜給與ノ支給ヲ受クベキ員數ヲ記載スルコト
- (14) 社員手當準則報告書ナルトキハ「承認申請」「制定變更許可申請」ヲ抹消シ、社員手當準則承認申請書ナルトキハ「報告」「制定變更許可申請」ヲ抹消シ、社員手當準則制定又ハ變更許可申請書ナルトキハ夫々不要文字ヲ抹消スルコト
- (15) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第十八號様式記載心得
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商 號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無
- (7) 受給者ノ資格
- 社員ノ資格ニ依リ社員退職金ノ支給條件ヲ異ニスルト

- (8) キハ其ノ資格ノ別ヲ記載スルコト
- (8) 支給ノ條件
- (9) 社員退職金支給ノ有無又ハ金額若ハ割合ノ多寡ヲ決定スル基準ヲ記載スルコト
- (9) 金額又ハ割合
- (10) 退職金ノ金額又ハ金額決定ノ基準タル割合ヲ記載スルコト
- (10) 支給ノ方法
- (11) 一時金、年金、分割拂等ノ別ヲ記載スルコト
- (11) 制定又ハ變更スルノ要アル事由
- (12) 令第二十五條ノ規定ニ依リ社員退職金ノ準則ノ制定又ハ變更ヲ爲サントスル會社ハ其ノ制定又ハ變更ヲ爲スノ要アル事由ヲ記載スルコト其ノ他ノモノニ在リテハ本欄ヲ設クルコトヲ要セズ
- (12) 備考
- (13) 第二十八條ノ規定ニ依ル報告書又ハ第二十九條ノ規定ニ依ル承認申請書提出ノ時ニ於ケル當該準則ニ依リ支給スベキ退職金ノ試算額並ニ會社ノ之ニ對スル引當金及其ノ勘定科目ヲ記載スルコト
- (13) 社員退職金準則報告書ナルトキハ「承認申請」「制

定變更許可申請」ヲ抹消シ、社員退職金準則承認申請書ナルトキハ「報告」「制定變更許可申請」ヲ抹消シ社員退職金準則制定又ハ變更許可申請書ナルトキハ夫々不要文字ヲ抹消スルコト

第十九號様式記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者ノ氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無
- (7) 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト
- (7) 經理ノ方法
- (イ) 經費支出 當該事業年度ノ製造原價ニ算入スルモノ其ノ他經費トシテ支出スベキ豫定額ヲ記載スルコト
- (ロ) 利益金處分 當該事業年度ノ利益金處分トシテ支出スベキ豫定額ヲ記載スルコト
- (ハ) 其ノ他 資産中假勘定ニ計上スルモノ其ノ他當

- (8) 該事業年度ノ經費支出又ハ利益金處分トナラザルモノヲ記載スルコト
- (8) 販賣費及總掛費總額
- (9) 販賣費總掛費其ノ他之ニ準ズル經費ノ總額ヲ記載スルコト
- (9) 經常的ナルモノ
- (10) 每事業年度繼續シテ支出スル寄附金ノ金額ヲ記載スルコト
- (10) 利益金
- (11) 利益金ノ計算ハ會社ノ決算上ノ處分シ得ベキ利益金中前期繰越金及積立金ヨリ戻入レタル金額ヲ控除シタルモノヲ記載スルコト
- (11) 利益金ニ對スル施行規則第三十一條ノ福利施設費ノ割合
- (12) 第三十一條ノ福利施設費ノ當期利益金ニ對スル割合ヲ記載スルモノトス
- (12) 勞務者數
- (13) 期首現在ニ依リ記載スルコト
- (13) 支拂賃金額
- (13) 各事業年度中ノ支拂賃金額ヲ記載スルコト

- (14) 施行規則第三十一條ノ福利施設費ノ勞務者一人當平均額、施行規則第三十一條ノ福利施設費ノ賃金千圓當金額
- (15) 施行規則第三十一條ノ福利施設費ノ勞務者一人當又ハ賃金千圓當金額ヲ記載スルコト
- (15) 利益金ニ對スル福利施設費總額ノ割合
- (16) 福利施設費總額ハ令第二十九條第一項第四號ニ掲グル支出ト同項第三號ニ掲グル支出トノ合計額ニ依ルコト
- (16) 社員及勞務者數
- (17) 期首現在ニ依ルコト
- (17) 社員及勞務者給與金錢以外ノモノニ依リ支給スル給與アルトキハ其ノ見積額ヲ内書スルコト
- (18) 固定設備ノ金額
- (イ) 期首現在ニ依ルコト
- (ロ) 固定資産中土地、建物、無形固定資産(特許權、地上權、營業權、鑛業權等)及建設假勘定ノ金額ヲ除キタルモノヲ記載スルコト
- (19) 技術者數
- (19) 期首現在ニ依リ記載スルコト

(20) 豫定額ナキトキハ「ナシ」トシテ報告スルコト
(21) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
第二十號様式記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商 號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無
- (7) 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト
豫定額ニ變更ヲ生ジ又ハ豫定額ヲ超過シタルモノ
- (8) 第三十二條ノ規定ニ依リ事前報告ヲ爲サントスル會社ハ變更シタル豫定額ヲ記載シ、第三十四條ノ規定ニ依リ事後報告ヲ爲サントスル會社ハ豫定額ヲ超過シタル金額ヲ記載スルコト
- (9) 追加支出額
第三十二條ノ規定ニ依リ報告シタル金額ヲ超ユル金額ヲ記載スルコト
- (10) 其ノ他

- (10) 勞務者數
- (11) 最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト
- (12) 支拂賃金額
報告ノ時以前ノ最終ノ賃金支拂日以前六月分ヲ記載スルコト
- (13) 勞務者一人當福利施設費
追加支出額ヲ加算シタル金額ノ勞務者一人當金額ヲ記載スルコト
- (14) 賃金千圓當ノ福利施設費
追加支出額ヲ加算シタル金額ノ支拂賃金額千圓當金額ヲ記載スルコト
- (15) 福利施設費豫定變更報告書ナルトキハ「豫定超過支出」ヲ抹消シ、福利施設費豫定超過支出報告書ナルトキハ「豫定變更」ヲ抹消スルコト
- (16) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- (17) 第二十一號様式記載心得
- (18) 會社ノ本店ノ所在場所
- (19) 商 號

- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無
- (7) 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト
豫定額ニ變更ヲ生ジ又ハ豫定額ヲ超過シタル研究費
- (8) 第三十二條ノ規定ニ依リ事前報告ヲ爲サントスル會社ハ變更シタル豫定額ヲ記載シ、第三十四條ノ規定ニ依リ事後報告ヲ爲サントスル會社ハ豫定額ヲ超過シタル金額ヲ記載スルコト
- (9) 追加支出額
第三十二條ノ規定ニ依リ報告シタル金額ヲ超ユル金額ヲ記載スルコト
- (10) 其ノ他ノ研究費
- (11) 第三十二條ノ規定ニ依リ報告シタル金額中豫定額ニ變更ナカリシモノヲ一括シテ記載スルコト
- (12) 固定設備ノ金額
- (13) 最近ノ現在ニ依リ記載スルコト
- (14) 固定資産中土地、建物、無形固定資産(特許權、

- (11) 技術者數
- (12) 最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト
- (13) 固定設備一萬圓當研究費
追加支出額ヲ加算シタル金額ノ固定設備一萬圓當金額ヲ記載スルコト
- (14) 技術者一人當研究費
追加支出額ヲ加算シタル金額ノ技術者一人當金額ヲ記載スルコト
- (15) 研究費豫定變更報告書ナルトキハ「豫定超過支出」ヲ抹消シ、研究費豫定超過支出報告書ナルトキハ「豫定變更」ヲ抹消スルコト
- (16) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- (17) 第二十二號様式記載心得
- (18) 會社ノ本店ノ所在場所
- (19) 商 號
- (20) 資本金
- (21) 代表者氏名
- (22) 會社ノ營ム主タル事業

- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無
- (7) 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト
- (7) 寄附金ノ種類
- 豫算超過ト爲リタルモノニ付テハ各種類毎ニ記載シ其ノ他ノモノニ付テハ一括シテ記載スルコトヲ得
- (8) 經理ノ方法
- 當該事業年度ノ經費トシテ支出スルカ、利益金處分ニ依リ支出スルカ又ハ其ノ他ノ經理方法ニ依ルカノ別ニ依リ區分シテ記載スルコト
- (9) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第二十三號様式記載心得
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無

- (7) 令第二十九條第一項第四號ノ福利施設費
- 豫算超過ト爲リタルモノニ付テハ各種類毎ニ記載シ其ノ他ノモノニ付テハ一括シテ記載スルコトヲ得
- (8) 經理ノ方法
- 當該事業年度ノ經費トシテ支出スルカ、利益金處分ニ依リ支出スルカ又ハ其ノ他ノ經理方法ニ依ルカノ別ニ依リ區分シテ記載スルコト
- (9) 令第二十九條第三號ノ福利施設費
- 第三十二條第二項ノ規定ニ依リ報告シタル金額アルトキハ之ヲ豫算超過額トシテ記載スルコト
- (10) 社員及勞務者數
- 最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト
- (11) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第二十四號様式記載心得
- 一 株式取得許可申請書ノ場合ニハ「處分」ヲ、株式處分許可申請書ノ場合ニハ「取得」ヲ各抹消スルコト
- 二 取得セントスル株式ニ關スル事項
- (1) 「銘柄」ハ何々株式會社株式ノ如ク記載スルコト、同一會社ノ株式ニシテ拂込金額ヲ異ニスル二種類以上ノ株式アル場合ニ於テハ舊株、第一新株、第二新

- 株等ノ區分ヲ記載シ優先株、後配株アル場合ハ優先株、普通株又ハ後配株ノ區分ヲ記載スルコト
- (2) 「取得又ハ處分ノ價額」ハ取得又ハ處分セントスル總株式ノ賣却又ハ買入價額ヲ記載スルコト、價額不明ナルモノハ大體ノ豫想價額ヲ記載シ價額ノ表示困難ナルモノニ付テハ其ノ旨ヲ記載スルコト
- (3) 「株式總數ニ對スル割合」ハ取得又ハ處分セントスル株式ノ當該株式ヲ發行スル會社ノ總株式數ニ對スル割合ヲ記載スルコト
- (4) 「會社ノ記帳價額」ハ株式ヲ處分セントスル場合ニ於テ當該株式ノ最近ニ於ケル帳簿價額ヲ記載スルコト
- (5) 「取得又ハ處分ノ方法」ハ仲介者ヲ經テ買入又ハ賣却スルモノナリヤ、又其ノ仲介者ノ住所氏名、設立セラルル會社ノ株式ニ應募スルモノナリヤ、關係會社ヨリ又ハ關係會社ニ對シ肩替リスルモノナリヤ、株主ニ對シ割當ルモノナリヤ、又其ノ割當ノ方法等ヲ記載スルコト
- 三 讓受先又ハ讓渡先ニ關スル事項
- (6) 株式取得許可申請書ナル場合ハ「讓渡先」ヲ、株式

- 式處分許可申請書ナル場合ニハ「讓受先」ヲ各抹消スルコト
- 不特定ノ者若ハ多數ノ者ニ對シ株式ヲ讓渡スル場合又ハ不特定ノ者若ハ多數ノ者ヨリ株式ヲ讓受クル場合ニ於テハ本欄ノ記載ヲ要セザルコト
- (7) 「申請者トノ關係」ハ申請者ト讓渡先又ハ讓受先トノ資本關係、役員關係、取引關係等ノ關係ヲ記載スルコト
- 取得セントスル株式ヲ發行スル會社ニ關スル事項
- (8) 「申請者ノ所有株式數及所有率」ハ當該會社ノ株式中現ニ申請會社ノ所有スル株式數及其ノ當該會社ノ總株式數ニ對スル割合ヲ記載スルコト
- (9) 「申請者トノ關係」ハ當該會社ト申請會社トノ資本關係、役員關係、取引關係及最近ニ於ケル取引高等ヲ記載スルコト
- (10) 「主タル事業」ハ會社ノ定款ノ目的如何ニ拘ラズ會社ガ現ニ營ミツツアル主タル事業ヲ記載スルコト
- (11) 「生産高又ハ賣上高」、「利益金額」ハ最近ニ終了シタル事業年度ニ於ケルモノヲ記載スルコト
- (12) 「固定設備」ハ土地、建物、機械、什器等ノ設備

額ヲ記載シ、建設勘定等ノ未成設備アルトキハ之ヲ「固定設備」ニ加算シ其ノ額ヲ特ニ括弧内ニ内書スルコト

(13) 「株主資本」ハ最終ノ貸借對照表ニ於ケル拂込資本金ト諸積立金トノ合計金額トシ「外部資本」ハ最終ノ貸借對照表ノ貸方ニ於ケル其ノ他ノ科目(當期利益金ヲ含マズ)ノ合計金額トス

(14) 「其ノ他」ノ欄ニハ主タル事業地、主要設備ノ概要、主要生産品、生産能力等ヲ記載スルコト、新設會社ニ付テハ會社名ノ欄ニ特ニ(新設)ト記載シ各項目ニ掲グル事項ヲ事業計畫ニ依リ記載スルコト
申請者ニ關スル事項

(15) 「事業ノ概要」ニハ會社ノ現ニ營ミツツアル主タル事業ノ種類、主要生産品名、最近事業年度ニ於ケル生産高、販賣高、主要販賣先、主要設備ノ概要、其ノ他會社ノ營ム事業ノ種類及規模ノ概要ヲ知ルニ足ル事項ヲ記載スルコト

(16) 「所有株式總額」ハ單ニ金額(會社ノ帳簿價額)ノミヲ記載スルコト
(17) 所有株數ノ現在高ハ最近ノ殘高ニ依ルコト

ニ投資スルモノナリヤ及其ノ金額、事業設備ノ新設擴張等ニ必要ナル資金ニ充ツルモノナルトキハ事業設備ノ新設、擴張ノ概要並ニ許可ノ有無、借入金ヲ返済スル場合ハ借入金ノ返済先及金額、運轉資金補充ノ場合ハ運轉資産(原材料、製品、半製品等)ノ現在高、借入金總額ト運轉資産トノ割合、他ノ投資ニ充ツルモノナル場合ハ其ノ金額、投資ノ種類、有價證券ノ明細等ヲ記載スルコト

七 參考事項

(22) 外國株式ノ取得又ハ處分ナルトキハ外貨證券取得ニ關スル爲替管理法上ノ許可ノ有無ヲ記載スルコト
(23) 其ノ他許可ニ關シ調査上ノ參考トナルベキ事項ヲ記載スルコト

八 記載事項ナキモノ又ハ記載困難ナルモノハ其ノ欄ヲ斜線ニ依リテ抹消スルコト

九 本様式ニ依リ記載シ難キ事項アルトキハ別紙ニ記載スルコト

第二十五號様式記載心得

一 一般ノ記載方法ニ付テハ第二十四號様式ノ記載心得ニ準ズルコト

會社經理統制令施行規則

(18) 「子會社」ハ資本關係、役員關係ニ依リ實質上會社ガ支配權ヲ有スル會社ヲ謂ヒ「親會社」ハ資本關係、役員關係等ニ依リ實質上會社ガ支配ヲ受クル會社ヲ謂フ

六 株式取得ニ要スル資金ノ調達方法又ハ株式處分ニ因リテ得タル資金ノ使途

(19) 株式取得許可申請書ノ場合ニハ「株式處分ニ因リテ得タル資金ノ使途」ヲ、株式處分許可申請書ノ場合ニハ「株式取得ニ要スル資金ノ調達方法」ヲ各抹消スルコト

(20) 「株式取得ニ要スル資金ノ調達方法」ハ株式取得ニ要スル資金ヲ増資、株金拂込等ニ依ルモノナリヤ及増資株金拂込ノ金額並ニ之ニ關スル臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依リ許可ノ有無、許可ノ年月日、借入金ニ依ルモノナリヤ及其ノ金額借入先擔保ノ有無、利率其ノ他ノ條件、手許餘裕金ニ依ルモノナルヤ又其ノ金額ヲ記載スルコト

(21) 「株式處分ニ因リテ得タル資金ノ使途」ハ株式處分ニ依ル代リ金ヲ借入金ノ返済、運轉資金ノ補充、固定設備ノ新設、擴張、銀行預金、他ノ有價證券等

二 取得又ハ處分セントスル無體財產權

(1) 「種類」ハ特許權、鑛業權又漁業權ノ内容ヲ表示スル名稱、種類ヲ記載スルコト

(2) 「無體財產權ノ内容」ハ如何ナル方法ニ依リ如何ナル製品ヲ製造スル特許權ナリヤ、鑛業權ノ設定地域、埋藏鑛物ノ種類及推定鑛量、現在ノ出產量等ヲ詳細ニ記載スルコト

三 無體財產權ノ取得ニ伴フ事業計畫ノ大要

(3) 特許權、鑛業權等ヲ取得スルコトニ依リ實施スベキ事業計畫ニ付、主要事業設備ノ大要、主要生産品名及生産高、原材料入手ノ方法事業收支ノ豫算等事業計畫ノ大要ヲ知ルニ足ル事項ノ概要ヲ記載スルコト

四 參考事項

(4) 外國ヨリ特許權ヲ買入レントスル場合ニハ買入先ノ國別、爲替管理法上ノ許可ノ有無、支拂ノ方法等ヲ記載スルコト

(5) 無體財產權ヲ處分セントスル場合ニ於テ無體財產權ノ處分ニ伴ヒ之ト同時ニ事業設備ヲ處分スルモノナルトキハ處分スベキ主要事業設備等ヲ設備等ヲ記

載スルコト

五 本様式ニ依リ記載シ難キ事項アルトキハ別紙ニ記載スルコト

第二十六號様式記載心得

一 一般ノ記載方法ハ第二十四號様式ニ準ズルコト

二 借入ニ關スル事項

(1) 金融機關ヨリノ資金ノ借入ニ付許可ヲ申請スルモノナル場合ニ於テハ「借入先ノ商號」ノ欄ニ何々銀行何々支店ノ如ク營業所名ヲ記載シ、「借入ノ方法」ノ欄ニ證書貸付、手形貸付又ハ當座貸越契約ニ依リ旨ヲ記載シ、當座貸越契約ニ依ル場合ニ於テハ「借入ノ金額」ノ欄ニ極度金額ヲ記載スルコト

(2) 數口ニ亙リ借入ヲ爲ス場合ニハ「借入ノ金額」ノ欄ニ借入總額ヲ、「借入ノ方法」ノ欄ニ數口ニ借入ルル旨及其ノ毎回ノ借入ノ豫定額ヲ記載スルコト

(3) 「返済ノ時期及返済ノ方法」ニハ返済資金ノ調達ニ關スル見込ヲモ記載スルコト

(4) 擔保ナキ場合ハ「擔保其ノ他ノ條件」ノ欄ニ「ナシ」ト記載スルコト

三 借入金ノ使途

ノモノヲ謂ヒ「投資資産」ハ所有有價證券、關係會社ニ對スル貸付金及預金現金ノ合計金額ヲ謂フコト

(六) 「株主資本」及「外部資本」ハ第二十四號様式記載心得(13)參照

(11) 「借入金ノ總額」ハ借入金ト支拂手形トノ殘高ノ合計金額ニ依ルコト但シ假受金其ノ他ノ名義ニ依リ實質上關係會社等ヨリ資金ノ借入ヲ爲シ居ルモノニ付テハ之ヲ加算シ特ニ其ノ額ヲ内書スルコト

(12) 「金融機關」トハ銀行、信託會社、保險會社、商工組合中央金庫、産業組合中央金庫ヲ謂フ

六 本様式ニ依リ記載シ難キ事項アルトキハ別紙ニ記載スルコト

第二十七號様式記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商 號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ

會社經理統制令施行規則

(5) 借入金ヲ以テ事業設備ノ新設、擴張等ヲ爲サントスルトキハ其ノ事業計畫ノ大要、所要資金ノ總額並ニ資金ノ調達方法、主要生産品名及豫想生産高等ノ大要ヲ記載スルコト

(6) 資金ガ借入金ノ返済ニ充當セラルルモノナル場合ニ於テハ返済先及其ノ金額等ヲ記載スルコト

(7) 運轉資金ニ充當スルモノナル場合ニハ單ニ其ノ旨ヲ表示スルコト

(8) 借入金ニ依リ有價證券ヲ取得セントスルモノナル場合ニハ取得セントスル有價證券ノ銘柄、數量、取得價格等ヲ記載スルコト

四 借入先ニ關スル事項

(9) 金融機關ヨリ借入ヲ爲サントスルモノナル場合ニ於テハ本欄ハ全部斜線ニ依リテ抹消スルコト

五 申請者ニ關スル事項

(10) 「資産及資本構成」ノ欄中

(イ) 「固定資産」ハ土地、建物、機械、輸送設備、什器ヲ謂ヒ、建設勘定等ノ未働資産アルトキハ其ノ額ヲ之ニ加算シ特ニ其ノ旨内書スルコト

(ロ) 「流動資産」ハ會社ノ資産中「固定資産」以外

受ケルノ有無
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト

(7) 役員其ノ他從業者數

最近ノ現在ニ依リ記載スルコト

(8) 囑託者等

令第九條第二號ニ該當スル者ニ付記載スルコト

(9) 最近五年間ニ於ケル資本金異動

公稱資本金ノ増加又ハ減少、其ノ年月金額及其ノ事由ヲ記載スルコト

(10) 主タル株主二十名

(イ) 報告ノ時ノ現在ニ依リ記載スルコト

(ロ) 最大ノ株主、出資者又ハ基金讓出者ヨリ順次二十名ニ付記載スルコト

(ハ) 氏名 合名會社、合資會社及有限會社ニ在リテ

ハ社員名ヲ、株式合資會社ニ在リテハ株主及社員ノ氏名ヲ、相互會社ニ在リテハ基金讓出者ノ氏名ヲ記載スルコト

(ニ) 株式數 合名會社及合資會社ニ在リテハ出資金ヲ、株式合資會社ニ在リテハ出資金又ハ株式拂込金額ヲ、有限會社ニ在リテハ出資ノ口數ヲ、相互會社

ニ在リテハ釀出シタル基金額ヲ記載スルコト
第二十八號様式記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無
- (7) 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト
- (7) 役員其ノ他從業者數
- (8) 最近ノ現在ニ依リ記載スルコト
- (8) 支拂給與
- (イ) 最近ノ現在ニ依リ記載スルコト
- (ロ) 報酬、給料、賃金月額 最近ノ一月分ヲ記載スルコト
- (ハ) 手當及賞與年額 過去一年間ニ支給シタル實績ヲ記載スルモノトシ手當中金錢以外ノモノニ依リ給與アルトキハ其ノ見積額ヲ内書スルコト
- (9) 關記等

令第九條第二號ニ該當スル者ニ付記載スルコト

- (10) 主タル株主二十名
- (イ) 報告ノ時ノ現在ニ依リ記載スルコト
- (ロ) 最大ノ株主、出資者又ハ基金釀出者ヨリ順次二十名ニ付記載スルコト
- (ハ) 氏名 合名會社、合資會社及有限會社ニ在リテハ社員名ヲ、株式合資會社ニ在リテハ株主及社員ノ氏名ヲ、相互會社ニ在リテハ基金釀出者ノ氏名ヲ記載スルコト
- (ニ) 株式數 合名會社及合資會社ニ在リテハ出資金ヲ、株式合資會社ニ在リテハ出資金又ハ株式拂込金ヲ、有限會社ニ在リテハ出資ノ口數ヲ、相互會社ニ在リテハ釀出シタル基金額ヲ記載スルコト
- 第二十九號様式記載心得
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無

受クルノ有無
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト

- (7) 資格
- 役員、社員其ノ他資格又ハ階級ニ依リ支給スベキ旅費ニ差等アルトキハ其ノ區別ニ依リ記載スルコト
- (8) 地方別ニ日當、宿泊料ヲ定ムル場合ノ明細
- 關東州、滿洲國、支那其ノ他外國旅費ニ關シ定アルトキハ之ヲ別紙ニ記載スルコト
- (9) 備考
- 旅費規程ノ大部分ニ亘ル變更ヲ爲シタルニ因リ其ノ變更後ノ旅費規程ヲ報告スルモノナルトキハ其ノ旨及其ノ變更事由ヲ記載スルコト
- (10) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第三十號様式記載心得
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無

受クルノ有無
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト

- (7) 主タル株主十名
- 第二十七號様式心得(10)ニ準ジ記載スルコト
- 第三十一號様式記載心得
- (1) 科目
- 積立金ノ科目ハ會社ノ勘定科目ニ依ルコト
- (2) 稅務署長ノ證明ヲ受ケタル金額
- (イ) 第一條但書ノ規定ニ依リ固定資産償却累計金額中稅務署長ノ證明ヲ受ケテ自己資本ニ加算シタル金額ヲ記載スルコト
- (ロ) 稅務署長ノ證明ノ年月日ヲ備考欄ニ記載スルコト
- (3) 主務大臣ノ認定金額
- (イ) 第一條第二項ノ規定ニ依リ主務大臣ガ自己資本ヨリ控除スベキモノトシテ認定シタル金額ヲ記載スルコト
- (ロ) 主務大臣ノ認定ノ年月日ヲ備考欄ニ記載スルコト
- 第三十二號様式記載心得
- (1) 當期利益金
- 會社ノ決算上ノ利益金ヲ記載スルコト(前期繰越金又

- ハ積立金ヨリ戻入レタル金額アルトキハ之ヲ控除シタル残額ニ依ルコト)
- (2) 利益金ニ對スル同上金額ノ割合
- (1)ノ利益金ニ對スル社内留保金ノ割合ヲ記載スルコト
- (3) 期末現在未納税金
酒税、物品税其ノ他ノ間接税ノ未納税金ハ之ヲ含マザルモノトス
- (4) 不要許可額
直前ノ事業年度ノ報酬額ヲ記載スルコト但シ當該事業年度ノ月數ト直前ノ事業年度ノ月數ト異ル場合ハ第五條ノ規定ニ依リ計算シタル額ヲ記載スルコト
- (5) 純益金ニ對スル同上ノ割合
- (8)ノ純益金計算ニ於ケル差引純益金ニ對スル賞與支給額ノ割合ヲ記載スルコト
- (6) 不要許可額
令第十三條ノ規定ニ依ル限度額ヲ記載スルコト
- (7) 報酬許可額、賞與許可額
當該事業年度ノ報酬又ハ賞與ニ關シ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ヲ記載スルコト
- (8) 純益金計算

- 會社ノ決算上ノ利益金ニ第七條第二項又ハ第三項ニ掲グル項目ヲ加減シテ純益金ノ計算ヲ明ナラシムルコト
- (9) 基本給料ノ昇給
(イ) 昇給月日 當該事業年度中ノ昇給月日ヲ記載スルコト
(ロ) 昇給額 基本給料月額ノ昇給額ヲ記載スルコト但シ許可ヲ受ケテ昇給シタル場合ハ許可ヲ受ケタル部分ヲ區分シテ記載スルコト
(ハ) 基本給料積算額 各昇給者ノ當該昇給直前ノ基本給料月額ニ各昇給者ノ直前ノ昇給日(初メテ昇給シタル者ニ付テハ採用ノ日)後當該昇給日迄ニ經過シタル月數ノ十二分ノ一ヲ乘ジテ得タル金額ノ合計額ヲ記載スルコト
- (10) 賞與期間
當該事業年度中ニ支給シタル賞與ノ屬スル賞與期間ヲ記載スルコト
- (11) 賞與金
當該事業年度中ニ支給シタル賞與金ヲ記載スルコト、支給回数二回以上アルトキハ各支給毎ニ區分スルコト
- (12) 令第二十一條ノ限度超過額

- (1) 第二十二條第二號ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケテ支給シタル金額又ハ令第二十一條第二項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケテ支給シタル金額ハ夫々區分シテ記載スルコト
- (ロ) 第二十二條第一號ニ掲グル方法ニ依リ支給シタルモノハ其ノ支給方法ノ概要ヲ「其ノ他參考事項」欄ニ記載スルコト
- (13) 其ノ他參考事項
令第二十條各號ニ掲グル手當以外ノ手當ノ準則ヲ記載スルコト

第三十三號様式記載心得

- (1) 役員、社員其ノ他従業者
當該事業年度中ノ日割平均人員ヲ記載スルコト
- (2) 貯蓄額
規約貯金、組合貯金、賞與國債支給運動ニ依ル國債支給等ニ依リ支給額ヨリ天引シテ貯蓄セシメ又ハ國債ヲ以テ支給スル金額ヲ記載スルコト
- (3) 貯蓄率
金錢給與ノ總額ニ對スル貯蓄額ノ割合ヲ記載スルコト
- (4) 一人當

會社經理統制令施行規則

- 役員又ハ社員員數ヲ以テ總額ヲ除シテ得タル金額ヲ記載スルコト
- (5) 金錢以外ノ給與
金錢以外ノモノヲ以テ支給スル給與ニ關スル支出ニシテ當該事業年度ノ支出ト爲シタル金額ヲ記載スルコト
- (6) 福利施設費
新設備、管理費等當該事業年度ニ於テ福利施設費トシテ支出シタル金額ノ合計額ヲ記載スルコト
- (7) 福利積立
福利施設ノ爲ニ當該事業年度ニ於テ積立テタル金額ヲ記載スルコト
- (8) 經理ノ方法
當該事業年度ノ經費トシテ支出シタルモノ、利益金處分ニ依リ支出シタルモノ及其ノ他ノ經理方法ニ依リタルモノノ區分ニ依リ記載スルコト
- (9) 金錢以外ノ給與ノ見積額
金錢以外ノモノヲ以テスル給與ノ當該事業年度ニ於ケル見積額ヲ記載スルコト
- (10) 社員ノ學歴年齡別員數
各學歷ニ該當セザル者ハ其ノ他ノ欄ニ一括シテ記載ス

ルコト但シ其ノ員數ガ相當多數ニ上ルトキハ適宜之ヲ區分シテ記載スルコト

第三十四號様式記載心得

(1) 償却後ノ記帳價格
當該事業年度ノ利益金處分ニ依リ償却ヲ爲シタル場合ハ其ノ金額ヲ期末現在額ヨリ控除シタル金額ヲ記載スルコト

(2) 時價

當該事業年度末現在ニ於ケル時價ヲ記載スルコト

(3) 當期中償却額

當該事業年度ニ於ケル損失勘定トシテ償却シタルモノ及當該事業年度ノ利益金處分ニ依リ償却シルモノノ合計金額ヲ記載スルコト

第三十五號様式心得

(1) 項目

(イ) 第一號支出 機密費、交際費、接待費又ハ廣告宣傳費其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出ノ科目ヲ記載スルコト
(ロ) 第二號支出 寄附金其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出ノ科目ヲ記載スルコト

會社經理審查委員會官制

(昭和十五年十月
勅令第六百八十二號)

第一條 會社經理審查委員會ハ大藏大臣ノ監督ニ屬シ會社經理統制令第三十九條ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル事項ヲ調査審議ス

第二條 委員會ハ會長一人及委員十四人以内ヲ以テ之ヲ組織ス
特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ大藏次官ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 委員及臨時委員ハ大藏大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第五條 會長ハ會務ヲ總理ス

第六條 委員會ニ幹事ヲ置ク大藏大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス
會社經理審查委員會官制・會社經理統制令施行規則第三十一條第一項各號ニ掲グル施設ノ範圍ニ關スル件

九四七

(ハ) 第三號支出 福利施設費中第三十一條各號ノ支出ノ科目ヲ記載スルコト
(ニ) 第四號支出 福利施設費中前號ニ掲グル支出以外ノ支出ノ科目ヲ記載スルコト
(ホ) 第五號支出 研究費其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出ノ科目ヲ記載スルコト
(2) 追加額
豫算額ヲ超エテ支出ヲ爲シタル金額ヲ記載スルコト

第三十六號様式記載心得

(1) 資格
役員、社員ノ別其ノ他資格又ハ階級ニ依リ支給スベキ旅費ニ差等アルトキハ其ノ區別ニ依リ記載スルコト
第三十七號様式記載心得

(1) 其ノ他
當該事業年度中ノ支出ニシテ資産中假勘定ニ計上シタルモノ其ノ他資産ニ計上シタルモノヲ記載スルコト

第七條 委員會ニ書記ヲ置ク關係各廳判任官ノ中ヨリ大藏大臣之ヲ命ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
利益配當審查委員會官制及職員給與臨時措置調査委員會官制ハ之ヲ廢止ス

會社經理統制令施行規則

第三十一條第一項各號ニ

掲グル施設ノ範圍ニ關スル件

(昭和十五年十二月
內閣告示第十七號)

一 法令ニ定アル施設

(一) 健康保險法、職員健康保險法又ハ船員保險法ニ依ル事業主又ハ船舶所有者ノ保險料負擔

- (一) 退職積立金及退職手当法ニ依ル退職手当積立金及準備積立金ノ積立
- (二) 團體郵便年金規則第一條ノ團體郵便年金掛金ノ補助(毎事業年度ニ付年金受取人タル從業者ニ對シ當該事業年度間ニ支拂フ基本給料及賃金ノ總額ノ十二分一)
- (三) 運動場

- ヲ超エザルモノニ限ル)
- (四) 青年學校ノ設置及維持ニ關スル費用ノ負擔
- 二 保健衛生施設
- 勞務者ノ保健衛生ヲ目的トスル左ノ施設ニシテ其ノ規模又ハ經費各左ノ限度ヲ超エザルモノニ限ル

會社ガ常時使用スル勞務者數	敷地面積	地面積	建設費	初度調辨費	維持管理費
千人以下ナルトキ	勞務者一人當一坪	積	(一坪當) 五圓	五圓	(一坪當年額) 〇・五圓
千人ヲ超エ五千人以下ナルトキ	千坪ニ勞務者千人以上一人ヲ増加スル毎ニ〇・七坪ヲ加算シタル面積	積	五圓	五圓	〇・五圓
五千人ヲ超ユルトキ	三千八百坪ニ勞務者五千人以上一人ヲ増加スル毎ニ〇・四坪ヲ加算シタル面積	積	五圓	五圓	〇・五圓

(二) 病院其ノ他ノ診療所

會社ガ常時使用スル勞務者數	敷地面積	地面積	建築物費	初度調辨費	維持管理費
五百人以下ナルトキ	六〇坪	積(延坪)	(一坪當) 三五〇圓	二〇、〇〇〇圓	(一人當年額) 四圓
五百人ヲ超ユルトキ	九〇	九〇	三五〇	二五、〇〇〇	四
千人ヲ超ユルトキ	一五〇	一五〇	三五〇	三〇、〇〇〇	四
二千人ヲ超ユルトキ	七三〇	七三〇	三五〇	一〇五、〇〇〇	四
五千人ヲ超ユルトキ	一、三〇〇	一、三〇〇	三五〇	一六八、〇〇〇	四
一萬人ヲ超ユルトキ	倍トス	倍トス	三五〇	ノ六萬八千圓ニ勞務者一六萬八千圓以上ノ勞務者ニ對シテハ其ノ勞務者ノ數ヲ增加スル毎ニ一萬二千圓ヲ加算シタル面積	四

(三) 炊事場

常時給食スル勞務者數	敷地面積	建築物費	初度調辨費	維持管理費及給食費
三百人以下ナルトキ	勞務者一人當〇・一二坪	(一坪當) 二五〇圓	一〇、〇〇〇圓	(一人當年額) 五〇圓
三百人ヲ超ユルトキ	勞務者一人當〇・一二坪	二五〇	二五、〇〇〇	五〇
五百人ヲ超ユルトキ	勞務者一人當〇・一二坪	二五〇	三〇、〇〇〇	五〇

會社經理統制令施行規則第三十一條第一項各號ニ掲グル施設ノ範圍ニ關スル件

千人ヲ超エ五千人以下ナルトキ	建坪ノ二倍トス	百二十坪ニ勞務者千人以上一人ヲ増加スル毎ニ〇・〇三坪ヲ加算シタル面積	二五〇	七〇、〇〇〇	五〇
五千人ヲ超エルトキ		二百四十坪ニ勞務者五千人以上一人ヲ増加スル毎ニ〇・〇二坪ヲ加算シタル面積	二五〇	八〇、〇〇〇	五〇

(四) 浴場

會社が常時使用スル勞務者數	敷地面積	面積(延坪)	建築物(一坪當)	初度調辨費	維持管理費(一人當年額)
五十人以下ナルトキ		八坪	三〇〇圓	二、二〇〇圓	八圓
五十人ヲ超エ百人以下ナルトキ		一四	三〇〇	三、七〇〇	七
百人ヲ超エ三百人以下ナルトキ	建坪ノ二倍トス	三五	三〇〇	六、八〇〇	五
三百人ヲ超エ五百人以下ナルトキ		六〇	三〇〇	一一、〇〇〇	五
五百人ヲ超エ千人以下ナルトキ		一二〇	三〇〇	一六、〇〇〇	四

(五) 寄宿者

常時收用スル勞務者數	敷地面積	面積(延坪)	建築物(一坪當)	初度調辨費	維持管理費及給食費(一人當年額)
二十人以下ナルトキ		六〇坪	二五〇圓	八〇圓	五四圓
二十人ヲ超エ四十人以下ナルトキ		一二〇	二五〇	八〇	五四
四十人ヲ超エ百二十人以下ナルトキ		三六〇	二五〇	七〇	五四
百二十人ヲ超エ二百人以下ナルトキ	建坪ノ二倍トス	六〇〇	二五〇	七〇	五四
二百人ヲ超エ四百人以下ナルトキ		一、二〇〇	二五〇	七〇	五四
四百人ヲ超エ千人以下ナルトキ		三、〇〇〇	二五〇	六〇	五四
千人ヲ超エルトキ			二五〇	六〇	五四

會社經理統制令施行規則第三十一條第一項各號ニ掲グル施設ノ範圍ニ關スル件

(六) 保育所

常時乳幼児容 スル 数	敷地面積	建物		初度調 辨費 (建物一坪當)	維持管理費及給 食費 (一人當年額)
		面積(延坪)	建築費 (一坪當)		
十人以下ナルトキ	建坪ノ四 倍トス	一五坪	二五〇圓	五〇圓	四三圓
十人ヲ超エ二十人以 下ナルトキ		三〇	二五〇	五〇	四三
二十人ヲ超エ五十人 以下ナルトキ		七五	二五〇	五〇	四三
五十人ヲ超エ百人以 下ナルトキ		一五〇	二五〇	五〇	四三
百人ヲ超ユルトキ		加算シタル面積 百五十坪ニ乳幼児百人以 上五十人又ハ其ノ端數ヲ 増加スル毎ニ七十五坪ヲ	二五〇	五〇	四三

備考

- 一 本表ハ工場事業場毎ニ之ヲ適用スルモノトス
- 二 運動場又ハ建物ノ建設ニ要スル經費及初度調辨費ノ支出ガ二事業年度以上ニ亘ル場合ニ於テハ其ノ總額ニ付本表ヲ適用スルモノトス
- 三 本表ニ掲グル施設ヲ有スル會社方同種ノ施設ヲ新ニ設置セントスル場合ニ於テハ其ノ敷地又ハ建物ノ面積ハ本表ニ依リ算出シタル面積ヨリ既存施設ノ敷地又ハ建物ノ面積ヲ控除シタルモノヲ以テ其ノ限度トシ其ノ初度調辨費ハ本表ニ依リ算出シタル金額ヨリ既存設備ノ見積價格ヲ控除シタルモノヲ以テ其ノ限度トス

- 一 依リ算出シタル金額ヨリ既存設備ノ見積價格ヲ控除シタルモノヲ以テ其ノ限度トス
- 二 運動場ノ建設費ハ敷地、地面裝備並ニ附屬建物及工作物ノ建設ニ要スル經費トス
- 三 建物ノ建築費ハ主體ノ建築費並ニ門、柵其ノ他ノ附屬工作物及給水、排水、電氣、瓦斯ノ附帶設備ニ要スル經費トス但シ病院其ノ他ノ診療所ニ付テハ右ノ外消毒設備、淨化設備及汚物焼却設備ヲ包含スルモノトス
- 四 建物ノ敷地ヲ購入スル場合ニ於テハ其ノ購入費ハ本表ニ掲グル施設ノ經費トシテ取扱フモノトス
- 五 建物ノ全部又ハ一部ヲ購入スル場合ニ於テハ其ノ購入費ニ増改築其ノ他新ニ支出シタル經費ヲ加算シタルモノニ付本表ノ建築費ノ限度ヲ適用スルモノトス
- 六 初度調辨費ハ施設ノ種類ニ從ヒ左ノ經費トス
- 七 運動場ニ付テハ陸上競技、籠球、排球、野球、庭球、蹴球及相撲ノ設備並ニ鐵棒、跳箱、平行棒及肋木ノ設置ニ要スル經費トス
- 八 病院其ノ他ノ診療所ニ付テハ寢臺、エツクス線裝置、診療器具、雜器具及煖房裝置ニ要スル經費トス
- 九 炊事場ニ付テハ汽罐、煙突、精米機、炊飯機、鍋釜、調理器具、冷蔵庫、食器、食器消毒機、運搬器具其ノ他ノ備品ニ要スル經費トス
- 十 浴場ニ付テハ汽罐、煙突、桶、體量計其ノ他ノ備品ニ要スル經費トス
- 十一 寄宿舎ニ付テハ寢具、机、椅子其ノ他ノ備品ニ要スル經費及附屬炊事場又ハ浴場ニ要スル初度調辨費トス
- 十二 保育所ニ付テハ机、椅子、玩具、樂器其ノ他ノ備品ニ要スル經費トス
- 十三 維持管理費ハ水道、電氣及瓦斯ノ料金、石炭等消耗品ノ購入並ニ諸修繕其ノ他當該施設ノ維持管理ニ要スル經費トス但シ維持管理ニ從事スル事務ノ職員アルトキハ之ニ要スル經費、敷地又ハ建物ガ賃借ニ係ルモノナルトキハ其ノ地代(運動場ニ付テハ坪三圓、其ノ他ノ敷地ニ付テハ坪六圓ヲ限度トス)又ハ家賃ヲ本表ノ金額ニ加算スルモノトス

會社經理統制令第三條、

第五條、第十二條、第十

三條、第十九條又ハ第二

十一條ノ規定ニ基ク許可

又ハ指定ニ關スル方針

(昭和十五年十月
委員會決定)

一 第三條關係(利益配當ノ許可)

(一) 第三條第一項第一號ノ配當率(以下「一號配當率」ト稱ス)ヲ超ユル率ニヨル配當ハ原則トシテコレヲ許可セザルコト

但シ本令施行直前ノ事業年度ノ配當率ガ「一號配當率」ヲ許可シ得ルモノニハ本令施行後三事業年度ヲ限リ直前ノ事業年度ノ配當率ヨリ年二分(一年ヲ一事業年度トスルモノニアリテハ年三分)減ノ率マデハ「一號配

(2) 直前ノ事業年度ニオイテ役員報酬ヲ支給セザリシトキマタハ設立後最初ノ事業年度ノ役員報酬ナルトキ

ハ營業規模ヲ事業種目、所在地域、營業成績ノ類似スル他ノ會社ノ一般水準ヲ勘案シテ適當ト認メラル、額ヲ限度トシテコレヲ許可スルコト

(3) 合併後最初ノ事業年度ノ役員報酬ナルトキハ原則トシテ合併前ノ各會社ノ最終ノ事業年度ノ役員報酬ノ合計額ノ範圍内ニオイテ(一)ヲ準用シテ適當ト認メラル、額ヲ限度トシテコレヲ許可スルコト

四 第十三條關係(役員賞與ノ許可)

(一) 法定賞與額ヲ超ユル賞與支給ハ原則トシテコレヲ許可セザルコトタシ

イ 本令施行前ニ最終ニ決算ヲ確定シタル事業年度ニツキ支給シタル役員賞與額ガソノ役員賞與ヲ支給セントスル事業年度ノ法定賞與額ヲ超ユル會社ニツイテハ

A 法令施行後最初ニ決算ヲ確定スル事業年度ノ役員賞與ニアリテハ前期賞與額ノ五分ノ四(一年ヲ一事業年度トスルモノニアリテハ三分ノ二以下同ジ)ニ相當スル金額ヲ限度トシテ許可スルコト

會社經理統制令第三條、第五條、第十二條、第十三條、第九條又ハ第二十一條ノ規定ニ基ク許可又ハ指定ニ關スル方針

當率」ヲ超ユル配當ヲ許可スルコト

(二) 第三條第一項第二號ノ配當率ヲ超ユル率ニヨル配當ハ左ニ掲グルガゴトク例外(略)トシテ認ムルヲ適當トスル場合ノホカ原則トシテコレヲ許可セザルコト

二 第五條關係(合併會社ノ配當率ノ指定)(略)

三 第十二條關係(役員報酬ノ許可)

(一) 役員報酬ノ増加支給ハ在ニ掲グルゴトキ例外トシテ認ムルヲ適當トスル場合ノホカ原則トシテコレヲ許可セザルコト

イ 役員報酬ガ營業規模、事業種目、所在地域、營業成績ノ類似スル他ノ會社ノ一般水準ニ比シ劣レル會社ガ一般水準マデコレヲ改善スルガタメニ増給スル場合(從來報酬ガ過少ニシテ賞與オヨビ一般の手當ガ過大ナリシ會社ガ本令施行ノ結果減額セラルベキ賞與オヨビ一般の手當ノ一部ヲ報酬ニ組入レントスル場合ヲ含ム)

ロ 増資ソノ他ノ事由ニヨリ營業規模ガ擴大シタル會社ガソノ營業規模ノ擴大ニ應ジタル増給ヲナサントスル場合

B 本令施行後第二回目ニ決算ヲ確定スル事業年度ノ役員賞與ニアリテハ(A)ニ本ツク許可ヲ受ケテ

支給シタル前期賞與額ノ五分ノ四ニ相當スル金額ヲ限度トシテ許可スルコト

C 本令施行後第三回目ニ決算ヲ確定スル事業年度ノ役員賞與ニアリテハ(B)ニ本ツク許可ヲ受ケテ支給シタル前期賞與額ノ五分ノ四ニ相當スル金額ヲ限度トシテ許可スルコト

ロ 事業ノ性質上マタハ操業開始ニイタラザルナドノタメ利益率著シク低ク法定賞與額ヲソノマ、適用スルヲ不適當トスル場合ニアリテハソノ實情ニ從ヒ特別ノ取扱ヒヲナスコトヲ得ルコト

(二) 法定賞與額ヲ超ユル限度ニオイテ前期賞與額ノ百分ノ百二十ニ相當スル金額ヲ超ユル賞與ノ支給ハ原則トシテコレヲ許可セザルコト但シ

(イ) 一年ノウチニオイテ上期オヨビ下期ニツキ利益金ニ定例的ナル高低ヲ存スル會社ニアリテハ前年相當期ノ賞與額ヲ前期賞與額ト見看スコト、ス、但シコノ場合ニハ前期賞與額ヲ超エテ許可シタル金額ニツイテハコレヲ次期ノ賞與支給ニ關シ前期賞與額ニ

算入セザルヤウ措置スルコト

(ロ) 前期賞與額ガ當該事業年度ノ突發的事情ニヨリ減額セラレタリト認メラルノ場合ニアリテハ前前期ノ經常的ト認メラルベキ賞與額ヲ前期賞與額ト相做スコト、ス

(三) 直前ノ事業年度ニツキ役員賞與ヲ支給セザリシ會社ガ法定賞與額ノ百分ノ七十ヲ超ユル賞與ヲ支給セントスル場合ハ原則トシテコレヲ許可セザルコト

(四) 設立後最初ノ事業年度ニツキ法定賞與額ノ百分ノ七十二相當スル金額ヲ超ユル役員賞與ヲ支給セントスルモノハ原則トシテコレヲ許可セザルコト

但シ既設會社ヨリソノ事業ノ一部ヲ分割シテコレヲ主體トシテ新會社トナシタルモノ、個人經營ガ會社トナリタルモノナドニシテ既設會社ノ役員賞與ノ實情ニ鑑ミコレヲ新會社ノ原則ニヨツテ取扱フコトガ不適當ナリト認メラルル場合ハ法定賞與額ノ範圍ニ於テ適當ト認メラルル金額ヲ限度トシテコレヲ許可スルコト

(五) 合併後最初ノ事業年度ニツキ支給スル役員賞與ニ關シテハ原則トシテ法定賞與額範圍内ニオイテ合併前各會社最終事業年度役員賞與合計額ヲ前期賞與額ト看

期ニ比シ減少ヲ來スベキ場合ハ前年同期率ヲ限度トシテ許可スルコト

會社經理統制令ノ規定ニ

基ク許可、承認、指定、

命令又ハ制限ニ關スル方

針追加第一號ノ件

(昭和十五年十二月十一日)

一 第十二條關係(役員報酬ノ許可)

會社職員給與臨時措置令ニヨリ許可ヲウケマタハ同令ニ本ゾキ報告シ承認ヲウケモシクハ許可ヲ受ケタル準則ニヨリ役員報酬ヲ増額シタル結果、本令施行後最初ニ終了スル事業年度ノ役員報酬ノ合計金額ガ直前ノ事業年度ニ支給シタル役員報酬ノ合計金額ヲ超ユルコト、ナル場合ニオイテハ原則トシテコレヲ許可スルコト

二 第十三條關係(役員賞與ノ許可)

會社經理統制令ノ規定ニ基ク許可承認指定命令又ハ制限ニ關スル方針追加第一號ノ件 九五七

做シテ得ベキ金額ヲ限度トシテコレヲ許可スルコト、ナホ合併前右會社賞與額ガ著シク法定額ヲ超ユル場合ニシテ法定賞與額マデ急激ニ減少セシムルヲ不適當ト認メラル、場合ニオイテハ四、(一)(イ)ニ準ジテ取扱フ

五 第十九條關係(社員昇給ノ許可)

法定ノ限度ヲ超ユル昇給ハ原則トシテコレヲ許可セザルコト

但シ基本給料ガ所在地域事業種目ノ類低スル他ノ會社水準ニ比シ劣レル會社ガコレヲ一般水準マデ引上ゲルタメノ昇給ハコレヲ許可スルコト(從來基本給料ガ過少ニシテ一般的手當賞與ガ過大ナリシ會社ガ本令施行ノ結果減額セラレベキ一設的手當賞與ノ一部ヲ基本給料ニ組入レントスル場合初任基本給料改訂ニ伴ヒ古參社員基本給料ヲ改訂セントスル場合ヲ含ム)

六 第二十一條關係(社員賞與オヨビ一般的手當許可)

(一) 施行規則第二十四條第一項第二號許可ハ原則トシテコレヲナサザルコト
但シ昭和十五年中ニ終了スル賞與期間一般的手當オヨビ賞與合計金額ガ同第二十一條制限ニヨル時ハ前年同

直前事業年度マデハ經費處分ニヨリ役員賞與ニ相當スル金額ヲ支給シ來リタル會社ガ本事業年度ニオイテ役員賞與ヲ支給セントスル時ハ令第十三條第二項第二號ノ規定ノ適用ヲ受クベキモノナルトコロ、コレガ許可ニ際シテハ直前ノ事業年度ニオイテ經費處分ニヨリ支給シタル役員賞與相當額ヲ前期賞與額ニ代用シテ令第十三條ノ規定オヨビ第一回委員會決定ノ運用方針四ヲ準用スルコト

三 第十四條關係(役員退職金ノ準則マタハ支給ノ許可)

(一) 役員退職金準則ノ許可ハ當分ノウチ會社ノ營業規模、事業種目、所在地域、營業成績、役員ノ在職年數資格ナドヲ勘案シマタ當該會社ニオケル從來ノ役員退職金ニ關スル内規、從來ノ役員退職金支給ノ實績ナドヲ參酌シ不適當ナリト認メラレザル限リコレヲ許可スルコト(右ノ準則ニツイテハ「取締役員ノ決議ニヨル」ト定ムルガゴトキ支給ノ金額割合ナドガ不確定ナルモノハコレヲ認メザルコト)

(二) 準則ニヨラザル役員退職金支給ノ許可ハ當分ノウチ會社ノ經理ノ狀況、營業規模、從來ノ役員退職金支給ノ實績オヨビ退職役員ノ功績、在職年數ナドニ照ラシ不適當ナリト認メラレザル限リコレヲ許可スルコト

(三) 役員退職金許可ノ標準ニツキ會社經理統制令施行後ノ在職期間ニ對スルモノニ關シテハ漸次適正ナル基準ヲ設クルコト

四 第二十一條關係(役員賞與、一般の手當ノ許可)

(一) 施行規則第二十四條第一項第二號ノ許可ニ關シ昭和十六年一月一日以後同年六月末日以前ニ終了スル賞與期間ノ一般の手當オヨビ賞與ノ合計金額ガ第二十一條第一項ノ制限ニヨルトキハ前年同期ニ比シ減少ヲ來スベキ場合ニオイテハ前年同期ノ率(前年同期ニオケル一般の手當オヨビ賞與ノ合計金額ノ基本給料總額ニ對スル割合)ヲ許可スルコト、タゞ右ノ許可ニ對シテハ原則トシテソノ支給總額ノ五分ノ一ニ相當スル金額ニツキ施行規則第二十四條第一項ニ掲グル支給方法ニヨラシムベキ條件ヲ付スルコト

前項ノ方針ハ當該賞與期間終了以前ニオイテ主務大臣ノ許可ヲウケテ施行規則第十七條ノ限度ヲ超エテ基本給料ノ一般的改訂ヲナシタル場合ニオイテハコレニヨリ修正ノ上コレヲ準用スルモノトスルコト

(二) 施行規則第二十四條第一項第一號(丙)ノ承認(1) 支給額ガ安全ニ保管セラレ購買力ガ散佚ヲ來サザ

スル事業ニ雇傭セラレ勞働ニ從事スル者又ハ他人ニ雇傭セラレ厚生大臣ノ指定スル勞働ニ從事スル者ヲ謂フ但シ命令ヲ以テ定ムル者ヲ除ク

- 一 鑛業、砂鑛業、石切業其ノ他鑛物採取ノ事業
- 二 物ノ製造、加工、淨洗、選別、包裝、修理又ハ解體ノ事業(電氣、瓦斯又ハ各種動力ノ發生、變更又ハ傳導ヲ爲ス事業及水道ノ事業ヲ含ム)
- 三 土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理變更、破壞又ハ其ノ準備ノ事業
- 四 道路、鐵道、軌道、索道、船舶又ハ航空機ニ依ル旅客又ハ貨物ノ運送ノ事業
- 五 船渠、船舶、岸壁、波止場、停車場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱ノ事業
- 六 土地ノ耕作若ハ開墾又ハ植物ノ栽植、栽培、採取若ハ伐採ノ事業其ノ他ノ農業又ハ林業
- 七 動物ノ飼育又ハ水産動物ノ採捕若ハ養殖ノ事業其ノ他ノ畜産業、養蠶業又ハ水産業
- 八 物品ノ販賣又ハ保管ノ事業

第三條 本令ニ於テ賃金ト稱スルハ賃金、給料、手當、賞與其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ勞務者ヲ雇傭スル者(以下

賃金統制令

賃金統制令

(昭和十五年十月 勅令第六百七十五號)

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第六條ノ規定ニ基ク賃金ノ統制ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル第二條 本令ニ於テ勞務者ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當

- 雇傭主ト稱ス)ガ勞働ノ對價トシテ支給スル金錢、物其ノ他ノ利益ヲ謂フ
- 賃金ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナルトキハ其ノ評價ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム
- 第四條 命令ヲ以テ定ムル雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ賃金規則ヲ作成シ勞務者ニ周知セシムベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ
- 第五條 前條ノ雇傭主ハ賃金規則ニ依リ賃金ノ支拂ヲ爲スコトヲ要ス但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ
- 第六條 第四條ノ雇傭主ハ同條ノ規定ニ依リ賃金規則ヲ作成シタルトキハ十四日以内ニ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ之ヲ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同ジ)ニ報告スベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ
- 第七條 地方長官ハ賃金規則ニ記載シタル事項ガ本令若ハ本令ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ著シク不適當ト認ムルトキハ雇傭主ニ對シ之ガ變更ヲ命ズルコトヲ得
- 第八條 厚生大臣ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ賃金算定方法又ハ賃金支拂方法ニ關シ賃金統制上必要ナル命令ヲ發シ

又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第九條 厚生大臣又ハ地方長官ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ

一定ノ勞務者ニ付最低賃金ヲ定ムルコトヲ得

雇傭主ハ前項ノ最低賃金ノ定アル勞務者ニ付其ノ最低賃

金ノ額ヲ下ル賃金ヲ以テ之ヲ雇傭スルコトヲ得ズ

前項ノ賃金ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 厚生大臣又ハ地方長官ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ

一定ノ勞務者ニ付最高初給賃金ヲ定ムルコトヲ得

雇傭主ハ前項ノ最高初給賃金ノ定アル勞務者ニ付其ノ者

ノ雇入ノ日ヨリ命令ヲ以テ定ムル期間其ノ最高初給賃金

ノ額ヲ超ユル賃金ヲ以テ之ヲ雇傭スルコトヲ得ズ

前項ノ賃金ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 厚生大臣又ハ地方長官ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽

キ一定ノ勞務者ニ付最高賃金ヲ定ムルコトヲ得

雇傭主ハ前項ノ最高賃金ノ定アル勞務者ニ付其ノ最高賃

金ノ額ヲ超ユル賃金ヲ以テ之ヲ雇傭スルコトヲ得ズ

前項ノ賃金ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 第九條第二項、第十條第二項及前條第二項ノ規

定ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニハ之ヲ適用セズ

第十三條 厚生大臣又ハ地方長官賃金ニシテ高額ニ失スト

此ノ場合ニ於テハ其ノ一定ノ勞務者ニ對シ支拂フ賃金ノ

總額ハ其ノ單位生産量ニ對スル額ニ生産量ヲ乗ジテ得タ

ル金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十六條 雇傭主ハ請負單價又ハ請負歩合及賃金算定方法

ニ付地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ請負賃金制ニ

依ル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭スルコトヲ得但シ第九條第

二項、第十條第二項又ハ第十一條第二項ノ規定ヲ妨グズ

第十七條 雇傭主ハ一定ノ勞務者ノ初給賃金及昇給ノ規程

ニ付地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ規定ノ適用ア

ル勞務者ニ付其ノ規程ニ依リ之ヲ雇入レ又ハ其ノ賃金ヲ

増スコトヲ得

第十八條 地方長官ハ左ノ場合ニ於テハ前四條ノ規定ニ依

ル認可ヲ取消スコトヲ得

一 詐偽又ハ不正ノ手段ニ依リ認可ヲ受ケタルモノナル

トキ

二 認可ノ條件ニ違反シタルトキ

三 認可後ノ事情ニ著シキ變更アリタルトキ

第十九條 厚生大臣ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ手當、實物

給與、賞與又ハ臨時ノ給與ノ種類又ハ額ニ關シ賃金統制

上必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

賃金統制令

認メラルモノアルトキハ其ノ額ノ引下ニ付雇傭主ニ對

シ命令ヲ爲スコトヲ得但シ最高初給賃金又ハ最高賃金ノ

定アル勞務者ノ賃金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條 雇傭主ハ左ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ニ對シ

命令ヲ以テ定ムル期間ニ支拂フ賃金ノ總額ガ厚生大臣又

ハ地方長官ノ定ムル平均時間割賃金ニ其ノ就業時間ノ總

數ヲ乘ジテ得タル額ノ合計額ヲ超ユルトキハ命令ヲ以テ

定ムル所ニ依リ豫メ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

一 其ノ者ニ支拂フ賃金ニ付第十五條ノ認可アリタルモ

二 請負單價又ハ請負歩合及賃金算定方定ニ付第十六條

ノ規定ニ依リ認可アリタル請負賃金制ニ依ル賃金ヲ以

テ雇傭スルモノ

三 第十七條ノ規定ニ依リ認可アリタル初給賃金及昇給

ノ規程ニ依リ雇入レ又ハ其ノ賃金ヲ増スベキモノ

四 前各號ニ掲グルモノノ外命令ヲ以テ定ムルモノ

前項ノ賃金ノ範圍、平均時間割賃金及就業時間ニ關シ必

要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 雇傭主ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ一定ノ勞務者ニ

支拂フ賃金ニ付單位生産量ニ對スル額ヲ定ムルコトヲ得

第二十條 厚生大臣ハ勞務者ニ對スル物品ノ販賣又ハ其ノ

委託ノ方法ニ依リ事實上賃金ノ額ガ増減セラルル虞アル

場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ雇傭主ニ對シ勞務者ニ

對スル物品ノ販賣又ハ其ノ委託ニ關シ必要ナル命令ヲ爲

スコトヲ得

第二十一條 雇傭主相互間ニ於テ又ハ厚生大臣若ハ地方長

官ノ指定スル組合若ハ團體ニ於テ賃金ノ協定ヲ爲シ地方

長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ雇傭主又ハ其ノ組合若

ハ團體ノ組合員若ハ團體員(組合又ハ團體ヲ組織スル組

合又ハ團體ノ組合員又ハ團體員ヲ含ム以下同ジ)タル雇

傭主ノ爲ス雇傭ニ於テハ其ノ協定ニ依ルベシ但シ命令ヲ

以テ定ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二條 賃金ノ協定ハ左ノ事項ニ付之ヲ爲スコトヲ得

一 最低賃金

二 最高初給賃金

三 最高賃金

四 定額賃金制ニ於ケル定額給

五 請負賃金制ニ於ケル保證給又ハ單位時間給

六 請負賃金制ニ於ケル請負單價請負時間又ハ請負歩合

及賃金算定方法

七 手當

八 實物給與

九 昇給規程

十 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項

第二十三條 賃金ノ協定ニシテ最低賃金ノ額ヲ下リ又ハ最高初給賃金若ハ最高賃金ノ額ヲ超ユルモノニ付認可アリタルトキハ其ノ協定シタル事項ニ付テハ各第九條第二項、第十條第二項又ハ第十一條第二項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

賃金ノ協定ニシテ第十五條、第十六條又ハ第十七條ノ事項ニ關スルモノニ付認可アリタルトキハ其ノ協定シタル事項ニ付テハ各第十五條、第十六條又ハ第十七條ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケタルモノト看做ス

第二十四條 賃金ノ協定ヲ爲シタル雇傭主又ハ組合若ハ團體ニ於テ其ノ協定ヲ廢止シ又ハ其ノ内容ヲ變更セントスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第二十五條 地方長官賃金ノ協定存スル場合ニ於テ賃金統制上必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ協定ニ加ハラザル雇傭主又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ團體ノ組合員若ハ團體員ニ非ザル雇傭主ニ對シ協定ニ從フベキ

賃金ニ關シ本令ニ定ムルモノノ外賃金統制上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十九條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ賃金臺帳ヲ作成シ其ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ備置クベシ

第三十條 賃金ノ統制ニ關スル重要事項ヲ調査審議セシムル爲賃金委員會ヲ置ク賃金委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第三十一條 厚生大臣又ハ地方長官ハ國家總動員法第三十條ノ規定ニ基キ賃金ノ狀況ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第三十二條 本令ハ國又ハ道府縣ニハ之ヲ適用セズ
本令ハ國際條約又ハ之ニ基ク協定中賃金ニ關スル定アルトキ其ノ制限ニ抵觸スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第三十三條 本令中地方長官トアルハ内地ニ於テ鑛夫（砂鑛業ニ於ケル鑛夫ニ準ズベキ者ヲ含ム以下同ジ）ニ關ス

賃金統制令

コトヲ命ズルコトヲ得

第二十六條 地方長官ハ賃金統制上必要アリト認ムルトキハ賃金委員會ノ意見ヲ聲キ賃金ノ協定ニ付第二十一條ノ規定ニ依リ爲シタル認可ヲ取消スコトヲ得

地方長官前項ノ規定ニ依リ賃金ノ協定ニ付爲シタル認可ヲ取消シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ賃金ノ協定ニ代ルベキ定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ地方長官ノ爲シタル定ハ第二十一條ノ規定ニ依リ地方長官ノ認可シタル賃金ノ協定ト看做ス

第二十七條 地方長官ハ雇傭主又ハ第二十一條ノ規定ニ依リ指定セラレタル組合若ハ團體ニ對シ期限ヲ指定シテ第二十二條各號ニ掲グル事項ニ關シ賃金ノ協定ヲ爲スコトヲ促スコトヲ得

雇傭主又ハ組合若ハ團體ニ於テ前項ノ期限内ニ賃金ノ協定ヲ爲サズ又ハ期限内ニ協定ヲ爲スモ協定ニ付認可ヲ得ザリシトキハ地方長官ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ協定ニ代ルベキ定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ地方長官ノ爲シタル定ハ第二十一條ノ規定ニ依リ地方長官ノ認可シタル賃金ノ協定ト看做ス

第二十八條 厚生大臣ハ勞務供給業者ノ供給スル勞務者ノルモノニ付テハ鑛山監督局長トス

第二十一條及第二十四條乃至第二十七條中地方長官トアルハ賃金ノ協定ノ效力ガ二以上ノ道府縣（内地ニ於テ鑛夫ニ關スルモノニ付テハ二以上ノ鑛山監督局ノ管轄區域）ニ及ブ場合ハ厚生大臣トス

第三十四條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トス

第三十五條 本令中賃金委員會ニ關スル規定ハ南洋群島ニハ之ヲ適用セズ

第三十六條 本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十七條 本令施行前從前ノ罰則ヲ適用スベカリシ行爲

ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

第三十八條 本令施行ノ際現ニ存スル従前ノ規定ニ依リ定ムル未經験労働者ノ初給賃金ノ最低額ハ第九條ノ規定ニ依リ定ムル最低賃金ト看做シ其ノ最高額ハ第十條ノ規定ニ依リ定ムル最高初給賃金ト看做ス

第三十九條 本令施行ノ際現ニ存スル賃金臨時措置令第十條ノ規定ニ依ル組合又ハ團體ノ指定ハ第二十一條ノ規定ニ依ル組合又ハ團體ノ指定ト看做ス

第四十條 本令施行ノ際現ニ存スル賃金臨時措置令第十五條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル労働者ノ基本給、賃金基準又ハ昇給内規ノ定ハ第二十一條ノ規定ニ依リ認可シタル賃金ノ協定ト看做ス

第四十一條 本令施行ノ際現ニ存スル賃金臨時措置令第十六條第一項ノ規定ニ依ル定ニシテ労働者ノ基本給又ハ賃金基準ノ最高額ニ關スルモノハ第十一條ノ規定ニ依リ定ムル最高賃金ト看做ス

第四十二條 賃金臨時措置令第一條乃至第十四條、第十九條、第二十三條、第二十五條第一項及第二十七條第一項ノ規定ハ船員ニ關スルモノヲ除クノ外當分ノ内仍其ノ效力ヲ有ス但シ賃金ノ總額ニ付第十四條ノ規定ニ依リ制限

ニ關シテハ同條中賃金委員會ニ關スル規定ハ之ヲ適用セズ

賃金統制令施行規則

(昭和十五年十月 厚生省令第四十六號)

第一條 賃金統制令(以下令ト稱ス)第二條ノ規定ニ依リ令第二條各號ノ掲グル事業以外ノ事業ニ於ケル左ノ労働ヲ指定ス

- 一 場屋又ハ物品ノ監守其ノ他之ニ類スル労働
- 二 場屋又ハ道路ノ清掃其ノ他之ニ類スル労働
- 三 小使、給仕其ノ他之ニ類スル労働
- 四 寫字、印字、電話交換其ノ他之ニ類スル労働
- 五 機械又ハ器具ノ操作、検査、修繕其ノ他之ニ類スル労働
- 六 物ノ運搬又ハ配達ノ労働

第二條 左ニ掲グル者ハ令第二條但書ノ規定ニ依リ労働者タラザルモノトス

- 一 料理店業又ハ飲食店業ニ従業スル者
- 二 主トシテ家事ニ従事スル者

賃金統制令施行規則

ヲ受クベキ労働者ノ賃金ニ付テハ同條ノ平均時間割賃金定マリタルトキハ其ノ效力ヲ失フ

前項ノ規定ハ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ妨ゲズ第十條ノ最高初給賃金若ハ第十一條ノ最高賃金定マリタルトキ又ハ賃金ノ協定ニ付認可アリタルトキハ各其ノ限度ニ於テ第一項本文ノ規定ニ拘ラズ賃金臨時措置令第一條乃至第十四條、第十九條、第二十三條、第二十五條第一項及第二十七條第一項ノ規定ハ其ノ效力ヲ失フ

第一項但書及前項ノ規定ニ拘ラズ賃金臨時措置令第一條乃至第十四條、第十九條、第二十三條、第二十五條第一項及第二十七條第一項ノ規定ハ第十四條ノ平均時間割賃金、第十條ノ最高初給賃金若ハ第十一條ノ最高賃金定マリタル時又ハ賃金ノ協定ニ付認可アリタル時迄ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ仍其ノ效力ヲ有ス

第四十三條 賃金臨時措置令ハ船員ニ關スルモノヲ除クノ外朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年六月三十日迄其ノ效力ヲ有ス但シ同日以前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ同日後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

第四十四條 本令施行ノ際第十九條ノ規定ニ依リ發スル命令

三 雇傭主ニ於テ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同ジ)ノ承認ヲ受ケ令ノ適用ヲ除外シタル者

前項第三號ノ承認ノ申請書ハ様式第一號ニ依ルベシ

第三條 令第四條ノ命令ヲ以テ定ムル雇傭主ハ同一ノ工場事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ労働者ヲ雇傭スル雇傭主トス

第四條 前條ノ雇傭主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇傭スル労働者ガ十人ニ達シタル日ヨリ三十日以内ニ賃金規則ヲ作成シ掲示其ノ他適宜ノ方法ニ依リ之ヲ労働者ニ周知セシムベシ但シ賃金規則中労働者ノ一部ニ關係アル事項ノ周知方法ハ關係労働者ニ對シテノミ之ヲ爲スヲ以テ足ル

前項ノ雇傭主賃金規則ヲ變更シタルトキハ前項ニ準ジ直ニ之ヲ周知セシムベシ

第五條 賃金規則ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 所定就業時間數
- 二 賃金ノ締切ノ期間及支拂ノ期日
- 三 定額給ノ定アルトキハ其ノ初給額及最低額
- 四 請負賃金制ニ於ケル保證給又ハ單位時間給ノ定アルトキハ其ノ保證給又ハ單位時間給ノ初給額及最低額

五 單價請負、時間請負又ハ歩合請負ノ制アルトキハ其ノ請負單價、請負時間又ハ請負歩合及賃金算定方法
 六 手當ヲ支給セントスルトキハ其ノ手當ノ名稱及額又ハ率竝ニ給舊條件

七 白米、精麥、食事又ハ住居ノ給與ヲ爲ストキハ其ノ數量、評價額及給與條件

八 遅刻又ハ早退ノ場合ニ於ケル賃金ノ計算方法
 九 賃金ノ一部ヲ貯蓄又ハ公債購入ノ爲控除スルトキハ其ノ定ノ要旨

前項各號ニ掲グル事項ノ外賃金ニ關シ必要ナル事項ハ之ヲ賃金規則ニ記載スルコトヲ得

第六條 前條第一項第三號又ハ第四號ノ事項ニ付男女別、職種別、年齢別、勤続年數別其ノ他ノ區分ニ依リ異ル定アルトキハ各別ニ之ヲ記載スベシ

作業又ハ製品ノ種類多數ナルトキハ請負單價、請負時間又ハ請負歩合ニ關スル前條第一項第五號ノ規定ニ依ル記載ハ主要ナル作業又ハ製品ニ付爲スヲ以テ足ル

同種ノ製品ノ製造又ハ同種ノ作業ガ三月以上繼續セザルトキハ其ノ製品又ハ作業ニ付定ムル請負單價、請負時間又ハ請負歩合ニ關スル前條第一項第五號ノ規定ニ依ル記

- 一 早出、殘業又ハ深夜若ハ休日ノ就業ニ對スル歩増
- 二 實物給與但シ白米、精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク
- 三 賞 與
- 四 臨時ノ給與

第十條 令第十條第二項ノ命令ヲ以テ定ムル期間ハ未經験勞務者ニ付テハ三月トシ其ノ他ノ勞務者ニ付テハ一年トス

第十一條 前條ノ未經験勞務者トハ工場又ハ鑛山ニ於ケル左ノ各號ノ一ニ該當セザル勞務者ヲ謂フ

- 一 從事シツツアル勞働又ハ之ト同種ノ勞働ニ三月以上從事シタル經驗アル者
- 二 工場又ハ鑛山ニ於テ六月以上勞働ニ從事シタル經驗アル者
- 三 工場又ハ鑛業ニ關スル國立若ハ公立ノ養成施設ニシテ三月以上ノ修業期間ヲ有スルモノ又ハ私立ノ養成施設ニシテ地方長官ニ於テ之ト同等以上ノモノト認定シタルモノノ課程ヲ修了シタル者
- 四 工業又ハ鑛業ニ關スル學校ニ於テ二年以上學習シタル者
- 五 前號ニ掲グルモノノ外尋常小學校卒業程度ヲ入學資

賃金統制令施行規則

載ハ之ヲ省略スルコトヲ得
 前二項ノ場合ノ外雇傭主請負單價、請負時間又ハ請負歩合ニ關スル前條第一項第五號ノ規定ニ依ル記載ノ全部又ハ一部ヲ省略セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第二號ニ依ルベシ

第七條 第三條ノ雇傭主賃金規則ニ依ル賃金ノ支拂ヲ爲スニ付令第十四條第一項ノ規定ニ依リ又ハ第十四條第一項第三號、第十五條第一項、第二十六條第一項、第二十八條第一項、第二十九條第一項若ハ第三十條第一項ノ規定ニ依リ認可又ハ許可ヲ要スル事項アル場合ニ於テ其ノ認可若ハ許可ヲ受ケザルトキ又ハ賃金ノ協定存スル場合ニ於テ賃金規則ノ記載ガ其ノ協定ノ内容タル事項ト異ルトキハ令第五條本文ノ規定ニ拘ラズ各其ノ事項ニ付テハ賃金規則ニ依リ賃金ノ支拂ヲ爲スベキ限ニ在ラズ

第八條 令第六條ノ規定ニ依ル賃金規則ノ報告ニハ事業ノ種類、從業場所ノ名稱及所在地竝ニ當時雇傭スル男女別勞務者數ヲ具スベシ

第九條 令第九條第二項ノ賃金ハ左ニ掲グルモノヲ含マザルモノトス

格トシ修業年限ヲ四年以上トスル學校若ハ高等小學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ二年以上トスル學校又ハ之ト同等以上ノ學校ノ課程ヲ修了シタル者

第十二條 最高賃金ハ日雇入ルル勞務者又ハ厚生大臣ノ指定スル勞務者ニ付定ムルモノトス

第十三條 令第十條第二項及第十一條第二項ノ賃金ハ左ニ掲グルモノヲ含マザルモノトス

- 一 一月ニ付當該勞務者ノ健康保險法施行令第三條ノ規定ニ依リ定ムル標準報酬日額ノ二日分ヲ超エザル精勤手當
 - 二 就業十時間ヲ超ユル早出若ハ殘業又ハ深夜若ハ休日ノ就業ニ對スル歩増
 - 三 實物給與但シ白米、精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク
 - 四 賞 與
 - 五 臨時ノ給與
- 第十四條 令第九條第二項ノ規定ハ左ニ掲グル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ
- 一 勞務者ガ精神又ハ身體ノ障礙ニ因リ著シク作業能力劣レルモノナルトキ
 - 二 勞務者ノ都合ニ依リ所定就業時間ニ滿タザル就業ヲ

爲ストキ

三 天災事變其ノ他特別ノ事由ニ因リ雇傭主ガ地方長官ノ許可ヲ受ケ最低賃金ノ額ヲ下ル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭スルトキ

雇傭主前項第一號ノ規定ニ依リ最低賃金ノ額ヲ下ル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭シタルトキハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ其ノ雇入ノ日ノ翌月十五日迄ニ様式第三號ニ依ル報告書ヲ地方長官ニ提出スベシ

第一項第三號ノ許可ノ申請書ハ様式第四號ニ依リ其ノ申請ニハ第五條第一項第三號及第四號ノ最低額ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫ヲ添附スベシ

第十五條 令第十條第二項及第十一條第二項ノ規定ハ雇傭主ガ天災事變ニ際シ必要アルニ因リ又ハ左ニ掲グル場合ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケ最高初給賃金又ハ最高賃金ノ額ヲ超ユル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭スルトキハ之ヲ適用セズ

一 作業ノ性質上必要アルトキ
二 勞務者ガ技能特ニ優秀ナルトキ又ハ特技アルトキ
三 其ノ他特別ノ事由アルトキ
雇傭主天災事變ニ際シ必要アルニ因リ最高初給賃金又ハ

第十七條 同一ノ工場、事業場ニ於テ令第十四條第一項各號ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ヲ常時三十人以上雇傭スル雇傭主ハ令第十四條第一項ノ規定ニ依リ地方長官ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

前項ノ認可ノ申請書ハ様式第七號ニ依ルベシ
當該工場、事業場ニ於ケル男女及年齢別一時間平均賃金ノ實績ガ時期ニ依リ著シク異ルトキハ前項ノ申請ニハ申請前一年(一年ノ實績ナキトキハ其ノ實績アル期間)ノ賃金總額計算期間若ハ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ

第十八條 前條ノ認可ハ左ニ掲グル場合ニ之ヲ爲スモノトス
一 工場、事業場ニ於ケル勞務者ノ職種、年齢、經驗年數等ニ因リ必要アルトキ
二 工場、事業場ニ於ケル作業ノ性質又ハ環境ニ因リ特ニ必要アルトキ
三 工場、事業場ニ於ケル作業能率特ニ優秀ナルトキ
四 天災事變ニ際シ其ノ他特ニ必要アルトキ

第十九條 令第十四條第一項ノ認可ハ男女及年齢別一時間平均賃金ニ依リ之ヲ爲シ且其ノ認可ノ日ヨリ一年以内ニ

賃金統制令施行規則

最高初給賃金ノ額ヲ超ユル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭シタルトキハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ其ノ雇入ノ日ヨリ十四日以内ニ其ノ要領ヲ具シ地方長官ニ報告スベシ
第一項第一號及第三號ノ事由ニ因ル許可ノ申請書ハ様式第五號、第一項第二號ノ事由ニ因ル許可ノ申請書ハ様式第六號ニ依ルベシ

第十六條 令第十四條第一項ノ命令ノ定ムル期間(以下賃金總額計算期間ト稱ス)ハ左ノ如シ

第一期 一月一日ヨリ三月三十一日迄(毎月一定ノ賃金締切日ノ定アルトキハ三月ノ最終賃金締切日前三月間)

第二期 四月一日ヨリ六月三十日迄(毎月一定ノ賃金締切日ノ定アルトキハ六月ノ最終賃金締切日前三月間)

第三期 七月一日ヨリ九月三十日迄(毎月一定ノ賃金締切日ノ定アルトキハ九月ノ最終賃金締切日前三月間)

第四期 十月一日ヨリ十二月三十一日迄(毎月一定ノ賃金締切日ノ定アルトキハ十二月ノ最終賃金締切日前三月間)

於テ失效ノ期限ヲ附スモノトス
雇傭主前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ令第十四條第一項各號ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ニ對シ賃金總額計算期間ニ支拂フ賃金ノ總額ハ前項ノ男女及年齢別一時間平均賃金ニ就業時間ノ總數ヲ乘ジテ得タル額ノ合計額ヲ超ユルコトヲ得ザルモノトス
前二項ノ男女及年齢別一時間平均賃金ノ適用ニ關スル勞務者ノ年齢ノ計算ハ其ノ年ノ一月一日ノ現在ニ依ルモノトス

第二十條 令第十四條第一項第四號ノ規定ニ依リ左ノ勞務者ヲ定ム

一 専ラ工場外又ハ事業場外ノ事務所ニ於テ使用スルモノ
二 日日雇入ルルモノ

第二十一條 令第十四條第一項ノ賃金ハ左ニ掲グルモノヲ含マザルモノトス

一 實物給與但シ白米、精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク
二 賞與
三 臨時ノ給與

業種、男女及年齢ノ別ニ之ヲ定ム

前項ノ平均時間割賃金ノ適用ニ關スル勞務者ノ年齢ノ計算ハ其ノ年ノ一月一日ノ現ニ在ルモノトス

第二十三條 令第十四條第一項ノ就業時間ハ休憩時間ヲ含ムモノトス

第二十四條 令第十五條又ハ第十六條ノ認可ノ申請者ハ様式第八號又ハ様式第九號ニ依リ其ノ申請ニハ第五條第一項第五號ニ掲グル事項ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫及最近ノ賃金總計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳

(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ

第二十五條 令第十七條ノ認可ノ申請書ハ様式第十號ニ依リ其ノ申請ニハ初給賃金及昇給ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫並ニ最近ノ賃金總額計算若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ

第二十六條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ大部分ニ時ヲ同ジクシテ臨時ノ給與ヲ爲サントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ臨時ノ給與ノ其ノ給與受クル勞務者ニ對スル平均金額ノ毎年ノ合計額ガ二十圓ヲ超エザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十九條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ大部分ニ時ヲ同ジクシテ臨時ノ給與ヲ爲サントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ臨時ノ給與ノ其ノ給與受クル勞務者ニ對スル平均金額ノ毎年ノ合計額ガ二十圓ヲ超エザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十四號ニ依リ其ノ申請ニハ最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ

第三十條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ勞務者ニ對シ厚生大臣ノ定ムル價格以下ノ代價以テ白米、精麥又ハ食料ノ販賣ヲ爲サントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ其ノ販賣ノ委託ヲ爲サントスルトキ亦同ジ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十五號ニ依リ其ノ申請ニハ最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面及手當並ニ實物給與ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫ヲ添附スベシ

第三十一條 令第二十二條ノ規定ニ依ル賃金ノ協定ノ認可

賃金統制令施行規則

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十一號ニ依リ其ノ申請ニハ手當ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫ヲ添附スベシ

第二十七條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ令第六條ノ規定ニ依リ地方長官ニ報告シタル賃金規則ニ依ルノ外其ノ雇傭スル勞務者ニ實物ヲ給與セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十二號ニ依リ其ノ申請ニハ實物給與ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫ヲ添附スベシ

第二十八條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ其ノ雇傭スル勞務者ニ賞與ヲ支給セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ賞與ノ各支給期ニ於ケル其ノ支給ヲ受クル勞務者ニ對スル平均金額ノ毎年ノ合計額ガ六十圓ヲ超エズ又ハ當該工場、事業場ニ於ケル勞務者ノ健康保險法施行令第三條ノ標準報酬日額ノ平均金額ノ四十日分ヲ超エザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十三號ニ依リ其ノ申請ニハ最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ

ノ申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
一 協定ヲ爲シタル雇傭主ノ氏名及住所又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ團體ノ名稱及所在地

二 協定ノ内容
三 協定ノ行ハルル區域
四 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第三十二條 雇傭主ハ天災事變ニ際シ必要アルトキハ令第二十一條但書ノ規定ニ依リ同條ノ協定ニ依ラザルトコトヲ得

雇傭主前項ノ規定ニ依リ令第二十二條ノ協定ニ依ラザリシトキハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ其ノ要領ヲ具シ十四日以内ニ地方長官ニ報告スベシ

第三十三條 令第二十四條ノ規定ニ依ル賃金ノ協定ノ變更又ハ廢止ノ認可ノ申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 協定ヲ爲シタル雇傭主ノ氏名及住所又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ團體ノ名稱及所在地
- 二 廢止又ハ變更スベキ事項及其ノ内容
- 三 廢止又ハ變更セントスル協定ノ行ハルル區域
- 四 廢止又ハ變更ヲ要スル理由